

平成18年12月18日 美波町議会第2回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、応召議員は次のとおりである。

1 番 新矢 公宏	2 番 江本 昇	3 番 寺下 博子
5 番 久保 行徳	6 番 影山 美雄	7 番 戎野 博
8 番 春田 裕計	10 番 山本 正男	11 番 丸龍 孝敏
12 番 岩瀬 公	13 番 笹田 重信	15 番 坂口 進
16 番 北山 朝彦	17 番 川尻 竹藏	

1、不応召議員は次のとおりである。

なし

1、出席議員は次のとおりである。

1 番 新矢 公宏	2 番 江本 昇	3 番 寺下 博子
5 番 久保 行徳	6 番 影山 美雄	7 番 戎野 博
8 番 春田 裕計	10 番 山本 正男	11 番 丸龍 孝敏
12 番 岩瀬 公	13 番 笹田 重信	15 番 坂口 進
16 番 北山 朝彦	17 番 川尻 竹藏	

1、欠席議員は次のとおりである。

なし

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 松本 晋児

1、地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	藤井 格	助 役	中東 覚
収 入 役	別宮憲一郎	支 所 長	濱 浩治
総 務 課 長	影治 信良	総 務 室 長	木里 茂樹
住民福祉課長	田川 仁重	税務保険課長	山路 和秀
消防防災課長	寺内 康博	企画調整課長	海司 広幸
建 設 課 長	鈴木 義勝	産業振興課長	栗林健二郎
地域振興室長	小坂 進	会 計 課 長	山田 由美
水 道 課 長	今津 秀貴	日和佐病院事務長	古字 直道
由岐病院事務長	木本 節	国民宿舎うみがめ荘支配人	岡本 照彦
教 育 次 長	丸岡 武	保 育 園 長	谷村 正文

教 育 長	谷 崎 満 則	教 育 委 員 長	向 山 篤 宏
監 査 委 員	平 松 満	教 育 委 員 会 分 室 長	原 千 代 子
住 民 福 祉 室 長	谷 口 和 江	日 和 佐 幼 稚 園 園 長	服 部 園 子
由 岐 保 育 園 園 長	瀧 本 美 佐 子	木 岐 保 育 園 園 長	新 開 貴 美 代

1、会議事件は次のとおりである。

報告第 3 号 株式会社道の駅日和佐の事業報告について

議案第 6 8 号 徳島県後期高齢者医療広域連合の設立について

議案第 6 9 号 平成 1 8 年度美波町一般会計補正予算(第 2 号)

議案第 7 0 号 平成 1 8 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 7 1 号 平成 1 8 年度美波町老人保健特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 7 2 号 平成 1 8 年度美波町国民宿舎特別会計補正予算(第 1 号)

議案第 7 3 号 平成 1 8 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

議案第 7 4 号 平成 1 8 年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 7 5 号 平成 1 8 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 7 6 号 平成 1 8 年度美波町水道事業会計補正予算(第 1 号)

議案第 7 7 号 平成 1 8 年度美波町病院事業会計補正予算(第 2 号)

議案第 7 8 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

意見書(案) 第4号 全国森林環境税の創設を求める意見書
 常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

12月18日(月)

(時に午前8時58分)

議

長 皆さんおはようございます。年末を控え、たいへん議員皆さま方には公私ともお忙しいところを、平成18年度美波町議会を招集したところ全員出席くださいます、ありがとうございます。

それでは開会に先立ちまして諸般の報告を行います。

10月19日、徳島県町村議会議員研修会が板野町で開催され、議長他11名の議員が参加出席いたしました。

10月22日、沼津市議会議員による先進地視察研修があり、議長・副議長が出席して避難タワー等について説明いたしました。

11月17日、美波町役場において、解放同盟との話し合いがあり、議長他11名の議員が参加いたしました。

11月21日、海部郡町村議会議長会による高規格道路早期完成の要望書について徳島県選出国会議員に陳情を行いました。議長・局長が出席いたしました。

11月22日、全国町村議会議長大会が東京都で開催され、議長・局長が出席いたしました。

続きまして、議長宛に6件の陳情書等が提出されております。

1 消費税の廃止を求める徳島県各界連絡会、会長 西岡孝義氏より税率引き上げに反対する陳情。

2 子どもと教育、くらしを守る徳島県教職員の会、代表世話人 平岡保人氏より 教育基本法改正法案の慎重な審議を求める陳情書。

3 徳島県労働組合総連合、議長 見田 治氏より 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める陳情。

4 新日本婦人の会徳島県本部、会長 中嶋 蓉氏より 乳幼児医療費助成の拡充を求める陳情書。

5 全日本年金者組合徳島県本部、執行委員長 吉本茂則氏より 老年者控除、公的年金等控除、定率減税の縮小や廃止をやめ、もとに戻す陳情。

6 全日本年金者組合徳島県本部、執行委員長 吉本茂則氏より 最低保障年金制度の実現を求める陳情。以上の6件が提出されております。この資料は、お手元に配付してありますので、ご高覧をお願いして説明に替えさせていただきます。

それでは平成18年美波町議会を開催いたします。

只今の出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、直ちにこれより平成18年美波町議会第3回定例会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配布してある通りでございますので説明を省略いたします。

日程第1 会議録署名の指名について議題とします。

会議録署名の指名については、会議規則第115条の規定により議長より指名いたします。

2番 江本議員・10番 山本議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期については、去る12月11日に議会運営委員会を開催しておりますので議会運営委員長より、この報告をお願いいたします。川尻議会運営委員長。

議会運営委員長

おはようございます。議会運営委員会報告を行います。去る12月11日、議会運営委員会を開催いたしました。委員6名の出席のもと理事者側から藤井町長、中東助役、影治総務課長の出席を求め、平成18年美波町議会第3回定例会に上程予定の議案説明につきまして、慎重に審議いたしました結果、会期は本日12月18日より12月25日までの8日間に開催することに決めました。なお、一般質問の通告は本日正午までといたしておりますので、ご承知願いたいと存じます。

以上、議会運営委員長報告を終わります。

議

長

ありがとうございました。委員長報告が終わりましたので、お諮りいたします。

本定例会の会期については、川尻議会運営委員長の報告の通り本日から12月25日までの8日間とするにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月25日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明を議題といたします。藤井町長。お願いいたします。

町

長

おはようございます。

いよいよ年の瀬となり、何かとあわただしくなってきました本日、美波町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜りまして、ご審議をいただけますこと大変ありがたく存じているところでございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、報告1件、議会の議決を必要とするもの1件、一般・特別・企業会計の補正予算関係9件、人事案件1件の計12議案を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、町長就任以来半年が経過いたしましたところでございますので、町政への取り組みの一端と、第2回定例会以降の町政の動き、また各事業の進捗状況について、それぞれご報告を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

まず冒頭にあたり、お詫びでございます。去る11月23日の昼間から翌未明にかけて、由岐湾内地区全域が水道断水するという事態が発生し、759戸に及ぶ家庭の町民の皆さまに多大なご迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、衷心からお詫びを申し上げますと共に、その事故の概要につきまして、この際報告をさせていただきます。

この断水の直接の原因は、電柱移設工事における掘削作業による水道本管の破損であり、この電柱移設箇所は、県道日和佐小野線と旧の町道が交差し、更に民地の畑が隣接する位置でもあるため、業者は以前から県・町及び所有者個人と、その土地の所有関係を調査し、併せて水道管等の地中埋設物の有無についても確認をしており、町行政側においても、支所・本庁との間で協議を重ね、旧由岐町の町道で町有地であること、更に合併以降引き継がれている資料や、歴代の水道担当者及び水道工事業者への聞き取り等を重ね、近くに水道管が2本埋設されているものの、掘削地点はその2本の中間である、真ん中に位置するという確認から、電柱の移設には問題はないとの結論に至り、業者に対し町有地の占用許可及び作業許可を行ったものであります。

こうした経緯を経て、11月23日に掘削に着手し作業を進めていたところ、突然に水が噴き出したため、業者から通報を受けた町は、水道課及び地域振興室が中心となって復旧作業にあたったものでございます。破損した管は昭和48年頃敷設された200ミリメートルの铸铁管でございます。由岐湾内へ配水する唯一の大動脈であったことから、早急に復旧作業を行うことに重点を置き作業に取りかかりましたが、管路が無いはずの位置からの噴出であったことや、地下2.5メートルの深い位置で、しかも岩盤地層を掘り込んでの埋設であったことなどの特異な事情が重なっておりまして、復旧見込み時間の予測をたてることが、その時点では困難な状況でございました。その状況の町民への素早い情報をお伝えするその対応性につきまして、実は遺憾の点がありましたこと、率直にお詫びを申し上げます。

実際のところ、復旧の見込みが立ちましたのは深夜11時を過ぎており、エアー抜きとか、濁り水の対策を終えたのが、午前3時前後であったことから、最終に復旧ができましたという旨の放送をすることができましたのは、午前7時30分の定時の放送とさせていただいたものであります。

30年前の敷設、その後の県道バイパス工事など、施工当時と現場状況の変化があったとはいえ、最も重要なライフラインである水道本管の位

置情報に誤りがあったことを原因としたトラブルでありまして、住民への給水サービス義務を負う行政といたしまして、誠に弁明の余地、これ無く、誠に申し訳ございません。これを機に直ちに安全な水道管の配管図及び台帳の点検見直しを厳命したところでございます。

また対応でございますが、断水によります濁り水によってメーターが過大となった水道使用量につきましては、適切妥当な合理的な計算に基づいて調整をさせていただくことといたしておりますので、ご了解を賜りたいと存じます。

今回の断水における西の地谷裏、志和岐谷を除く由岐湾内759戸のご家庭の皆さまには、この場をお借りいたしまして、重ねて深くお詫びを申し上げます。

それでは初めに、当面の町政課題解決のため役場内に立ち上げておりますプロジェクトのその後の経過についてご説明いたします。

「情報通信基盤整備」につきましては、先進地の視察を含め10月20日までに、地域通信情報網の整備に係る伝送路調査について作業を行うなど、今後の行動指針について検討してきたところであります。

このことから「美波町地域情報化基盤整備事業基本調査」につきましては、12月5日に4社からのプレゼンテーションを実施いたしまして、今年度末までに「美波町地域情報化基本計画」を策定することといたしております。

併せて牟岐町・海陽両町とも県南部総合県民局指導のもとに、連絡協議する場を設けておりまして、両町と同時進行の取り組みをいたすことといたしておりますので、今後は海部郡3町での共同計画を視野に入れまして、その実現可能性の計画を策定することといたしております。

「木造住宅耐震補強」についてでございますが、木造住宅のスジカイ補強による減災、災害をなるべく少なくすること、減災と地域材の活用を目的としたプロジェクトとして検討してまいりました。

その結果、美波町木造住宅簡易耐震補強費補助金交付要綱を作成し、町単独の制度として11月1日から施行し、県事業の制度適用外の簡易な耐震補強を補助対象とするものでございまして、現在耐震診断を受けた住宅を対象にこの周知に努めているところでございます。

次に「地域資源開発」につきましては、「健康・リフレッシュ」を基本概念に、特に農林水産物のブランドづくりを展開するという戦略を構築すべく検討を行っているところであります。

まずは、海洋深層水からの「天然にがり」ミネラルモルトについて着目し、県外の実践的な研究家のグループによるボランティア提供のノウハウ等もいただきながら、これまで研究グループが3回にわたって現地について、研究・調査等に取り組んでいるところでございます。

次に「持続可能な福祉事業」につきましては、特に高齢者福祉の取り扱

いについて、合併前のまま新町に引き継がれ、その事務内容に差違がありますので、合併後調整することとなっているものについて検討をいたしております。

その中でも、各福祉事業所への「生きがい活動通所支援事業」「送迎サービス事業」「高齢者生活支援ハウス事業」のそれぞれに対する委託金について及び社会福祉協議会への補助金について、積算基礎の見直し等を行い、これを統一すること、併せてこれらを減額、あるいは廃止の方向で検討しているところであります。

「集中改革プランの策定」につきましましては、近年、国・地方を通じて厳しい財政状況の中で、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき、それぞれの地域にふさわしい公共サービスを提供するいわゆる分権型社会システム構築に向けて転換しつつございます。

このような中、平成17年に国から示されました「行政改革の推進のための新たな指針」や平成18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を受け、各地方公共団体においては、行政改革の更なる推進を求められているところであります。

このことから、次の5項目について検討をしているところであります。

事務事業の再編・整理・廃止・統合

指定管理者制度の活用を含む、民間委託等の推進

定員管理の適正化

給与の適正化

第3セクターの見直し

今後、県のヒヤリング等を経て年度内に「美波町集中改革プラン」を策定することといたしております。

次に「旧日和佐高等学校跡地利用」につきましましては、目下、県南部総合県民局並びに県教育委員会と協議を重ねており、当町のかねがね申し上げます利用構想を提案し、具体的な書面・図面を示し、目下交渉に努めているところでございます。

以上が6つのプロジェクトの進行状況でございます。

次に、高知県東洋町の高レベル放射性廃棄物最終処分施設の応募検討についての問題でございます。第2回定例会後の町としての対応について申し上げます。10月11日東洋町内で行われました町民を対象とした勉強会に、当町の職員を出席させ、内容について原子力発電環境整備機構からの説明を聞くなど、調査・情報の収集及び海部郡内での3町長同士の意見交換に努め、11月21日付けで海部郡内3町長の連名により、東洋町長に対し、その慎重に対処してほしい旨の申し入れをしたところでございます。

次に、第2回定例会以降の町政の動きについて申し上げます。

はじめに総務関係でございますが、全国的に飲酒運転による事故が相次

いでいることから、特に公務員の飲酒事故が続発していることを受け、人事院の懲戒処分指針を基にした「美波町職員による自動車事故等の取扱規程」これの見直しを行い、酒酔い・酒気帯びの飲酒運転による場合の区分を設けるなど、処分基準の明確化と厳罰を図ると共に、飲酒運転などの行為を教唆、または、ほう助した者についても処分することを明文化し、また新たにひき逃げ・あて逃げなどの悪質な交通法令違反行為についても、政令を基に処分を加重するなどの処分を科す内容に改正をいたしているところでございます。

次に、医療職員の採用試験についてでございます。来年3月に、去る議会でも質疑がございましたが、美波町立由岐病院の看護師5名が退職すること、それに加えまして看護師配置基準の改正に伴う、由岐・日和佐両病院での基準充足の観点から、看護師の募集を行い11月10日に募集を締切り、その結果、15名の応募がございました。11月20日に一次試験・12月6日に二次試験を実施しまして、13名に採用決定通知を発送したところでございます。

次に、企画調整関係でございますが、第2回定例会でご承認をいただきました、美波町総合計画策定業務につきましては、現在委託業者の選定を行っているところであります。

この選定につきましては、11月2日の指名審査会で10業者を指名し、11月28日に選定委員6名による1次審査を経て、12月11日に4業者によるプロポーザル方式による第1位の交渉権者を決めてございまして、これからはヒヤリングを実施し、業者決定をするという最終段階を迎えているところでございます。

地域づくり推進事業につきましては、10月13日に第2回目の「地域づくり審査会」を開催し、阿部地区から出されておりました、都市・地域間交流事業の1件を審査し、これを採択をいたしております。

コミュニティ助成事業につきましては、8月末までに日和佐地区及び木岐地区での3件の事業が採択され、事業の実施がされておりますが、9月20日に至り追加事業として、伊座利地区の交流事業が、一般コミュニティ事業として交付決定されましたので、補助申請を行ったところでございます。

次に、地域の声を行政に反映し、地域の活性化を持続的に進めるために、各地域の代表や関係団体等が参画する、いわゆる地域連絡協議会の設置作業でございますが、これは8月3日に開催されました町内会連合会総会を受けまして、9月20日に「地域連絡会準備会」を発足させ、その設置に向けた検討を行っている最中でございます。

次に、支所における企画調整関係であります。まちづくり交付金事業のうち、由岐東部地区については、阿部公民館改修工事及び旧明神荘の改修工事については、竣工検査を終え、目下供用を開始いたしております。

す。

また、由岐西部地区のうち、東由岐のネプトの避難拠点施設と須花の避難路並びに木岐西町第1工区の避難路につきましては、11月20日に入札を行い工事を進めております。

次に、地域資源活用構想等支援調査業務につきましては、実施主体の形成が難航したことを受けまして、国土交通省地方整備課及び由岐地域都市農山漁村交流推進協議会の正副会長と協議を行い、木岐まちづくり委員会いわゆる「わいわいK i K i」を核として、当初予定しておりました料理研究や地域間交流事業、あるいは「地域の台所実験事業」を行うこととなり、委託事業である空き家の実態調査とも連携しながら順次事業を進めているところであります。

次に、住民福祉関係でございますが、本年10月に施行されました「障害者自立支援法」において、従来個別の法体系でございました身体障害・知的障害・精神障害の三つの障害における福祉サービスが、一元化されることになりました。

この「障害者自立支援法」においても、地域生活支援事業を実施しているところでございますが、特に障害者支援事業の基本ともいえる相談事業につきましては、以前から海部郡内の旧6町が「社会福祉法人・柏涛会」に委託し、広域実施してきた障害者相談支援事業に加え、精神障害を対象とした相談支援事業及び地域活動支援センターを「とみた県南コミュニティセンター」へ委託し、実施することといたしております。

今回の精神障害を対象とした支援事業につきましては、協定によりまして海部郡3町と那賀郡1町の4町で、広域で実施することといたしております。

次に、産業振興関係でございますが、海部郡の豊富な地域資源を活用した体験型観光を推進する「南阿波よくばり体験推進協議会」では、去る9月26日から27日の両日に初めて、県外広島県内の中学生165名の修学旅行生を受け入れ、本町では定置網の漁業体験や魚のおろし方、また、ウミガメの甲羅洗いなどの体験を行っていただいたところです。旅行後のアンケート調査でも好評との結果を得ていることから、来年度についても2~3の学校からすでに問い合わせもありますので、引き続きインストラクターの養成と研修を重ね、受け入れ体制の充実に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

都市との交流の一環として、12月3日大阪府堺市白鷺団地を訪れ、日和佐地区の農業・漁業の婦人グループ及び林業関係者と共に、地場産品・特産物の即売や餅つきの実演を行い、併せて乙姫大使や青年浦島太郎による観光宣伝・団地の自治会役員との産物についての意見交換を行うなど、都市に住む方々との交流人口拡大のPRに努めたところでございます。

次に、支所における産業振興についてであります。今年で16回目を迎えた「由岐伊勢エビまつり」につきましては、由岐商工会を事務局に実行委員会を構成して、10月22日に開催をいたしました。天候の影響もあって、昨年より若干入り込み客が少なかったと思いますが、無事盛況のうちに終えることができました。

新山村振興農林漁業特別対策事業の伊座利漁協横に計画している、地域資源活用総合交流促進施設につきましては、12月15日に入札を行い年度内に完成を目指すことといたしております。

また、特定農山村地域総合支援事業としての今年度の地球元気村につきましては、11月18日、19日に伊座利地区を会場として「バンダナアート展」との連動で開催をしたところであります。

次に、建設関係でございますが、はじめに町の工事についてご報告をいたします。

赤松字高瀬の榎原宅裏山の県単治山事業と県単急傾斜地崩壊対策事業の第1分割、第2分割の合併工事は順調に工事が進捗をいたしております。

また、志和岐の避難場所となっております吉野神社裏山の県単急傾斜地崩壊対策事業につきましては、10月にすでに完了をいたしております。

4月の豪雨により被害を受けました、公共土木施設災害関係の工事につきましては、赤松地区木戸谷川ほかの河川災害復旧工事5箇所の入札を行い、12月8日に入札を実施し、すでに工事に着手いたしております。

公共下水道の工事につきましては、奥河内字本村地域の管渠工事を県道の「さきがけ販売店」前交差点付近で推進工事を発注しております。

奥河町の公民館までの山側の掘削工事につきましては、下水道施設の耐震設計基準の改正があったことから、耐震設計を現在行っておりますので、その結果を待って来年2月頃に発注をしたいと考えております。

次に、支所における建設関係でございますが、町工事における西由岐2箇所・志和岐1箇所・阿部1箇所の道路工事と、伊座利の県単急傾斜地崩壊対策工事は完了をいたしております。

国庫補助事業として、漁村再生交付金を受けて実施しております伊座利漁港沖防波堤につきましては、第2回定例会で請負契約のご承認をいただき、その後工事は順調に進捗をいたしております。

次に、漁業集落環境整備事業としての志和岐漁業集落排水事業は、終末処理施設の設計委託業務で、町の厳しい財政状況等をも考え、ランニングコストの少しでも安い終末処理施設を設計すべく、目下慎重に検討を重ねているところでございます。

次に、県工事の主なものについてご報告を申し上げます。

はじめに道路関係でございますが、県道阿南鷲敷日和佐線では赤松の寺野橋架替工事は、上流側と下流側共に上部・下部工事はすべて発注されております。

赤松由岐線では、北河内字久望で局部改良工事が10月に発注され、遅れておりました赤松字野田での測量立ち入り調査は今月に、日和佐小野線では、西の地の山の神での高規格道路関連の局部改良工事が10月に発注されており、由岐坂の側溝整備については、年明けに発注と伺っているところであります。

また、厄除け橋の橋梁修繕工事はイワツバメの生息調査を終え次第、今月にも年内にも発注とお聞きいたしております。

日和佐牟岐線での交通安全対策事業につきましては、年明けにその発注をすると伺っております。

次に、河川・砂防関係でございますが、河川では、奥潟川の統合河川整備事業は千羽口橋上流護岸と樋門下部工事につきましては、発注がされております。

日和佐川の河川特殊改良工事は住民説明会が済み、張コン・ブロック製作が2月に発注されると聞いているところでございます。

砂防では、西の地における中由岐の老朽化した法面改修と避難階段新設を急傾斜地崩壊対策事業として、設計が引き続き行われており、現地踏査及び住民説明会並びに境界立会を行うなど、県・町共々に誠心誠意を持って、地元調整に目下あたっているところであります。

次に、漁港・港湾関係でございますが、由岐漁港で臨港道路の望篋橋架替の下部工事は来年2月末の完成予定でありまして、上部工事については2月末の発注予定で、望篋橋の工事完了は来年6月頃となると伺っているところであります。

阿部漁港でマイナス2メートルの維持浚渫を来年1月に発注するとお聞きしており、日和佐港恵比須浜防潮堤陸こう工事は先月発注されております。

また、恵比須浜防波堤先端部の80トンテトラの消波工事と、日和佐港寺込川吐き出し部での港湾維持の矢板等根固め工事につきましては、来年1月の発注と聞いておるところでございます。

次に、高規格道路の日和佐道路についての進捗状況でございます。田井のインターの名称を募集しておりましたところ104名の応募があり、その名称は「由岐インター」と決定し、12月13日に名付け親の表彰式が国土交通省サイドで行われたところでございます。

主な工事についてはすべて発注されており、木岐地区の高架についても順調に進捗しており、引き続き来年春の北河内から由岐インターまでの供用に向けた、最終工事が目下進められているところでございます。

来春一部開通予定であることから、開通前のイベントについては、3月に地元子どもらによる道路法面等への、ドングリ苗等の記念植樹を行う予定であります。

また、4月の第4週に開通式を行うと聞いており、本番直前になにがし

かのイベントを国・県及び町で考えていくことといたしてありまして、国交省において目下その内容について、検討がなされておるところでございます。

次に、国道関係の工事ではありますが、弁才天の歩道工事は完了し、日和佐トンネル及び久望トンネルの照明改修と補修工事が、発注されたと伺っているところです。

次に、消防防災関係でございますが、10月18日に日和佐地区恵比須浜岸壁におきまして、「第2回徳島県警察広域緊急援助隊等による災害警備定期訓練」が実施されました。徳島県警・陸上自衛隊・海部消防組合の他、地元恵比須浜自主防災会が、避難誘導訓練に参加し、警察隊を中心とした、住民避難と津波による被災者の救助活動訓練が行われました。また、11月26日には、「南部圏域津波避難訓練」が海陽町の「まぜの丘」を会場といたしまして、県・海部郡の3町と関係機関等が参加しての合同訓練で、本町からは由岐地区の自主防災会3団体と日和佐地区2団体、並びに消防団から16分団が参加して、応急救助訓練・負傷者搬送訓練・倒壊家屋からの救出訓練など取り組んでいただきました。

この訓練に先駆け、町内においては早朝7時から大津波警報が発令されたとの想定で、津波避難訓練を実施いたしました。

次に、日和佐地区を対象とした美波町津波避難計画策定業務は、11月22日に入札を行い、来年3月15日までに策定をすることといたしてあります。

由岐地区での「都市再生モデル調査」では、10月7日から9日まで「みなみ防災福祉ツーリズム」を実施いたしました。海部高等学校や兵庫県からは県立舞子高等学校の生徒37名の参加を得て、高校生の防災学習交流を通じて地域の現状と課題を探り、地域における防災福祉を起点とした、いわゆるツーリズムの仕組みづくりを検討いたしました。

12月2日には「みなみ防災まちあるき点検」を首都大学東京、慶応義塾大学、人と防災未来センターから研究員5名を招き、由岐湾内3地区での自主防災会と共に、危険箇所や防災資源・福祉の視点から、まちあるき点検を実施いたしました。尚、これらの点検結果につきましては、今後の防災福祉のまちづくり等の講習会で、その実践結果を活用することといたしてあります。

次に、教育関係でございますが、日和佐小学校耐震改修のその後の進捗状況について申し上げます。このことにつきましては、県教育委員会から正式に建替えへの補助対象となる旨の決定がなされました。それを受けまして現在地に建て替えることを念頭におきまして、今後設計委託料・地質調査委託料等の必要経費の算定を進めているところであり、この経費につきましては、来年度の当初予算に計上したいと考えておるところでございます。

小学校・中学校のスクールバス5台と、由岐地区の給食運搬車1台の委託業務につきましては、経費を見直した上で、10月末日に町内運送業者による競争入札を行い、11月から新たな委託料での業務を遂行しているところでございます。

次に、県企業局が水力発電事業開始50周年を記念とし、マイクロ風力・太陽光ハイブリットシステムの寄贈事業を展開すると聞き及び、日和佐中学校がこれに応募いたしたところ採択されました。寄贈された機材については、理科・技術を中心とした教科学習の他、環境エネルギー問題に対する知識の高揚に活用を図っていくことといたしております。

次に、日和佐幼稚園と日和佐保育園との幼・保一元化につきまして申し上げます。国・県において制度化したいいわゆる「認定こども園」を視野に検討してまいりましたが、当町においてはただちに「認定こども園」への移行は難しいとの判断から、当面平成19年度については移行への準備期間として、両施設を統合したセンター方式で運営することとし、関係する保育所側、幼稚園側の保護者に過日説明会を行ったところであります。将来的には幼児教育については3歳から5歳までを検討しております。今回については、0歳から3歳までは保育園、4歳から5歳までは幼稚園と内容についての変更はございませんけれども、保育園については、保育に欠ける要件をこの際外し、希望があれば保育に欠けない乳幼児の受け入れをすることといたしております。このことから施設の増設が必要でございますので、この際その改修関連工事費を補正予算に計上させていただいているところであります。

次に、社会教育関係であります。11月3日と5日、由岐・日和佐両地区において、町民運動会が開催され、様々な競技に大勢の町民が参加され「健康・元気」を確認すると共に親睦を深めた一日でありました。

11月20日には作家の畑正憲氏を迎え、美波町文化講演会を開催いたしました。昨今のいじめによる自殺についても、お話の中で取り上げた「命に恋して」という演題に、大勢の町民の皆さまは熱心にお聞きした講演会でございます。

美波町田井遺跡保存・活用検討協議会が発足し、協議会委員15名と会長並びに正副会長が決定されております。

この遺跡からの出土品、出土物については、徳島県埋蔵文化センターで調査・分析をしていただいております。平成19年度中にはその結果が示されることとなっております。

次に、病院関係の美波町医療対策援助基金による、徳島大学医学部第1外科医局との、「地域医療共同研究」についてであります。これは徳島大学と美波町立病院を結ぶ、遠隔医療システムの構築を行うものであります。この研究実施に伴う援助金の交付申請の提出を受け、有識者4名・病院部局4名・町長部局2名からなる計10名の「美波町医療対策基金

運営協議会」を設置すると共に、10月16日には基金の運用に関する事項を協議するための協議会を開催し、申請のありました共同研究援助金について承認することとなりました。

このことから、国立大学法人徳島大学と美波町との間で共同研究契約を締結することとなりましたので、ご報告いたします。

まず、本年度における研究スケジュールといたしましては、インターネット回線調査を行い、それに対する必要機器の設定をし、徳島大学医学部と日和佐病院医局との間において、試験施行として、テストとして、この12月21日に実際にライブ手術を行い、これからの当町と徳島大学双方における必要な補充機器の購入を進める計画といたしております。以上諸般の報告をいたさせていただきます。

議員各位のご理解をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提案し、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明を申し上げます。

はじめに、報告第3号は「株式会社道の駅日和佐の事業報告について」であります。このことにつきましては地方公共団体が出資している法人で、資本金・その他に準じるものが、2分の1以上を出資している法人については、その経営状況を議会に報告することが義務づけられております。株式会社道の駅日和佐につきましては、町が資本金の55%を出資しておりますので、地方自治法第243条の3の規定に基づき、その経営状況を報告するものでございます。

次に、議案第68号につきましては「徳島県後期高齢者医療広域連合の設立について」でございます。ご承知のように医療制度改革関連法の施行に伴い、高齢化社会に対応するため75歳以上の後期高齢者について、平成20年度から新しく独立した高齢者の医療制度が創設されることとなっております。保険料の徴収義務は市町村が行い、財政運営は都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合がその運営を行うこととなっております。

このことから、現在徳島県においても広域連合設立準備委員会において、設立が進められており、平成19年2月1日に徳島県後期高齢者医療広域連合が設立される予定でございます。広域連合の設立にあたりましては、その規約の協議については、地方自治法第91条の11の規定により、各市町村議会の議決を経る必要がありますので、議案をこの際上程するものでございます。

続きまして、議案第69号から第77号までは、平成18年度美波町の一般会計・特別会計・事業会計の補正予算でございます。

まず、議案第69号の「平成18年度美波町一般会計補正予算」につきましては、既決予算の総額に161,859千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を4,924,364千円とさせていただきます。

それでは、今回の補正での歳出の目について、主なものを中心にご説明いたします。

14ページの一般管理費で、退職者6名があることから、退職手当組合への負担金を含め、19,696千円を計上いたしております。

諸費では地域バス路線の運行費補助金として、徳島バス阿南と徳島バス南部への補助金9,484千円を計上いたしており、また、企画費では職員の年度内異動に伴う給料等の調整と、一般コミュニティ助成事業としての、伊座利地区の交流事業への補助金を含めた6,119千円を計上いたしております。

15ページの知事及び県議会議員選挙費でございますが、来年4月は統一選挙があることから、4月8日には知事選挙と県議会議員選挙が執行されます。平成19年度早々の選挙ということから、平成18年度から事務等の選挙態勢を整えておく必要がございますので、今回の補正予算には、3,721千円を計上いたしております。

16ページの社会福祉総務費では、地域包括支援センター職員1名について、未計上であった職員手当・共済費の計上。繰出金での国保基盤安定化事業繰出金としての保険税軽減分については、国保会計における対象経費が内定したことによる減額、国保財政安定化支援事業繰出金は、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための一般会計繰出に要する経費追加等に、4,189千円を計上。

老人福祉費では、扶助費の老人保護措置費で被措置者が増えたことによる追加と、繰出金で老人保健事業特別会計の支出の増による繰出金の追加等で、28,389千円を計上。

また、障害者福祉費では、扶助費の身体障害者補装具給付費の支出増と前年度国庫補助事業における超過事業分を返還するための、償還金を含め2,071千円を計上いたしております。

17ページの人権啓発費では、牟岐町に所在しております郡内3町で運営しておりますところの海部郡総合センターの建物の雨漏り防水修繕の負担金、3町で5,100千円必要だそうでございますが、その負担金1,700千円を計上。保育園費では、幼稚園を含めたセンター方式で運営を行うことから、また、保育に欠けない乳幼児の受け入れをすることによる、先ほど申しあげましたことの施設の増設工事費等11,228千円を計上いたしております。

保健衛生総務費では、基金からの取崩しによる、国立大学法人徳島大学と美波町との共同研究契約の医療対策援助金等3,491千円を計上いたしております。

18ページの農業振興費では、水稻の育苗作業段階における農薬の使用を低減し、周辺環境に配慮した苗の生産に努めるための、種子の温湯消毒機の導入補助金1,267千円を計上。

農地費では、県単土地改良事業費の工事費として、奥河内の未舗装である町道櫛ヶ谷2号線及び3号線の舗装新設工事費 5,900千円を計上。

農山漁村活性化費では、基金からの取崩しによる、漁業関係の活性化のための補助金でございまして、要望件数が増えたことによる追加でありまして、1,000千円を計上いたしております。

19ページの漁港管理費では、由岐漁港望筒橋架替え工事での工事費が増額となったため、負担金の追加として 2,800千円を計上。

漁業集落排水費では、志和岐漁業集落排水事業での起債充当額が増えたことにより、特別会計への一般会計の繰出金 1,000千円を減額いたしております。

土木総務費では、職員2名分の給料等について、公共下水道特別会計とに振分け計上いたしておりますが、その調整等に 2,135千円を計上しております。

20ページの砂防費では、赤松樫原宅裏の県単急傾斜地崩壊対策工事の追加として、6,240千円を計上いたしております。

消防施設費では、衛星携帯電話2台を購入し、本庁・支所に各1台をそれぞれ設置することといたしておりますので、1,164千円を計上。

災害対策費では、県防災ヘリコプター運行連絡協議会負担金 1,041千円を計上いたしております。

21ページの緊急津波対策事業費では、県の緊急津波対策事業費の補助を受け、日和佐浦地区に津波避難タワーを建設するものでございまして、ボーリング調査費を含め 35,409千円を計上いたしております。教育費における事務局費の 1,892千円と、幼稚園管理費の 1,050千円につきましては、臨時教員等の人件費にかかる不足分の調整でございます。

25ページの医療対策援助基金費につきましては、第2回定例会で特別職の報酬カットを行いました額、すなわち 1,460千円を積立てるものでございます。

以上が、今回の補正予算における主な歳出でございます。

なお、これらの歳出に充てる主な財源といたしまして、特定財源では、国・県支出金 19,656千円、地方債 34,400千円、その他として 9,136千円であり、一般財源として 98,667千円を充てることといたしております。

次に、議案第70号の「平成18年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算」につきましては、既決予算の総額に 97,155千円を追加し、歳入・歳出の総額を 1,233,156千円といたしております。

まず、歳入の主な補正は、国庫支出金で 11,738千円の追加。療

養給付費交付金で 78,410千円の追加。県支出金で 7,234千円の追加。繰入金で 234千円の減額としており、いずれも歳出の補正に伴う財源調整が主なものでございます。

次に歳出の補正は、保険給付費の増加に伴う予算調整でございます。先ず、一般管理費では給料及び共済費等の人件費の予算調整を行っておりまして、保険給付費では、一般・退職被保険者共に対前年度同期と比較いたしまして、療養給付費等が増加しておりますので、3月末までの支払い見込み額を確保するため、今回の補正予算をお願いするものでございます。追加するものでございます。

次に、議案第71号の「平成18年度美波町老人保健事業特別会計補正予算」につきましては、既決予算の総額に 156,102千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を 1,391,990千円といたしております。

歳入については、老人保健診療報酬や医療費の支払いに充てるため、支払い基金交付金から 82,733千円、国庫負担金から 48,911千円、県負担金から 12,228千円、そして一般会計からの繰入金 12,230千円を追加補正いたしております。

歳出については、医療諸費の医療給付費及び医療支給費について、現時点での執行済み額と今後の支払い予定額を勘案し、今回の補正予算で追加するものでございます。

次に、議案第72号の「平成18年度美波町国民宿舎特別会計補正予算」につきましては、補正額はなく、歳出予算項目を組み替えした補正予算であります。

一般管理費の人件費に 220千円を追加し、予備費を 220千円減額したもので、歳入の補正はございません。

次に、議案第73号の「平成18年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算」につきましては、既決予算の総額に 12,372千円を追加、歳入・歳出予算の総額を 99,756千円といたしております。

前年度の繰越金が確定したため、歳入の繰越金に 12,372千円を追加し、歳出では財政調整基金への積立金に 10,000千円、予備費に 2,372千円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、議案第74号の「平成18年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算」につきましては、補正額はなく、歳入予算項目を組み替えた補正予算でございます。

歳入で町債を 1,000千円追加し、一般会計繰入金を 1,000千円減額したものでございまして、歳出の補正はございません。

次に、議案第75号の「平成18年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算」につきましては、既決予算の総額に 315千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を 111,814千円といたしております。

これは紫外線滅菌装置ランプ等の消耗品費の 315 千円を追加するものであり、歳入では過年度受益者負担金を同額充当することといたしております。

次に、議案第76号の「平成18年度美波町水道事業会計補正予算」につきましては、収益的収入及び支出の支出として、営業費用に人件費と賃金の追加 280 千円を計上したものでございます。

次に、議案第77号の「平成18年度美波町病院事業会計補正予算」につきましては、収益的収入及び支出の収入として、医療外収益に地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金の公的負担の追加 221 千円を計上したものでございます。

最後に、議案第78号の「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて」美波町の人権擁護委員の定数は、合併特例によりまして平成19年3月31日までは6名で、それ以降の定数は4名となり、由岐地区2名・日和佐地区2名となります。現在、由岐地区の委員3名のうち2名の方の任期が平成19年3月31日までとなっており、両氏とも辞任したい旨の意向であるため、新たに1名を推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。なお、その手続きに3ヶ月を要することから、今議会への上程としたものでございます。

以上、提案いたしております議案の主だったものの概要についてご説明を申し上げます。

さて、先般、発足した安倍政権の経済政策を示す新中期方針いわゆる「日本経済の進路と戦略」の原案が明らかにされました。その中で、日本経済が直面する課題として「人口減少による成長制約」「地域間の不均衡と格差固定化への懸念」「極めて厳しい財政状況」の3つが掲げられ示されております。

その中で、特に3番目の課題でございます「財政状況」については、「極めて厳しい」という表現がされており、このことは特に本町の財政状況についても、また同様でございます。地方交付税に大きく依存した財政運営の中で、来年度から導入されると言われております「新型交付税制度」による試算におきましても、平成19年度の地方交付税総額は、マイナスになるという厳しい見込みも出されております。このような状況をしっかりと踏まえ、今後は、行財政改革を推進することにより、経常収支比率、公債費比率などの財政指標を改善させ、財政の健全化を図り、新たな行政需要に弾力的に取り組むことのできる体質にしていかなければならないと存じております。

このため、本町におきましては、歳出全般にわたる徹底した見直しを図ると共に、国が示している総人件費改革にも取り組むことといたしております。当面は一般行政部門における新規の職員採用は行わず、組織改革・事務改善等により対応してまいりたいと考えているところであり

ます。

しかしまた、このような状況の中ではございますが、真に住民の特に少子高齢化の進む当町のような行政として、対応していかなければならない政策あるいは課題はたくさんあると思われまます。それにつきましては、いわゆる「選択と集中」の視点に立って、重点的に対応できる簡素で効率的な行政の実現に努めてまいりたいと考えております。同時に、地域の特色を活かす創意と工夫をもって、将来のために、芽生える種をも蒔かなければならない時でもあるのではないかと考えているところであります。どうかなにとぞ、議員各位におかれましては、様々な角度からのご意見・ご提言・ご指導を賜ることをお願い申し上げますところでございます。

以上簡単でございますが、諸般の報告並びに提案説明といたします。

なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案通りご承認を賜りますようお願い申し上げます、わたくしの提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議

長 町長提案理由の説明が終わりました。これより休会いたします。

12月21日(木)

(時に午前9時00分)

- 議長 おはようございます。
ただ今の出席議員は全員でございます。定足数に達しておりますので、これより休会前に引き続き会議を再開いたします。
本日の日程につきましては、お手元に配布してある通りでございますので、説明を省略いたします。
これより日程第1 一般質問を行います。北山議員。
- 16番議員 一般質問の前に、少し聞いておかなければならないと思うことがあります。それは、初日に町長の提案理由の中に「ライブ手術」というものが、本日21日に試験試行されるというように伺いましたので、その内容について、もう少し詳しくお聞かせを願えたらと思うんですけど。
- 議長 お諮りします。北山議員が今のような意見でございますが、どうですか。小休して説明を聞きますか。賛成の方は、挙手願います。
大勢のようでございますので、小休して説明を聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。小休いたします。

(時に午前9時02分)

(時に午前9時19分)

- 議長 ただ今より再開させていただきます。
一般質問の通告者は7名でございます。
11番 丸龍議員を指名いたします。11番 丸龍議員。
- 11番議員 みなさん、おはようございます。本日は2点質問いたします。どうぞ答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。
我が国は現在、男女共に平均寿命世界に誇る長寿社会を迎える一方、出生数が20年近く低落傾向を続ける少子社会となっております。皆さんもご存知と思いますが、今朝の新聞報道等でも報道がございましたが、世界に例を見ないスピードで高齢化が進み、2020年には全人口の4人に1人を占めるといふ超高齢化社会になると推測されております。このような長命少産社会の中で、本当に長生きしてよかったと喜び合える、活力と優しさに満ちた長寿福祉社会が、我が町にも当面する大きな課題の一つとわたし自身考えるわけでございます。そのような福祉社会の中、ことわざにもございますが、「ゆりかごから墓場まで」ということばがあります。今回そのような観点から、墓場、墓地の環境保全及び整備について、質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

美波町特に旧日和佐町大浜海岸の近くの墓地でございますが、その墓地は雑然としており、どこが通路で、どこまでが個人の区域かわからなく、荒れ果てたお墓も数多く見受けられるものであります。このままでは祖先崇拜の念も薄れていくのではないかと、わたくし自身考えております。そこで墓地の区画をきっちり整理し、また、どのような構想をお持ちなのかお聞きしたいと思います。当町に住んでいらっしゃる方は、春と秋のお彼岸にはお墓の周辺の草刈・清掃等をしたりと適度な保全がされておりますが、しかし、本町はご存知の通り過疎地域であり、お墓は当町にあるが、現住所は他の市町村に有ると。また、県外で生活している方も多数いらっしゃると思います。そのような方々は、よくて年に1回もしくは2回程度の帰省であり、年間を通じて墓地の環境を適切に保全することを期待することは無理な相談であります。いくら自分のお墓の周りの周辺をきれいにしても、隣のお墓は雑草が生い茂りという環境は、決して望ましいことではありません。そこで、町当局が町全体、お墓の環境を良好に保全するために、どのような対策をとっていただけるのか。また、井ノ上地区の墓地今後どのような整備改修をしていかれるのか。併せてお聞きしたいと思います。

また、大体で結構ですが、墓地自体どのぐらいの数があるのか、町当局は把握しているのか、併せてお聞きいたします。

続きまして、2点めであります。先の12月18日の町長提案説明の中でもおっしゃっていましたが、人事院の懲戒処分指針をもとに取り扱い規定の見直しを明確化し、処罰を図ると共に、制令をもとに処分を加重する内容に改正すると町長自身おっしゃっていましたが、再度町職員の交通違反に対する処分規準の制定問題について、確認のため質問いたします。

全国的に職員が交通事故を起こしたり、交通違反をするケースがたびたびニュース等で報道され、その都度市町村長が弁明謝罪をしている場面をよく目にいたします。それにも関わらず違反は後を絶っていないようです。そして違反者に対する処罰についても、それぞれ実施されているようですが、各市町村ばらばらでどのような処分基準になっているのか。また、必ずしも本町は公平にできているのかお聞きしたいと思います。

ある町の制定した処分規準によりますと、違反種類を5つに区分し、飲酒運転・無免許運転・ひき逃げ・速度違反、25キロ以上でございますが、またその他、のように区分し、事故の程度につきましては、相手の死亡・相手の重傷・入院、1ヶ月以上でございますが、物的損害・無損害の4ランクに分け、免職・停職・減給・戒告・訓戒の各処分にするというておられます。例えば、飲酒運転の場合、相手を死亡させると免職。重傷は免職か停職。無損害でも停職か減給にと謳っております。このよ

うな基準をはっきり制定しておきますと、職員に対して、自粛自制の手段にもなりますし、万一事故を起こしても処分に公平さを欠くといった批判もなくなるわけで、この種の基準を制定することに、町当局いかなる制定をお持ちかお聞きしたいと思います。

また、日ごろ職員等にはどのように指導しているのかも、併せてお聞きしたいと思います。どうぞ答弁よろしく願いいたします。

議 長
住民福祉課長

田川住民福祉課長。

はい。丸龍議員のご質問の墓地関連の環境整備について、ご答弁させていただきます。

1番のご質問は、大浜墓地に関連したご質問と思います。大浜海岸に隣接する町有墓地には、現在約550のお墓がありまして、他の墓地同様に、お彼岸やお盆、また命日のみならず、大浜公園に隣接することもある、家族や縁者の方がよくお参りされています。大浜墓地については、所有者は登記簿上日和佐浦村有となっており、町有地と解釈され、従前から墓地として利用されてきました。

しかし、当該墓地については、町による管理規程は存在せず、利用にあたっては全て墓地利用者に任されてきたところでございます。古くからあるために区画整理もできておらず、場所によりましては自分の墓へ行くのに隣のお墓を横切らなくてはならないような場所もございます。

また、昨今は車でのお参りも多く、近くに駐車場も無く、町道に停めているという状況がございます。このようなことから、大浜公園の近くにあり、観光客も多く訪れる場所柄でもあることから、景観上及び駐車場の観点からも整備する計画はないかというご質問でございます。

墓地経営は、市町村または宗教法人ができるようになっていますが、仮に町が現在の場所での整備するとなれば、仮の移転場所、また古くは土葬だった習慣の時代のものがあり、身元不明の骨が埋まっている可能性があり、この取り扱いなど、すぐには解決できない諸問題があります。また、事業実施に当たっての墓地整備だけの補助対象はなく、起債を起こすにしても対象となる起債はありません。都市計画法に基づいて特殊公園の新築、または改築の中に墓園を造る補助事業もありますが、全体事業費が2億5千万円以上及び2ヘクタール以上で、その園地を3分の2以上取らなければならないという要件となっています。このような観点から、今後の課題として、中長期的に取り組んでまいりたいと思います。

のご質問も つきましては、井ノ上墓地整備も含めての関連したご質問と思いますので、一括して答弁させていただきます。

井ノ上墓地につきましては、民有地がほとんどで、隣接する町有地の一部とにまたがり、約80あまりのお墓がございます。この墓地については、大浜にある墓地と比較して大変高い所にあるお墓があり、そこへ行

く階段も急傾斜のため、高齢となった家族や縁者の方のお参りは、きついものとなっており、また崩壊の危険性もございます。以前、この墓地に隣接する山林を墓地用に購入し、墓地造成を計画した経緯がありますが、この土地への進入路が無いため、この用地確保の交渉をしていましたが、難航し取得できず、そうしている間に、地元から更新住宅建設の話が持ち上がり、墓地造成の問題はそれ以後ということで、現在に至っています。

事業実施に当たっては、特別対策であった地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律も、すでに失効しておりまして、補助対象となる事業も起債もなく、また、現在普通財産となっている取得済みのこの土地に、個人のお墓を移設することについては、法律上の制約もありますので、その点をクリアしなければなりません。

このようなことから、高齢化が急速に進行する中、住民が地域で支え合い、協力していかなければならない時節でありますので、自治組織による取り組み等を視野に入れまして、今後取り組んでみたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと存じます。終わります。

議
助

長
役

中東助役。

わたしの方からは、交通違反の処分規準につきまして、ご答弁させていただきますが、その前に説明にあたりましての参考資料をお配りさせていただきますので、ちょっと時間をいただきます。

それでは、交通違反の処分基準につきましてご答弁をさせていただきます。このことにつきましては町長提案説明の諸般の報告の中でも申し上げましたが、まず、交通安全対策については、行政挙げて重要施策として取り組んでいるところであり、なかでも交通事故の防止は重要項目として、子どもからお年寄りまで幅広い年代各層において、取り組みがなされているところであります。交通弱者といわれております子どもやお年寄りを交通事故から守るためにも、運転免許を取得し車を運転する者は、常に交通ルールを守るということは言うまでもないことであり、特に交通三悪と言われております無免許運転・速度超過・飲酒運転は「道路交通法」においても厳罰の処分対象となっております。

一方、公務員とは一般には国・地方公共団体の構成員として、それらの公務に従事するものを言いますが、日本国憲法では雇用関係を有するのが国であるか、地方公共団体であるかを問わず「公務員は、その選定、罷免の権利は主権者たる国民にあるということを明らかにしており、すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でない」として、広く国民一般のために働くことを規定しております。このことから公務員個人の責任についても当然発生することとなり、公務員法上の義務に違反した場合は、任命権者が使用主としての立場で、公務員に対して一定の制裁として懲戒罰を科すことができます。

さて、お尋ねの処分規定につきましては、職員の交通事故については人事院の懲戒処分指針を基として「美波町職員による自動車事故等の取り扱い規定」を定め、それにより運用を図ってまいりましたが、昨今、全国的に飲酒運転による事故が多発していること、特に公務員による飲酒事故が続発していることを受けまして、本町においても11月7日に特別職・課長会・職員組合の代表7名による検討会を開催し、規定の見直しを行い、施行しているところであります。

改正した内容につきましては、今お配りしてある資料に沿ってご説明をいたしますが、まず第3条に「飲酒運転事故も含む」を加え、懲戒処分の基準でございます第6条の別表について、まず「飲酒運転以外の事故」と「飲酒運転による場合」に分けております。

事故区分についても、死亡・重傷・軽傷の「人身事故」と、建造物・建造物以外の事故の「物損事故」、それに「交通違反」の3つの区分をいたしまして、さらに事故の過失割合である「責任度の基準」を設け、政令を基に判定し、それぞれの区分について処分を科す内容といたしております。また、新たに飲酒運転による場合の「酒酔い」「酒気帯び」の区分を設け、「酒酔い」の場合は「人身事故」・「物損事故」・「交通違反」とも免職といたしております。「酒気帯び」の場合は、「人身事故」・「物損事故」は免職、「交通違反」は停職または減給としており、厳罰化した内容といたしております。飲酒運転などの行為を「教唆」これはおだててそそのかすこととありますが、または「ほう助」力を添えてまあ助けるといこうしたこととありますが、そうした職員についても処分することを明文化いたしております。

また、今回の見直しでは「ひき逃げ」・「あて逃げ」などの悪質な交通違反行為につきましても、政令を基に処分を重く加えるなどの処分を科すこととした内容にいたしております。従来の規定の基となった人事院の指針は平成12年に示されており、飲酒運転での事故・交通違反での起訴についても、減給・戒告で済むことがあるなど、処分が軽いとの非難もあることや、飲酒運転の厳罰強化といった社会情勢の変化に対応するため、今回処分基準を見直したものでございます。以上でございます。

議長
11番議員

丸龍議員。

自席から失礼いたします。1点めの環境整備、墓地のこととありますが、課長からも答弁がございましたが、すべてを行政で処理しなければならないというような問題でもないわけとありますが、課長もおっしゃってましたが、住民に行政参加を求めるといのもいいのではないかとおっしゃってました。わたし自身もそのように思っております。その通りだと思います。また、シニアボランティア、またシルバー人材センター等の組織もございますので、その団体等に依頼するののも一つの方法ではないかと思っております。

議
町

また、町長にお伺いしたいんですが、今後ですね、霊園等の計画、また新しく区画を整理するというふうな町長自身の考えをお持ちなのか。また、中心部に広場を取って公園化し、その周りには草木を植えてベンチなどを置き、若い人からですね、お年寄りまで、緑の中で英気を養いながらですね、墓参りができるというような構想、考えをお持ちなのかお聞きしたいと思います。

長 藤井町長。

長 お答えします。まずは、焦点絞りますと、課長からもご答弁しましたように、行政がですね、墓地公園するという方法ございます。それからもう一つは、今の現行法では宗教法人が墓地墓苑を運営することができる。具体的に言いますならば、今ご質問のお尋ねは、いわゆる計画公園的なものをして、その中に景観及び崇拜的である墓地、それからアメニティを高めると。

実はもう具体的に言いますと、大浜海岸はご存知のように「渚100選」に選ばれて、非常に観光客のやってくるスポットであります。そこで、旧来から何百年も以前から、大浜に自然発生的に集落の墓地として、今は日和佐浦私有地ですから管理規定はないんやけれども、今の美波町にこの所有権自身は引き継がれておると思う。

さて、見解ということでございますので、あくまで見解を申し上げます。で、観光地のスポットに隣接し、そして非常にその墓地という整然とされた区画でなくて、自然発生的に自分の家の裏がお隣りのお墓が見えると。二階から見ると、そういう区画。

そこで、都市計画法上のお墓をやる事業で一つだけ今ありますのは、都市計画を決定し、された区域内で特殊公園（墓地を含む）と。こういう事業に取り組むのがいちばんいい方法だと思います。その手法といたしましては、まず一つ、都市区画決定をすること。2番めには、面積条件がございます。2ヘクタール以上ですから、2町歩という面積条件がございます。その中で一定の3分の2以上は、いわゆる園地として作りなさいという条件。で、もしやるとするならば、もしやるとする、もしやると、見解でございますんで。もしやるとするならば、大浜海岸も含めてですね、国有地を除いて、八幡神社の前の山門道、それともう一つですね、あれから旧中学校の敷地を含めてやれば、2町ぐらい取れるかなあと。そういうようなことを都市計画法上のいわゆる墓地公園風に整備するという方法が一つあると思います。市街地ですと1町歩でもいいんですが、いわゆる3大都市圏、東京・名古屋、京阪神地帯以外の、こういうわたしどもの所は2町歩という広い面積条件がございます。

もう一つの条件は、人口一人当りの都市公園面積が国の基準以下であること。即ち国の法律は、確か人口一人当たり6平方メートルを、公園面積を目標といたしております。日和佐の場合は、たいへん自然系に恵まれ

ておるようでございますが、人口、由岐も含めまして、美波町としての人口一人当りの都市公園面積は、その半分よりも少ないものと思っております。したがって、見解でございますが、あくまで見解でございますが、都市計画決定をし、今申し上げましたような面積を補助対象になる2ヘクタールにすることによってですね、町民の理解が得られるならば、そういうことする。で、中のお墓につきましては、旧日和佐浦の所に、永代地上権を設定してなんとなくあるんですが、個人間で空いたところを売買っていうか、暗黙の了解でこうしとると。

いろんなことがあります。町がそういう墓苑をやりますときに、課長が答弁しましたように、所属不明なる子孫の、あるいは所属不明なるそのお骨とか、それが確定されるものと分別するのに、公告してからそれだけでも2年ぐらいかかるかなと。都市計画決定してそれをやって。それで町営による墳墓の埋葬等にも2～3年かかるかと。その後ハード整備にかかっていくだろうと思います。その場合移転箇所っていいんですが、もう墓地の移転箇所というのは、そんなにどっかへ持って行って置いて、その間に整備して、学校の建屋と違まして、大体片隅にばーっと崇拝をしといて、かためてやるから。課長のご答弁とはちょっと、移転場所っていうのは、まあちょっと見解になりますけど、それはその墓碑だけでございます。拝む石だけをこう片付けると。そういうことはいけると思います。

したがって、今後この役場周辺での観光地とそれと密集した、そして過疎化がいく、あるいは絶家・廃家という現象も起こっております。もう墓参りする家も無くなってきよる家も縷々ございます。放置したことが、たいへんその墳墓というある個人の領域から離れて、周辺の環境に極めて害を及ぼす事態にもう至りつつとあるから、懸念した議員の質問と思っておりますので。やるとすればその手法で、町民のご同意があるならば、そういう都市計画手法によって、国が挙げて助成してくださるいわゆる特殊公園の2ヘクタールの条件を満たすことと、都市計画決定権限は権限委譲の折でございますので、県の都市計画審議会に諮って、美波町がやるということになれば。

併せて単に旧日和佐町のみならず、旧来の旧赤河内、旧阿部村、ここらもたいへんそういう墓地もあると思っておりますので。市街地については、都市計画法上の実施ができる。それ以外については、井ノ上地区について課長が答弁しましたように、町がそういう自然発生的な墓地を管理できませんので、自治組織によるひとつそういうことをお互いが支え合っていこうということに対して、行政が間接的ではありますが、整備する方向をご支援申し上げる措置を考えているところでございます。長くなりましたけども、以上ご理解賜りたいと存じます。

議

長 丸龍議員。

1 1 番 議 員 明確な町長の見解、答弁を頂きました。どうぞ前向きなお取り組みをいただきまして、わたし自身提言したいと思いますので、どうぞ町長前向きな取り組みをお願いしたいと思います。

2 点めではありますが、助役からも答弁がございました。飲酒運転事故等の処分基準の改正も本当に必要ではありますが、我々議員同様、飲んだら乗らないと。飲んでは絶対に自動車には乗らないということが、必要であるとわたし自身思っております。時節柄、忘年会、また新年会等などの宴会の席もこれから多いと思いますが、条例・規定を厳守して欲しいとわたし自身切望いたします。

町職員は、前々からわたしが言うておりますが、町民の奉仕者であり、自分自身自覚を持ち、誠実公正に職務遂行ができるように日ごろ尽力をしていただきたい。そのように思っております。

また、質問の内容ではないんですが、やはり町職員は奉仕者の中で、町民に対して日常的な挨拶ができないという一部職員の中にそういうふうな声もお聞きします。ですから、元気な挨拶、優しい接客態度を町民のみなさんをお願いしたいと思います。これをもちまして、わたしの一般質問を終わります。以上です。

議 長 続きます、2 番 6 番の影山議員を指名いたします。影山議員。

6 番 議 員 6 番 影山。わたしは教育関係について3点質問いたします。

まず1点めは、いじめの現状とその対策についてお尋ねいたします。いじめの問題は、いまや何も珍しいことではなくなり、毎朝新聞やテレビのニュース等でいじめと交通事故の記事は、いやでも目にする問題であります。特に最近では、北海道や福岡県、山形県、岐阜県、埼玉県、大阪府、香川県、兵庫県等で、いじめが原因で小学生や中学生、高校生が自殺した事件が相次いでおり、大きな衝撃を受けました。追い詰められ、いじめられる子ども達に、わたし達はことばを失い、深い悲しみを覚えます。いじめられる側もいじめる側も、共に将来の日本を担う子ども達であるだけに、見逃すことのできない深刻な問題であると受け止めております。まわりのものが、いじめられているのが察知できなかったのか。もっと敏感に反応して未然に防げなかったのか、残念でなりません。

そこで、第1点としてお伺いしたいのは、本町におけるいじめの現状であります。幸いに本町においては、児童・生徒が自殺したといったケースは発生しておりませんが、だからといって本町の小・中学校にいじめが、1件も無いといったことが考えられないのであります。教育委員会では、本町におけるいじめの実態を把握しておられるのかどうか。把握しているとすれば、その実態はどうなっているのか。現状について詳細に説明をお願いしたいのであります。

次に、実態について調査し把握しておられるならば、何らかの対策を打ち出されているものと考えますが、本町で講じた対策とその効果につい

て、どのように評価しておられるのか。

最後に、県教育委員会は、年内にも「いじめ対策研究チーム」を設置すると、県議会文教厚生委員会で報告があったようですが、他県においても、いじめの対策には苦慮しているようでありまして、それぞれ工夫をこらしております。

例えば、宮城県仙台市では、いじめ問題に的を絞った生徒指導の手引きを作成して全中学校に配布する。愛知県瀬戸市では、教育委員会に専門職員を配置し、親と児童の相談指導にあたる。滋賀県大津市、大阪市では、いじめ対策手引書、いじめに関する指導手引書を作成して全職員に配布する。あるいは、京都府福知山市では、全小・中学校にいじめ問題担当の教員相談係を設けることなどが報道されておりますが、本県においても他県等のこうした事例を導入する意思はないか。

次に、第2点めは、本町における不登校の現状と、その対策について質問いたします。不登校についての正確な統計は無いそうではありますが、不登校の子どもは年々増加しつつあるといわれます。子どもの数自体は減少しつつあるのに、不登校の子どもが増加しつつあるというのは、憂慮すべき事態と言わざるを得ません。不登校の子どもが成人になったとき、本人自身がどのような状況下におかれるかと思うとき、本人自身にとっても、また、社会問題としてとらえても、決して望ましい姿になっているものとは、考えがたいのであります。

そこで、第1点としてお伺いしたいのは、本町の小学生・中学生の不登校の実態であります。全国的な統計は無いとしても、町内の実態把握は容易であると考えますので、最近の実態について説明を求めます。

第2点は、いじめと不登校の実態であります。いじめが不登校の大きな理由であるとも言われます。また、いじめられたとか、教職員の言動や体罰が起因して、子どもが自殺した等々の新聞報道がありますが、本町の小・中学校においては、いじめやその他による不登校といったことがあるのかないのか。その実態について説明を求めます。

3点めは、不登校の予防対策の問題であります。不登校の原因は、本人・学校・家庭のいずれかに、また複合してあると思われれます。何事も現象が出てから対応するのは遅いのであって、事前に予防することが最善の策であります。教育委員会としては、不登校対策としてどのようなことを考え、学校を指導しておられるのか。

最後に、学校評議員制度の導入について質問いたします。学校教育法施行規則の一部が改正され、平成12年4月1日から施行されていることは、町長及び教育委員会もご承知のことと存じます。これは、学校に学校評議員を置くことができるもので、学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域が、連携協力して教育活動を展開するために設けられた「開かれた学校づくりのための地域住民による学校運営への参画」の方策であ

ります。

いじめ・不登校問題・学級崩壊等々、学校が抱えている悩みは深刻であり、かつ重要であります。学校評議員制度を導入しても、即学校の悩みが解消され、学校運営が円滑になるとは考えませんが、開かれた学校づくりや、自主的・自立的学校運営に寄与する必要な制度であろうと考えます。しかし、本町にはまだ評議員が置かれておりません。

そこで、第1点として、この学校評議員制度をどのように評価しているのかお伺いたします。

第2点は、学校の設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことのできるとされており、義務規定ではありません。制度施行以来5年有余を経過して、なお制度化しないことは学校評議員を置く意思が無いのかどうか。その意思があるとすれば、制度化が遅延した理由と、いつ頃制度化するのか。以上3点について質問いたします。

議 長
教 育 長

谷崎教育長。

はい。お答えをさせていただきます。

まず、一点めのいじめの現状と対策についてですが、学校は常にいじめが起こり得るという問題意識のもとに、いじめのサインを見逃さず、その実態の把握に努め、児童生徒の安全確保に全力を上げるべき責務があります。美波町におけるいじめは5件の報告があります。うち4件につきましては、解決をしております。1件につきましては、よい方向に向けて指導中でございます。

なお、今報告しましたこの数字だけが一人歩きをして、該当者に対して嫌な思いや、つらい思いをさせないように、ご配慮していただきたいと思っております。

いじめの問題は、絶対に許すことのできない、極めて憂慮すべき課題であるとの認識を持ち、さまざまな取り組みが各学校で行われております。まず、1つめに児童生徒の自主的活動の促進でございます。学級活動・生徒会活動・児童会活動等における活動です。学級や生徒会・児童会活動など、自主性主体性を育む活動を通じて、いじめについて考えさせ、子ども自らがいじめの問題を解決していくよう指導をしております。例えば、校内人権問題意見発表会の実施、児童・生徒集会の実施などです。2つめに、生命の尊重に関する教育の推進でございます。かけがえのない命に対する畏敬の念を培い、生命を尊重する態度や、生きる力を育む教育の充実を図り、各教科、道徳・特別活動・総合的な学習の時間における生命尊重に関する指導の充実を図ってまいります。

3つめですが、教育相談活動の充実です。教師一人一人が、カウンセリングに関する知識・技能など、児童・生徒の心の問題に、適切に対応できる能力を身につけるとともに、学校への意見や要望などに対しても、誠実な対応に心がけ、安心して相談できる信頼関係を築き上げています。

1つめに、スクールカウンセラーの活用でございます。美波町におきましては、日和佐中学校にスクールカウンセラーがいます。毎週木曜日、スクールカウンセラーによる生徒や保護者との教育相談や、教職員を対象とした研修会の開催など、相談にいたしましても、今美波町内でこのカウンセラーが、数校に関わってくれております。それと教育相談室の整備です。教育相談室にソファーとか、花を活けるとか、鉢を置いたりして児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりをしてっております。

4つめですが、家庭・地域及び関係機関との連携です。このいじめの解決している学校では緊急の保護者会等を開いて、この問題と真正面に向かって、解決の方向に向かってまいりました。そういう緊急保護者会などの開催で、学校側との話し合いによって、解決の方向に向かっていったということです。いじめ問題に関して、学校と保護者や地域及び関係機関との情報交換の機会を設けたりして、広くいじめに関する情報を集める体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

今後の課題といたしまして、今後携帯によるメール等のいじめ等も予想されます。どんな小さなサインも見逃さない指導を再徹底し、子ども達に生きることの尊厳と、人権を守ることの大切さを、いろいろな機会を通して伝え、一人一人の児童生徒が、「今日も来て良かった学校」の実現を目指して、日々の教育活動に取り組み、いじめの早期発見・早期解決のため、研修を実施するとともに、関係諸機関やスクールカウンセラーの更なる活用を図り、対策の充実に努めてまいりたいと思っております。

他県の事例を導入するかのことでございますが、他県の情報を提供していただき、誠にありがとうございました。教育委員会といたしましても、全国各地の埼玉・大阪・東京等、全国各地の「いじめ追放宣言」等の資料収集をしているところでございます。中でも近隣都市で、生徒会人権部が中心となって、緊急アピールで「いじめをしない、させない、見逃さない」のスローガンのもとに「いじめ絶滅宣言」をしております。

「学校を良くするのは自分たちの手で」という強い意志のもと、生徒自らがいじめについて考え、宣言したものです。この問題解決のためには、各学校で、直接児童・生徒と接している一人一人の教師が、自分の学校学級でも、深刻ないじめが発生しているとの危機意識を持って、学校を挙げて的確に対応することが何より大切だと思います。教育委員会といたしましても、全力を上げて支援してまいりたいと思っております。

2点めのご質問の不登校の実態、いじめやその他による不登校の実態ですが、美波町におきましては1件の報告がございます。

各学校で、不登校の予防対策でございますが、「今日も来て良かった学校」を目指して、仲間づくりを中心に人権教育を推進してまいります。

2つめに、子どもにとってわかりやすい授業を心がけ、一人一人の子ども

もが楽しく学校生活を送れるように努めています。

3つめに、子どもの出す小さなサインを見逃さないよう心がけ、教育相談の充実に努めてまいります。

4つめに、家庭・スクールカウンセラーなどの関係機関との連携を密接に図ってまいります。

5つめに、不登校を切り口として学校教育活動全体を見直し、子ども達が生き生きと学習や活動ができる学校づくりに努めてまいりたいと思っております。以上、美波町の子ども達の幸せのために、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

学校評議員制度についてでございますが、学校評議員は、議員もおっしゃいましたように、校長が保護者や地域の方々の意見を幅広く聞くためのものであり、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を展開することを目標にしております。学校評議員の導入により、地域と連携した教育活動が活発になると期待されております。

美波町の各園・学校におきましては、さまざまな機会に、保護者や地域住民の意見や意向を十分に聞くことができております。地域に期待される特色ある学校づくりを以前より進めております。また、学校行事、部活動、総合的な学習の時間をはじめとするさまざまな教育活動を通して、地域の人々や学習環境を積極的に活用するなど、家庭や地域の方々の支援・協力を得て、地域全体として子どもを育てる環境に恵まれています。したがって、従前の組織で十分に機能をしているので、現時点での制度化の必要はないと考えております。PTAの機能で、充分その役割を果たせると考えております。以上でございます。

議長
6番議員

影山議員。

6番 影山。自席で失礼します。先ほど、いじめの現状について報告がありました。5件、本町では5件のいじめの事例があるようでございます。わたくしといたしましては、少ないんか多いのかどっちとも言い難いもんがあります。たとえ1件であっても、子どもの大きな一人が苦しんでいる、そういうことにたいへん痛ましい感じがするわけでございます。

いじめというのは、子どもが学校に行きたいのに行けない。学校でみんなと楽しく学校生活を送る、そういう権利が阻害されてきておるわけでございます。生きる権利、幸せに生きようとする権利、そういう子どもの人権が阻害されている。そういう現状が、本町でもあるという報告がありました。いじめは明らかに人権侵害であります。また、自殺等そういう大きな事件も再三起こっている現在社会。いじめは犯罪であります。そういう認識が大切かと思っております。

それから2番めの不登校の現状と予防対策についてであります。これ

も学校運営がスムーズに行われている成果かと思いますが、一件の報告があったようであります。なかなかいじめとか不登校というのは、見えないものがたくさんあると思います。不登校、その原因が何であるのか。そのあたりがもしはっきりしておるものがあれば、お伺いしたいと思います。

いじめと不登校の関係について、ちょっと調べたものがありますので、報告させてもらいます。いじめと不登校との関係のその組み合わせであります。まず1点は、いじめがあり学校へ行かない、不登校。2点は、いじめはあるが登校している子ども達がおろうかと思えます。3点めは、いじめはないが学校へ行かない、不登校。4点めでありますが、いじめはなく登校している。このようないじめと不登校の関係があると思えます。そこで、学校に行けばいじめられる。だから学校へ行かない。これは、ごく自然な子ども達の反応であると思えます。しかし、学校でひどいいじめに合っても我慢して学校に行く。感心なことだと思えます。しかし、重大な結果が生じかねないと思えます。そういうことで先ほども報告させてもらいましたが、全国的なあおいじめ。学校へ行ってもいじめがあるんじゃないけども、無理して学校へ行く。保護者も、あるいは教師も学校へ来るように強要をする。その結果いじめにあって、耐えられなくなって命を絶つという。

この前の徳島新聞にも、12月4日の徳島新聞に、その子どもが自殺したその保護者の記事が記載されておりました。中に学校というところは、わたしたちもそうでありますが、あったのですが、学校というところが、絶対に子どもは学校に行かなければいけないところであるという、そういう古い認識が固定があります。本人も学校へ行けない自分が、たいへん惨めで自分はだめだ、劣等感を抱きます。

しかし、それでこの保護者お母さんの記事なんです。わたしの子供から、学校へ行ったらこんなことがあるんだけれどもと言って相談をして。しかし、お母さんは学校へ行きなさいと強要をした。その結果、子どもは学校で自殺を凶った。子どもはお母さんに助けを求めに来た。学校へ行かなくてもいいんだよと言って欲しかったと。でも、強要したために自殺した。お母さんは後でものすごく反省しております。

そこで、学校に行くのが当たり前と育てられている子どもは、いじめられても必死に学校に行こうとし、親に打ち明けても、相当割り引いた言い方をする。この記事通りですが、子どもの異変に気付いたら、とにかく学校に行かせないこと。それが命を救う最後の手段と強調しています。タイトルは「登校しない選択肢もあるということがわたしたちの認識」大事であろうかと思えます。

学校というところは、命をかけてまで行かなければいけないところではないと思えます。他には登校しない選択肢もあるということ。それから

もう一度言いますが、学校は命をかけて行く必要はないという、そのあたりの認識が、子どもを救う手立ての一つ。認識大事だと思います。また学校不適應の、何もなければ子ども学校にいけない子達もおるというその理解も大事かと思えます。

学校評議員制度については、先ほど教育長さんの報告があったんですが、PTA関係等で対応できているというお話でありましたが、なお十分に学校評議員制度に今一度検討をいただき、メリット、プラス面たくさんあるかと思えますので、これからの学校で開かれた学校に、地域の学校として、住民参画というそういうことが今叫ばれております。そういう方向性も大事であろうかと思えます。学校サイドにとっては、学校評価、批判のそういうものになっては困ろうかというそういう意識も働こうかと思えますが、広く心を広く開かれまして、一考願いたいと思えます。

最後の方になります。いじめ・不登校、そのままにしておくことはできない問題であります。どのような対応が大事かという先ほどの報告がありました。わたしの考え方としても同じようなものでございますが、その他にも、まず、いじめは、いや不登校は、どこでもどの子にも起こるという認識を持つことが必要であると考えます。

それから2点めには、比較的軽度ないじめ、例えばからかいとかひやかし、それからふざけ等そういう軽度ないじめを見逃さず、いじめは絶対に許さないという断固とした姿勢で望むとともに、学校全体で取り組むことが大事であると考えます。

それから、学校だけでなく保護者の協力も必要だと思います。再三教育長さんからのことばの中に、人権、人権と人権教育と人権意識ということが言われております。先ほどもいちばん最初に言うた、いじめは大きな人権侵害であります。また、犯罪であります。そういうことで、人権教育他一層の充実をお願いしたいと思えます。

考えてみれば、いじめは学校生活内外を問わず、子どもの生活のどこにでもあるはずであります。例えば学習塾、あるいは子ども仲間遊びの場で、安易にいじめの舞台になると思えます。その意味では、学校だけがいじめの批判のターゲットではないと思えます。しかし、子どもを取り巻く厳しい環境の中で、せめて子どもにとって学校は安心で安全な場であって欲しいと保護者の切なる願いもあろうかと思えます。「今日も学校へ来て良かった。今日も来て良かった。また明日も学校に来よう」と。教育長さんもさいさい言われることばですが、どの子ども達もそう思える学校づくりのために、今後も最善の努力を尽くされることを切に要望いたしまして、わたしの質問を終わります。

議

長 今のは、答弁よろしいね。

以上で影山議員の一般質問を終わります。10時45分まで小休いたし

ます。

(時に午前10時30分)

(時に午前10時46分)

議 長 それでは、休憩前に引き続いて一般質問を行います。

13番 笹田議員。

13番議員 それでは一般質問させていただきます。

合併後まだ半年で、重要事項の詰めが残っていて、町長はじめ職員はたいへん忙しい時で、一生懸命頑張っているのはわかりますが、町民の代表者として立たせていただいておりますので、いろいろと押し付けがましい質問を申し上げますが、よろしくお願いします。

まず、お水荘のタイヤの撤去の処分についてでございます。これは、お水荘が倒産して、いろいろと裁判の過程に入っております。そこで、旧由岐町では、わたし達議員理事者ともども県へ行き、いろいろとこの大量の不法タイヤの撤去を申し入れてきておりました。このタイヤは、野積みを大量にやっておるわけで、そのタイヤがもとで火災の発生が懸念されておる中で、先般阿南市の方が購入されたと聞き、町と県はどのように撤去を申し入れているのかということでございます。

それと、2番めの南海・東南海地震の大発生が予想されます。この発生時に、井戸の無償提供についてでございます。

これは、1番めの大災害時に無償で提供してくれる井戸を町内各地域から募集して、飲料用や消火用だけでなく、特によく使う洗濯やトイレ、風呂。そういった生活水の確保が重要であるので、取り組んでいただきたいが、どのように考えておられるか。

また、2番めの災害時における安全で衛生的な生活水の確保に関する要綱を策定すべきであり、常々きれいな水を守れる対策基準などを策定していただいて、水の確保をしていただきたいと。そういう願いでありますので、町はどのように進めていくのかということでございます。

それと、3番めの災害時における備蓄について。これは、南海・東南海地震などの災害時の備蓄を計画して、確保すべきであり、町が主体で日和佐由岐の高台及び日和佐市内、空室がある由岐支所の3階部分に備蓄保管し、確保するよう必要がございます。和歌山県でも板野郡でも、町が大きく主体となってやっております。また、各地域にその地域に見合うようなこまごまと準備をしている地域もございます。主だった備蓄をそういった事柄を、これから東南海地震に備えて、金もかかりますけれども、順次準備していただくよう町に進めてまいりたいと思いますが、町の方はどのようにお考えで進めていくのか。この3点をわたしはお聞

議
支 所

きいたします。よろしくお願ひ申し上げます。
長 濱由岐支所長。
長 わたくしの方からはご質問の1点め、お水荘のタイヤ撤去処分についてご答弁をさせていただきます。笹田議員におかれましては、この件に関し、旧由岐町議会特別委員会委員長として、徳島県知事への陳情等々たいへんご尽力いただきましたこと厚くお礼申し上げます。
さて、この問題は、平成14年8月にお水荘ヘルスパアが自己破産し、平成16年から徳島地方裁判所阿南支部により競売にかけられ、平成17年12月に県内の事業者が落札し、所有権移転登記は平成18年1月に完了したという、そういう経過をたどっております。
県当局では落札後、契約解除可能な時期から今回の買主に対し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃タイヤの処分について計画的に進めることを指示しており、このことは買主も充分認識しての売買でございます。併せて県当局では、便乗投棄防止、処理状況把握の観点から、月1回現地巡回を実施する監視体制を敷いており、本年11月9日には、焼却灰152.3立方メートルが処分されたことを確認いたしております。

ご指摘のとおり廃タイヤの自然発火の可能性が懸念されますが、町といたしましても今後とも「消防法」の規定により、関係機関と共に立ち入り検査を実施するなどの措置を講じてまいりたいと考えております。いずれにしましても今、現在処分に着手されておりますので、今後の進捗状況を注視しつつ、県と連絡連携を密にして適正な処理に遺漏がないよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の答弁が前後しましたが、現時点で所有者の方におかれては、今後の跡地の利用については、具体的な方針は決まっていない模様ですが、建物を含む再開発を行うとなれば、この地域は自然公園法で国定公園第3種地域に指定されており、建物の高さは13メートル以下であるとか、あるいは建ぺい率は20%以下、あるいは建物の床、述べ床面積は2,000平方メートル以下であるとか、用途によりそれぞれ規制がございますが、法に沿った開発が行われるよう行政指導ができるものと考えております。どうかご理解賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議
消防防災課長

長 寺内消防防災課長。
長 わたくしの方からは質問事項の2と3につきまして、お答えさせていただきます。大災害時に無償で提供してくれる井戸をという質問1点めでございますけれども、地震発生による断水につきましては、震度5強から震度6弱以上になると、発生の可能性が高くなるといわれております。南海・東南海地震での本町の予想震度は震度6弱から震度6強ですので、断水に対する備えが必要となってまいります。
災害対応は、「自分の命は自分で守る」という自助が基本であります。水

にしましては、飲料水は最低 1 人 1 日 3 リットルで 3 日分を備蓄することが必要であるといわれております。まず、これを実行していただきたいと思っております。

次に、ご指摘の生活用水の確保のための井戸の募集についてですが、現在、井戸の所在把握はできておりません。町内の井戸を把握して、災害時に無償で使用させていただくという方法は、非常に有効な方法だと思います。井戸の所在を公表すれば、共助という形で、地域の防災資源となりますし、井戸が町内に散在してあれば、広範囲で生活用水の確保が期待できます。

井戸の所在を把握する方法としましては、町が登録を呼びかける方法と、町内会や自主防災組織に地域の情報として、取りまとめをお願いする方法が考えられます。いずれにいたしましても、多くの井戸は私有物ですので、まず、所有者に十分ご理解をいただく形で、所在の把握に取り組むと同時に、併せて共助の防災資源として活用できる仕組みを考えてまいりたいと考えております。

次に、2 点めの衛生的な生活用水の確保に関する要綱を策定すべきではというご質問についてお答えさせていただきます。この質問につきましては、災害時に無償提供していただける井戸の確保について、生活用水といえども、安全で衛生的な水質で確保するようルールが必要というご指摘と思います。

確かに、飲料水ではなく生活用水であっても、用途により不衛生な水の使用は避けるべきで、安全なものでなければならぬと考えております。井戸について、衛生面、管理面から考えられますのは、所有者または管理者がいること。水質が一定基準を満たすこと。井戸の本体及び周囲の状況が一定の基準を満たすこと。住民に周知できるよう所在地、所有者氏名等の必要事項を公表できるものであること等が考えられます。

しかし、水質が一定基準以下でありましても、用途によっては、使用可能な場面も考えられますので、進め方につきましては、井戸の所在を把握することと、地域の防災資源としての活用という観点から取り組むことが良いのではないかと考えております。要綱の策定につきましては、所在の把握と共助の防災資源として活用できるしくみを考える中で、検討させていただきたく思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、質問事項 3 点めの災害時の備蓄についてでございます。災害時における緊急物資の備蓄につきましては、住民・地域・事業所・町という役割分担を明確にして、取り組まねばならないと考えております。住民は、災害発生時の非常持出し品の準備と、避難生活のため最低 3 日分の物資を備蓄することが望まれます。

また、災害発生時、住居等の被災から、備蓄物資を持ち出すことが不可能な場合を考慮して、町内会、自主防災組織による共同備蓄・調達につ

いて検討することも望まれます。

事業所につきましては、就業時間内に被災した場合を想定して、従業員が自宅に戻ることが可能となるまで、必要な食料・飲料水等の備蓄が望まれております。

公的備蓄に関しましては、最低限、災害時の応急対策要員用の物資や、住民、事業所では備蓄しにくい物資、災害時要援護者の避難生活に必要な物資について、備蓄を検討するべきであろうと考えております。現在の公的備蓄につきましては、毛布、簡易トイレ、食糧若干ということで、充分に取り組めてはおりません。今後、備蓄に関し、役割分担、物資の内容、場所について、防災計画に位置付け計画的に取り組まねばならないと考えております。以上でございます。

議長
13番議員

笹田議員。

この席でさせていただきます。先ほど課長から説明がありましたけれども、これは長年ほういう地域に不安がございます、一日も早く安心ができるように、撤去をお願いしたいと思います。そして充分監視してください。そうしなければ、いろいろ長年問題が蓄積したことでございますので、充分お願いいたします。

それと、2番めの南海・東南海地震などの大災害発生時に井戸の無償提供について。いろいろまた課長からご説明ございましたように、またわたしの方もそういうことを願っております。この井戸は、各地域にやはり充分調査したらたくさんあると思います。津波に被害が無い所にやはり各地域で、自主防災会・町内会で調べていただいて、そしてまたそういう自主防災会に責任負わずっていうんはいかんけん、まあそういう責任を持っていただいて、皆が順次点検してもらおうと。そういうことでわたしは提案したわけで。

地震や津波時では、また、上水管の破損で水道水が供給できないし、数時間の数日間の給水用として確保するため、町内には、昔からたくさん井戸がまだたくさん残っております。各地域の自主防災会での行事として取り組んでいただき、定期的に水をきれいにできたらよいと思います。そういったことから、先ほどの衛生面でも町の方からいろいろと衛生面の生活用水としての要綱を策定いただいて、順次保健所なりの水の点検だけでも、していただいてということでございます。よろしくお願い申し上げます。

それと、災害時の備蓄について。これも各方面で今猛烈に急速に取り組んでおる状況の中で、一番被害が多かったわたし達の美波町の町としては、やはりそれなりのことを遅れをとらないように、いろいろと皆に周知しておりますが。今の庁舎内に、よそがしてあるように町やら市が大きく一括して、またその地域に分散して細かい備蓄をしていくのが、視察の内容で、いろいろとわたしも勉強させていただいた中で、その由岐、

日和佐では、各細い防災倉庫を皆要望しい、しとりますけれども、これも宝くじやコミュニティで、なかなか当たってこなんだからできないような状況で。数ある自主防災組織では、なかなか順番が廻ってこんど。そういったことから、ちょっと町ももっとなんかのええ方法を勉強していただいて進言していただいて、一日も早く、皆に平等にそういった事柄が設置できるようにお願いしたいと思います。そういったことで、まあこれは一番まあ金のかかる、一番ねえ、あの今言うて今来るもんでない。一番難しいけれども、そういったことを提案して、美波町一帯が被害の少ない町ということで、わたしは要望して、これの一般質問を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長 笹田議員の一般質問を終わります。

続いて17番 川尻議員を指名いたします。川尻議員。

17番議員 17番 川尻。今年も残すところあとわずかとなりました。両町が合併いたしましたして約9ヶ月。新町名も住民の皆様は親しまれ、定着いたしてまいりましたとわたくし感じております。しかしながら、本庁と支所はまだ一体化されていないようにも、わたくし思います。それでは、一般質問に入らせていただきます。同僚議員と内容が重なるところがありますが、よろしくご答弁のほどお願いをいたします。わたくし3点ほど質問をさせていただきます。

環境衛生行政につきまして、議会開会冒頭に、町長より事業経過報告でご説明がございましたが、公共下水道整備、漁業集落排水について現在取り組んでいる日和佐地区の下水道、由岐志和岐地区の集落排水事業の進捗状況はどうか。

また、他地域での事業計画はあるのかお伺いをいたします。

2点めの教育行政につきまして、先ほど同僚議員の質問に対しまして、教育長からご丁寧な答弁がございましたが、わたくしも通告しておりましたので、質問をさせていただきます。教育行政について、近年全国的に登下校中の児童生徒が犯罪に巻き込まれるケースが多く発生している。また、学校内でいじめ等で自殺する事故が多発している。本町の教育現場では十分な指導対策がなされているか。

3点めの情報通信基盤整備についてであります。この点につきまして、議会開会の冒頭で事業経過報告が町長よりございましたが、12月1日から全国デジタル放送が開始されました。現在のテレビ放送アナログ放送は、デジタル放送へと2011年7月末までに完全に移行いたします。現在の取り組み状況についてお伺いいたします。それもあの冒頭の事業企画の中にもちょっとのってございましたが、またもう少し踏み込んだ詳しいところが聞かせていただければ、よろしくお願いをいたします。

議長 鈴木建設課長。

建設課長 環境衛生行政についての公共下水道整備事業について、現在取り組んでいる日和佐地域の下水道、由岐志和岐地区の漁業集落排水事業の進捗状況について。また、他地域の事業計画はあるのか、について順次お答えいたします。

まず、日和佐地域の公共下水道事業の進捗状況でございますが、平成11年度から平成17年度までの第1期認可計画で、そのうち約60%が整備済であります。整備済は人口で936人、世帯で361世帯、建物数で338、管渠の延長では8.3キロ、面積では25ヘクタールでございます。今年3月に、今回は新たに認可区域を拡大せず、期間だけを延伸して、第1期計画で残りました役場周辺の県道より山側と、日和佐高校周辺につきましては、期間を平成18年度から24年度までの7ヶ年延伸して整備することとしております。整備の内訳は、面積が17.73ヘクタール、延長が3,984メートル、人口が、定住でございますが、462人、世帯数は187、事業費は管渠4億2,000万円。処理場4分の1の増設分でございます、1億7,140万円。合計が計5億9,140万円としております。

平成17年3月31日に日和佐浄化センターが一部稼動になり、2年目の今年12月末の接続率は人口で70.0%、世帯で70.4%、建物数で66.6%です。来年2月接続予定の教員住宅を含めると、来年3月末では、約4分の3の人口で74.0%、世帯で74.5%となります。下水道事業で課題となります経営面につきましては、汚泥の発生が極端に少ない処理方式でもあることによりまして、平成18年度では使用料収入によって、維持管理費をほぼ賄うことができることになり、平成19年度には100%を超え、その後は資本の回収、つまり、地方債の償還にも充てることができると考えられます。今後は全体計画に基づき事業認可区域の整備を早期に進め、下水道利用者の増加を図ることにより、下水道事業の投資に対する効果が最大限に現れ、経営に安定が計られるとともに、生活環境の改善と自然環境の保全の促進が期待されます。

次に、志和岐地区の漁業集落排水事業の進捗状況でございます。志和岐地区は、漁業と生活排水との関係で、ほとんどが汲み取り式のトイレであり、住民は水洗便所を待ち望んでおります。人口は約270人で、戸数127戸、加入率は93%を予定しております。そのため漁業集落排水事業に、平成17年度より着手し、管渠の設計委託を実施。平成18年度は、終末処理場の設計委託を実施しております。事業期間は7年間で、供用開始は平成24年の予定であります。概算事業費は6億8,500万円、管渠延長2,300メートル、終末処理場1箇所あります。進捗状況についてでございますが、現在まで、他地区の処理場を視察し、処理方式の比較検討を行っているところでありますが、時間をか

け慎重に研究検討し、将来の財政圧迫の要因とならないよう、収支バランスの図られる安い方式を選択したいと考えております。

3点めの、他地域の事業計画はあるのかについてでございます。このことについては、以前より旧由岐・日和佐地区ともに検討してきております。旧日和佐地区では、公共下水道の計画区域以外は、農集・漁集の方式ではなく、すべて合併浄化槽で整備することとしております。旧由岐地区では、阿部及び木岐奥で集排について要望があると聞いておりますが、まだ地域全体の強い盛り上がりにはまだ至っていないとのことと考えております。したがって、現在のところ由岐地区・田井地区を含めて、具体的な事業計画はございません。終わります。

議 長
教 育 長

谷崎教育長。

2点めの教育行政について、答えさせていただきます。幼児・児童・生徒が凶悪な犯罪の犠牲者となるケースが、全国的に多発しておりますことは痛ましい限りでございます。このような事件を教訓として事件があってはならない、起こしてはならないという意識を、社会全体の共通認識として、その高揚を図っていかねばならないと思います。次世代の担い手であり、町民の宝でもある子供たちの安全を守る責務を町として深く受け止め、地域全体町ぐるみで子供たちを見守っていくという地域意識の醸成のために、行政・関係団体・住民との更なる連携体制を強めるべく、その充実に努めてまいりたいと考えております。

美波町の教育現場における登下校の安全対策は、地域の安全を守る会・子ども安全見守り隊・わんわんパトロール隊・スクールガード・青少年健全育成センター・牟岐警察署・町青少協等の協力を得て、毎日のパトロールや防犯訓練なども行っております。幼稚園においては、原則として保護者による登降園をお願いしております。小学校への就学に向けまして、保護者の責任のもとで自主登降園を行っている園児もおりますので、それに対応すべく職員が巡視を行っております。

青少年健全育成センターなどからの不審者情報の保護者への早急な伝達や、安全確認を正確に行うとともに、必要に応じて保護者との会議を行い、対応策を協議することといたしております。

美波町内の全児童に防犯ブザーを配布してございます。

全校児童・生徒を対象に登下校時の実態調査を行い、通学路の安全を確認しております。1つめに、登下校時に一人になる児童生徒の地域と距離。危険と思われる箇所。放課後における児童生徒生活の状況などです。

児童・生徒に、登下校は一人にならないように、複数で人通りの多いところを通行するように、常時指導をしております。不審な人を見かけたときは、早く学校に連絡をするように指導しております。休日の場合には家庭に早く連絡をするように指導をしております。

朝会とか、学級を通して不審者への対応を話をしております。学校だよ

り等で子どもの安全を守るお願いをしております。

いじめにつきましては、先ほど影山議員にご答弁した通りでございます。美波町の子供達のために、安心して学校生活が送れますように、格段のご指導・ご高配を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議 長
企画調整課長

海司企画調整課長。

わたくしの方からは、3番めの情報通信基盤整備についてご答弁申し上げます。

現在、総務省では2010年度、平成22年度でございますが、それまでにブロードバンド・ゼロ地域の解消と超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上にするとの整備目標を掲げ、ネットワーク政策を中心とした「u-Japan政策」を推進しております。本町におきましても、超高速ブロードバンド整備につきましては、次世代のICT情報通信技術社会を視野に入れ、産業、福祉、防災対策などの方面から見ても、社会基盤整備としてどうしても取り組まなければならない課題であると考えております。

お尋ねのデジタル放送移行への取り組み状況でございますが、現在、県南部総合県民局及び海部郡3町で足並みをそろえて取り組んでおります。単にデジタルテレビジョン放送受信対策だけでなく、双方向の情報通信手段としてのブロードバンド環境整備を進めてまいりたいと考えております。そのためのスケジュールといたしましては、「美波町地域情報化基本計画」を本年度18年度末までに策定し、翌19年度に総務省等への補助申請、20年度までに基本設計及び実施設計を行いたいと予定しております。

また、庁舎内における検討の実務でございますが、去る7月に立ち上げております職員からなる、職員9名からなりますICTプロジェクトチームによって進めております。これまでに県内の先進地視察を行い、先ほどの美波町地域情報化基本計画策定の協議を4回ほど行っております。

また、6月の議会でご承認いただきました「美波町地域情報化基盤整備基本調査委託業務」につきましては11月27日に指名業者4社による提案プレゼンテーションを行い、業者選定を行いました。その選定業者と12月7日に業務の委託契約を締結いたしました。この調査によりまして、美波町における地域情報化の現状や課題の分析、必要性、また、仮に町内全域に光ケーブルを布設した場合のインフラ整備にかかる経費、おおまかな事業費になってくると思われそうですが、の算出などを行うこととしております。この施設整備にかかる事業費につきましては、国・県の交付金・補助金、また地方債とするメニューがございますので、その活用をするようになると思われれます。以上でございます。

議 長

川尻議員。

17番議員 自席から再質問をさせていただきます。

1点めの下水道に対しまして、日和佐地区は計画通り着々と進んでおると、進めるというようなご答弁であったかと思えます。日和佐地区の下水道につきましては、わたくしもまあ充分まだ把握しておりません。合併して間が無いこともありまして。

まあ、あの由岐地区の公共下水道について、ちょっとご質問をさせていただきます。志和岐のこの集落排水につきましてはですね、旧由岐町では漁業排水に関しまして、由岐町全域を計画を立ててやってまいりましたが、終末処理に場所がなかなか決まらず、まあ志和岐地区から、地区だけがですね、まあこういう集落排水をぜひともという町内会挙げての申し出がありまして。まあ由岐地区でもそういうふうに、すでに合併する前にもそういう話が持ち上がって、まあ進んでおった。もう住民の皆さんは、もう今にもできるような感覚でおったわけでございます。

しかしながら、現在合併いたしまして、その進め方に対していろいろまあご説明がございましたが、旧来の設計ではだめなのか。まああの新しいやり方を導入するというようなご答弁。ランニングコストの少しでも安い終末処理方法とか。今まで多額のお金をかけてですね、やって来たんがすべてだめなのか。それよりも新しい、そういうふうな安価な終末処理槽があるのか。そこらへんをですね、やはりきっちりちょっとお尋ねしたいところなんですけれども。

議
町

長 藤井町長。

長 ご質問に自席からお答えをします。

旧由岐町において環境を守る観点のみならず、特にそして漁業のメッカの地域でございますから、やはり漁場・漁獲物に対する影響も考え、また、各戸における生活水準の清潔保持という観点から、このいわゆる環境改善の事業に取り組む姿勢があったことは、わたくしも過去の由岐町における議論をいささか承知させていただいております。

本来日和佐の場合は、市街地で人口が密集している地域、これについては都市計画事業として、都市計画法に基づいた都市計画事業の中での公共下水道事業として、厚生労働大臣に認可を得て国の制度を受けて、いろんな住民のご意見も聞いて実施しているところであります。当旧日和佐町においては、この市街地以外は、先ほど鈴木から答弁申し上げましたように、それ以外についても農村集落地帯、あるいは恵比須浜のような漁業集落のところもございしますが、そこらについてはいわゆる公共下水道と集落、漁業集落排水、あるいは農業集落排水事業をではなく合併浄化槽という方式でやっていくと。それは地形によって、合併浄化槽はある程度家が密集してですね、お隣の壁とお隣の壁とが50センチも無いような所では、なかなか合併浄化槽というものを、例えば5人槽にしても7人槽にしても入れるスペースが無いというそれぞれの地形。しか

し、今申し上げました旧日和佐町で申し上げますと、いわゆる農村集落地帯と、以外等々につきましてはそのスペースが確保できると。いずれにしても環境汚水処理行政については、いろんな方式があるんですが、そういうことでございます。

さて、ご質問の川尻議員のご質問の伊座利・由岐まで引っ掛けてですね、できれば公共下水道でやってはどうかという町民のご意向も待望論もあったように聞いております。その中で、ご存知のように公共下水道は管でつないで、最後は水をきれいに処理をして大海に流すというそのいわゆる出口の部分について、伊座利の方から来たもんは由岐では流せんとか、まあこういうようなご議論があったようにして、残念ながら、ひとつの志和岐・由岐引っ掛けての、まあ広い意味での広範囲にわたる公共下水道という事業を採択するに至らない状態で、実は合併に持ち込んでまいりましたところであります。

ひとつそこで、先発伊座利についてはもう14年程前、それについてはいわゆる漁協漁場における環境改善と、それぞれの水質、水の利用の仕方をめぐって生活水準の向上を目指すことで、まあ今進んでおるところでございます。

もう一つは、そういう公共下水道方式によることが、終末処理場の嫌悪施設に対することで意見統一できなかった志和岐としては、これもですね、家が建ち込んでおってですね、127戸の家が、お隣が、まあご説明はしません。ああいうところで、じゃあどういう方式があるかということで、旧由岐町において考えられておって。それが公共下水道方式はやめて、漁業集落排水事業という農林水産庁の水産庁行政のそのメニューにのっかって、取りかかったところでございます、今順調に進めているところです。これに当たりましては、実はそういう過去の経過はそれぐらいにしておいて。そして実は、漁業集落排水でやったのと、今度は由岐が、今度はやったときに、終末処理場は一本化できんかなというような趣旨のご質問もありますと思いますが、ちょっとそれは技術的に無理なんではないかとわたくしは思っております。

まず今後、志和岐の127戸につきましても、町内会あるいは住民の方々には、旧由岐町でご説明された費用負担等についても、たいへんちょっと、今度新町として日和佐における公共下水道とのバランスの問題、あるいは先発の伊座利の安い料金で供用しておる実態と調整とかいろいろあるんですが。そういうようなことで、実は17年度から管の設計をやっておりまして。今後は終末の方の基本設計にかかっているところですが。そこで町内会の代表とか、あるいは合併前の町行政で説明したことで、ちょっと方針が違ふようなことにつきましても、たいへんわたくしも役場において、代表者の方々とざっくばらんに膝を突き合わせてご議論をしたところで。これにつきましては、もう課長が答弁したみたいに、

もう実施を前提としてやるところでございます。

ちなみに127戸のうちですね、こう一人世帯・二人世帯・三人世帯・四人世帯といろいろ実態を把握いたしますと。127戸のうち、実はお一人だけ住んでるとというのが43軒。それから2人で生活しておる2人の家族というんが50軒。もうそれで93軒ですか。あと、30余。そういうようなこともございまして、お一人住まいのお家は高齢化をしていくと。ひょっとしたら後継者もお近くにお住まいかもしれない。まあそういうようなこともあります。つまり、人口が高齢化し減少していくときに、建設時点での一人住まいの方が今2人以下でももうほとんどそうですね、127戸のうち93でございますから。そういう実態の時に、料金設定をしなければなりません。

ちなみにどれくらいの経費が年間かかるかということでございますと、大体まああっちこっち、こう試行錯誤しておりますから決定ではありませんが、500万ぐらい、いやごめんなさい、800万ぐらい維持管理経費がかかると。従前申し上げとった、例えば伊座利方式でいくと、とても。毎年相当な金を放り込まないと127戸の処理ができないと。そういうことにつきましても、まあ引き継いだ以上は旧来の旧町におけるそういう費用対受益者負担とのバランスは尊重すべき。しかし、そのために合併していずれも同じようなサービスを受ける場合に、費用と受益の負担というのは、これは統一すべきだということいろいろとお話申し上げましたところ、伊座利については早くとにかくしておきたいと。それで若い人が魅力ある家にもし、地域にもしなくてはならない。もちろん総論においてはということで、ややご理解を得て、それを踏まえて支所長以下わたしの方の建設課長も、そして地域の人にもご相談をかけたところ。

で、その内容は平均では年4万円ぐらいの使用料なんですけど、もっと具体的に申し上げますと、一人世帯では月に一戸2,500円ですから、年12ヶ月かけますと3万円。で、二人世帯の場合につきましては、一戸3,500円ですから、42,000円となります。それで大体そういうようなことではいかがだろうか。ちなみに合併浄化槽でやる場合はどうだろうかといいますが、今の市場価格でございますと、大体75,000円から85,000円は、合併浄化槽でも維持管理は必要でございます。そういうことにおきまして、それぐらいの費用負担でお願いできないだろうか。そうでないと、で、もう一方そうしますと、それを120戸をかけますと年間の使用料、受益者負担である使用料収入が大体500万円程度でございます。しかし、所要経費は800万。それだとまだ300万の返りがあると。将来はひょっとしたら空き家になっていくかもしれない。そういう懸念もあります。まあご多分に漏れず。過疎にありがちなこと。

そこでその当初の受益者負担につきましては、ひとつご理解を賜って、その過分なものではないと。たいへん生活でたいへん厳しいだろうけど。そういう実情をひとついろんなお話をしまして、2、3回役員会やりました。代表者数名と。で、そこはまあ500万くらい、それでひとつわしら代表だけれども、住民の皆さん方とご説明はしてくれんかということやっておる。

一方、まあ試行錯誤の過程ですが、今のところ800万かかる。あと300万。で、これにつきましてはぜひとも処理技術をですね、新しいというか、日進月歩の時代でございますので、処理に必要な処理方式の検討を加えて、800万の必要とされる試行錯誤の数字ではございますが、これを料金収入の500万で賄える、つまり日和佐の下水道方式のように、料金収入と費用を賄える程度にしときませんと。今入口で笑っても、10年後に大変なことになっては困るということで、そういうことで進んでおります。

これは説明にありました質問以外のことかもしれませんが、そういうことを踏まえまして、志和岐につきましてはそういう今やってる計画していることをですね、いち早く、計画年次である7年間のあたりに、早く供用ができるように、だいぶ先の話でございますが、財政苦難のおりであります。特定財源確保に努めて、そしてまた受益を受ける人もそういう覚悟をし、わたし達の方も管理経費については努力をして、することによって。それが、大体まあ時間をかけて慎重にという課長からの答弁は、具体的に言いますと、その処理方式をどうするかということをコンセンサスを求めて議論しよんですけども。

もうちょっと踏み込んで言いますと、わたしはこのメーカーを抱えてるとか、このメーカーを抱えてるといふ、その背中に背負った方式でなくて、どういう方式が一番安いかという考え方に立っていただく。そこにつきましては、ぜひ住民がなるべく費用が安くなって、安くすれば使用料金も安くなると。そういう認識に立って果敢に検討にかかっているところでございます。

そこで、ここの段階で、それじゃ由岐と一緒にその後つなげんかとなりますと、これはこれでひとつ区切りをつけておいてですね、今後由岐についてはまた、気運醸成を高めて。我々も徳島県は和歌山県に次いで1番、まあまあ2番目かな、普及率が悪いと。特に我々は漁業生産のメッカでありますので、水域をきれいにし、保全し、家庭におけるあれをする。そういう反面、過疎高齢化していきよるから、空き家になっても困るということもありますので、持続可能な限りにおいてやってきた。もうひとつ申し上げますと、質問の趣旨がはっきりしてなかったんですが、昔いっしょにやろうと言ったんが、伊座利だけそうだったんだけど、今の段階で由岐の方ともなんかできへんかというけど。これはもうこの

段階では、ちょっとそうなる伊座利はちょっと休止再検討になりますので、これまでに取り組んできた経費研究費っていうのを捨てることになりますので、何卒これはひとつ志和岐の皆さんの熱望あることに、これは区切りをつけてですね、別の処理方式で望んではどうかと考えておるところでございます。長くなりましたが、詳細ご説明をさせていただきました。

議 長
17番議員

川尻議員。

町長、まあご丁寧なご説明をいただきましたがですね、各地域、今合併浄化槽の話も出ました。ほれで合併浄化槽、あの町中やっぱり密集地でございます。あの漁業の町で。やっぱり由岐湾内にいたしましても、合併浄化槽の座らん地域が当然でございます。やはりそういったときに、やっぱり漁業集落排水なりをやっぱり進めていく方がええんでないかとも、まあ考えられるんよね。いろいろこう方法があります。

先ほど言ったように、農村部であればもう個々に合併浄化槽、理事者も町も推進しておるけん、おりますよね。そういうふうな方法もほら当然、地域によってはそういう処理方法をとるべきやと。しかし、密集地であれば、合併浄化槽も座らんというところであればね、やはりほの行政とやね、やはり地域住民とが、十分な話し合いのもと、まあ当然採算も将来的にほの借金をようけ残すんも、これあとあと非常に、今町長がおっしゃったように、今はええけれども先はどんなんとなってきた時に、あとへあとへ借金を残すような方法でもこれはいけないと。採算の取れるような方法でやるというんも、これまあ当然の考え方かと思えます。しかしながら行政もね、やはりそうしたことに住民の皆さんと共に、やはり地球環境から始まって、ほの環境面を考えていかなんたら。ただ単に、あの個人の利益差にしてもですよ、やはりほの安うできるんが当然。ね、だれにしてもそうです。どなたにしても。

しかしながら、ほの個人の家も当然直さないかん。水洗便所にね。皆配管は個人の負担があるでしょ。ここまでは個人の家の方は個人がするんやと。やはりそんだけの負担も当然かかる。かかっても、ほういう全体的にね、やはり環境衛生から始まって今の時代で汲み取りではね、無臭トイレの汲み取りでは、文化生活とは言えんわという、まあ考え方の住民の皆さんもおるわけなんですよ。そこらへんをやっぱり十分な話し合いと調整と、将来的な話も行政がどんどん入ってですね、そういう要望があれば、十分な説明なり、やっぱり話も必要でないかと。もうこんなやけん、でけんわあやいうんではね、やはり、わたしはちょっと行政としてどうかいなと思えます。

ほういうことでね、まあ先ほど冒頭に、本町と支所とがこう一体になっとなかというようなことをね、まあほら合併してまだ、あの時間が浅いからね、まあいろいろ疎通もあるだろうと思えますが、やはりそういう

ところもね、ひとつのこれから解消していかないかと。やっぱりまだまあ期間が短いからだと。やはりほうというのが、わたしは大切でないかということで、まあ冒頭にちょっとそういうことも、ちょっと言わしてもろたんやけどね。

議
町

長 町長。

長 それはもう旧由岐町はですね、公共下水道こうなったんで、伊座利と志和岐やったら知りませんよと。こういうんじゃないんですよ。あの今ちょっと、わたしが勘違えたかもしれないんで。由岐でも公共下水を考えておったと、伊座利とずっと由岐までね。ところが、出口のところで具合悪かった。これはもう伊座利は待てないわということであったと。で、今度実はその伊座利が今、いやごめんなさい、志和岐が今進行中の、ほれだった。で、わかっておるんです。で、その日和佐の例を言うたもんですから、それにこだわりがあったかもしれませんが、旧由岐町のようにあの漁業集落で非常に密集しておる所は、合併浄化槽のあの槽を据えるスペースがとりにくいですね。そういう所でいわゆる広い意味での下水処理をするっていうのは、やっぱり漁業集落排水事業が、もう唯一のメニューと考えております。

今後、由岐においても木岐地区におきましてもですね、それはここは合併浄化槽、まあある程度の広がりがないとできませんが。漁業集落排水区域の方がいいか、あるいは合併槽。それは地域の方々の、その希望っていいですか、まあ希望ばかりには片寄せませんが、行政として取り上げて助成すべきというようなことを、ひとつ声を熟成していただいたら、漸次前進することであって、今かかっておる以外はしないというご答弁では絶対ないんですよ。ご理解賜りたいと存じます。

議
1 7 番 議 員
議

長 川尻議員、ほんで答弁漏れございませんか。

長 わたしの質問終わらせていただきます。

長 川尻議員の質問を終わります。

続いて寺下議員を指名したいんですが、1時から始めさせていただきます。よろしく願います。

(時に午前 1 1 時 4 9 分)

(時に午後 0 時 5 8 分)

議

長 休憩前に引き続き一般質問を行います。3番 寺下議員を指名いたします。寺下議員。

3 番 議 員

わたしからは、大きく2点について質問させていただきます。

まず、人権教育について。先ほども影山議員・川尻議員の方から質問がありましたが、ここ何ヶ月か全国でいじめが原因による子ども達の自殺

が続きまして。これまでも、表面に出て来なかつただけで、そういう現実があったと思いますが、これは、学校だけの問題ではなく、大きな社会問題として、全ての人を取り組まなければならない課題だと思ひます。命の大切さや人を思いやる気持ちなど、人権問題はわたし達人間の心の問題と言えるのではないのでしょうか。そして、それは子どもから大人まで、全ての人にとっての生涯にわたる課題です。

でも、現実を考えると、人権問題については、わたしが学校に通っていた時代には、道徳の授業や高校のホームルームなどで、学習する機会が多々ありました。けれど、学校を卒業してからは、職場で、または地域で、たまに講演会や勉強会などがある程度で、いろいろな課題を考える機会の習慣づけないように思ひます。

人権問題に関しては、大人であれ、子どもであれ、本人が気づくということ、これが大切なんだと思ひます。本人が気づかなければ、周りからどんなに言われたとしても、行動に移せるかどうかは、わかりません。気づくということは、ある意味自分の未熟さを認めるということ。勇気のいる作業です。けれど、それを繰り返して、わたし達は成長するのだと思ひます。気づくことによって、次に何をしたらいいのか、自分の中で考えることができる。

一歩前に進めれば、あとは、スムーズに行くことも多いはずで、そのためには、周りからの情報も大切で、経験も大切です。今の社会、情報は必要なものから不必要なものまであふれ過ぎて、悪影響を与えるものもあります。逆に経験の場は、減ってきている。ここに社会の歪みが出てきているような気がします。昔は、情報はほんとに少なかったけれども、自分で周りの人に聞いたり、辞書を引いたり、本を読んだりして、必要な情報を探し出し、自分で考え行動を起こす、「生きる力」の育成が自然にできてきていたのではないのでしょうか。

だから、今大切なのは、子どものお手本であり、子どもを育て導く立場の大人の社会教育ではないかと思ひます。社会教育がうまくいけば、家庭や地域で、親子が、おじいちゃんやおばあちゃんと子ども達が、いつでもどこでも人権教育の場ができる。それが、命の大切さや思いやりの気持ちの育成の習慣づけにつながっていくのではないかと思ひます。

こういった課題に対し、住民が人権問題は難しいという意識を払拭するような対策や、地域を1つの学習ステージとした取り組みなどを考えておられるのかについてお聞きしたいと思ひます。

次に、町内のJR各駅の現状について。これは、本来JRに質問すべきことですが、町としての見解をお聞かせいただけたらと思ひます。

現在、木岐駅に関しては、待合室は高台のホームにしかなく、雨のよけられる駐輪場もありません。わたし自身、高校を卒業してからはJRを利用する機会が減ったので、たまに雨の日に利用した時に、高台のホーム

ではなく、下に雨のよけれる待合室や駐輪場があればなあと感じるくらいでした。

でも、日常生活の中で日々、JRを利用されている人達にとっては、とても不便な環境であると思います。中学生も高校生もJRを利用していますし、今後、高齢化の進む町にとっては、もっともっと大切な生活の足となってくるでしょう。それを考え、JRを利用しやすい環境づくりをしていただきたいと思います。また、町内の他の駅の現状も併せてお伺いいたします。以上2点、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長
教 育 長

谷崎教育長。

人権教育について、お答えさせていただきます。徳島県人権教育推進方針に従い、町人権教育協議会を中心に、学校教育部会と社会教育部会の連携を密にしながら、同和問題を柱とするあらゆる差別の完全解決を目指し、啓発理解に重点をおいた各種活動を推進してまいりたいと思っております。

まず、1つめの学校教育、学校人権教育ですが、町人権教育協議会での学校教育部会を組織化し、保・幼・小・中・高の校種間の連携を図りつつ、人権に関する学習機会の提供や、ボランティア活動などの社会福祉活動をはじめとする多様な体験活動の充実を図ってまいりたいと思っております。

2つめの社会人権活動についてですが、合併して新しくスタートした町の実態を踏まえ、町人権教育協議会の組織を充実させます。そのために、隣保館や各種団体等との連携を密にし、各種事業を積極的に支援してまいりたいと思っております。また、講座や研修会を通して、人権意識の高揚を図ってまいりたいと思っております。

そこで、美波町の学校教育の取り組みでございますが、町人権教育研究協議会学校教育部会の立ち上げです。日和佐地区では、わたしもこのメンバーの一人だったんですけれども、6年前に学校教育部会を立ち上げております。由岐地区には本年度までありませんでした。先日の町内の園・校長会で、美波町の全保・幼・小・中・高の学校教育部会を立ち上げることになっております。来年度、学校教育部会を由岐地区を含めて、立ち上げるということになっております。

2つめに、職員研修。また3つめには、PTAの研修。4つめに、授業参観。5つめに、講演会。6つめに、PTA新聞による啓発。7つめに、全校集会など、学校教育では取り組んでおります。

社会教育の取り組みについてでございますが、町の職員・学校の教職員・美波町に勤める職員・学校の教職員、全員は町民のリーダーとして、リーダーでなければならないと思っております。当然、議員の皆様方も同じだとわたしは思っております。

そういうことで、人権教育の職員の研修会をもっております。本年度の

場合には、9月に県人権教育課の稲村課長さんにおこしいただいて、第一回めの研修が行われております。第2回めは1月に予定をしております。

2つめに地域別人権懇話会の参加するために、職員の事前研修会を4回もっております。

そして、先日終了いたしましたけれども、地域別人権懇話会を美波町内14箇所で開催をしております。本年度の反省で、この14箇所を、もっと多くの箇所に増やしてやったほうがいいなあというような反省のもとに、来年はこの場所は増えると思います。この懇話会には、役場職員、先ほども申しましたように、町内教職員全員が参加しております。

4番めに、同和問題の講演会が先日行われました。江嶋修作さんに来ていただいて、素晴らしい講演を聞かさせていただきました。

また、5つめに第8回にここフェスティバルが10月28日・29日の2日間盛大に行われました。昨年度までは隣保館を中心にやりましたけれども、今年度からは場所を変えて、井ノ上公会堂・井ノ上教育集会所他で行いました。町内の全小・中学校の子どもも作品等で参加をしていただきました。一部由岐町の文化祭と重なったために、今年は残念ながら、出したかったんだけど出すことができませんでしたと。来年度からは協力をさせていただきますという声もいただいております。

6番めに、海部郡人権教育講演会。明日午後到大分県の矢野さんに来ていただいて講演会。海部郡全体の講演会を日和佐の公民館で行うこととなっております。

7番めに、啓発誌「きずな」の発行で全町民に啓発をしております。

8つめに、社会教育に関係している町民のみなさん方にも、先ほど言いました学校教育部会へ参加をしての研修をしていただきたいと思っております。6年前に立ち上げて本年度もあったわけなんですけれども、たくさんの方にも、また町人権教育研究協議会の役員さん等はじめ参加をしていただいて、共に研修を深めてまいりました。

美波町の住民一人一人が大切にされ、幸せに生きていける社会を目指すために格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議 長
総 務 課 長

影治総務課長。

わたしの方からは、町内の各駅の現状についてと、木岐駅の環境づくりについてお答えさせていただきます。

まず、美波町内のJRの駅でありますけれども、由岐、木岐、北河内、日和佐、山河内の5つの駅と臨時駅として田井ノ浜の駅がございます。この内、由岐駅と日和佐駅には待合室を備えた駅舎がございますけれども、木岐、北河内、山河内の各駅には駅舎は無く、プラットホームに待合室が設置されている状況であります。この待合室は、幅が約6メートルで、奥行きが2メートルほどの大きさでありますので、議員おっしゃ

られるように、雨の日には、風があると待合所の中まで吹き込んでくる状況でありまして、乗客の方々に不便を来していることは、十分理解できることであります。

ただ、まあ待合室等駅舎関係につきましては、議員の考えと同じく、基本的にJR側が建設し管理する施設であると考えておりますので、町の負担で実施することは、困難かなというふうに思っております。

また、木岐駅の駐輪場につきましては、旧由岐町時代の平成16年に、ホームへのスロープの建設計画に併せまして実施すべく要望がなされていたようですが、スロープのみの設置となったということで現実に至らなかったというふうに聞いております。

町内の駐輪場の設置については、民設、公設の違いはありますけれども、木岐駅以外の4駅には設置されておりますので、「公設、民設の区分」あるいは「施設の構造」でありますとか、「内容」それから、「規模」「設置場所」等を地元と協議した上で、JRと設置許可等について協議してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 長
3 番 議 員

寺下議員。

自席から失礼します。今の駅のことに関しては、今後木岐の住民も含めた方向で、前向きに対応していただけるようよろしく願いいたします。また、人権教育についてはいろいろな取り組みをされていること、聞かせていただきました。今後も命の大切さや思いやりの心の持てる人の育成を。また、何事も自分の物差しで決めつけない、相手の目線に立てる人の育成を、さらなる熱意を持ってお願いしたいと思っております。現段階で計画途中のもので、実施方向の今までになかった新しい取り組み等がもしあれば、再度お伺いしたいと思っております。

議 長
教 育 長

教育長。

新しい方向といたしましては、先ほど言いました美波町人権教育研究協議会学校教育部会の立ち上げが、一番新しいことかと思っております。美波町内の教職員が、心を一つにして美波町内の子どもたちの幸せのために取り組んでいこうということで、先日も、固い来年度に向けての約束をして会を終わったところでございます。このことは、おそらく前に向いていく大きな一歩になることを大きく期待しておりますし、社会教育のみならずさん方にも大勢の方に参加をしていただいて、学校では今こういうことをしているんだっていうようなことを、いろいろ共にこう連携を取りながら深めていけたらいいなあと思っております。特に社会教育の皆さん方にも、積極的に一人でも多くの方に、学校に足を運んでいただきたいなあと思っております。

それと前々はしていたんですけれども、例えば学校の方で講演会なんかがあった場合に、必ず町内放送等で町民の方にも呼びかけて来ていただいて話を聞いていただく。こういうことも実際に今までやっておりまし

た。そういうようなことも、いろいろな声を、住民の皆さんとか学校の声を、いろいろな声を聞いて、前の方に進んで行けたらいいなあと思います。これからも議員の皆様方にもご指導いただいて、生の声を聞かせていただいて、人権問題が力強く前に進んで行けるように後押しをよろしくお願ひしたいと思います。

議 長
3 番 議 員

寺下議員。

丁寧な答弁をありがとうございました。地域や組織においては、相手を一人の人として認め、信じることで、人間関係がスムーズになってくることも多々あると思います。人は認められれば嬉しいもの。それが、相互信頼にもつながり、トータルとして組織力を向上させることにもつながると思います。

また、最近よく耳にするマンパワー。その基本には、そういうことが大切なように思います。そして、新しい取り組みは、どんどん情報を出してもらって、たくさんの方が知ることができるように、今後も広報の充実をよろしくお願ひします。わたしからの質問は以上でございます。

議 長
1 6 番 議 員

寺下議員の一般質問を終わります。

続きまして、16番 北山議員を指名いたします。北山議員。

それでは、一般質問をさせていただきます。わたしは、通知してありました2点について質問をさせていただきます。内容については、一部同僚議員と重複しますが、それだけ関心が深いということで、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

まず、大きく1問めとして、現在テレビ放送のCMなどで「地デジ」ということばをよく聞きます。日増しに聞く頻度が増えているように思います。また、テレビなどそれに関連する機器には、地上デジタル放送に対応していることを示す「地上デジタルマーク」を目にします。それは、2011年7月24日にアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に移行することを、国民に周知しているためだと思います。そこで、5年後のデジタル化について、美波町としてはどのように対応し、どのように取り組まれるのかお聞きかせをいただきたいと思います。

そこで1つめは、住民の方が大変心配をしている5年後について、現在見ているテレビ放送は、どのようなものになるのか。また、現在使っている機器は使えるのか使えないのか。また、使えないとしたらどうすればいいのか。分かりやすく説明をしてください。

2つめは、6月議会の提案理由の説明の中で、住民がゆとりと豊かさを実感できる生活を送るには、高齢社会への対応、福祉の向上、教育・文化の充実、災害時の迅速な対応や地場産業の発展など、地域の抱えるさまざまな課題を解決することが必要であり、それを解決する一つ的手段として、ケーブルテレビやインターネットなど、高度情報社会に対応した情報通信基盤を整備し、活用すると目標に掲げられ、「IT基盤促進事

業委託料」として80万が議決されましたが、現在どのように進んでいるのか、初日の提案理由でも触れていましたが、今一度具体的に説明してください。

大きく2問めは、田井遺跡についてです。

田井遺跡については、皆様ご承知のとおり、平成14年6月に地域高規格道路建設に伴う調査により発見されました。時代は縄文時代初頭の遺跡であり、大変多くの遺物が出土し、中でも高島式土器やけつ状耳飾については、県内最古のものであり、県内初の出土品であることから新聞にも掲載され、当時、発掘現場での説明会には、町内外から多くの人が見学に来られ、遠い昔に思いを馳せておりました。その貴重な遺跡を後世に残し、町のセールスポイントの一つにするべく、国土交通省に陳情をし、遺跡現場の一部を残すための構築物を作ってもらい、「田井遺跡保存活用検討協議会」を設立し、保存活用に進めてきたように思います。また、合併前の議会では、合併協議の調整方針では「両町にある文化財についてはそのまま引き継ぐ」ということで、新町になってもこの貴重な遺産を保存・活用していくことが、わたし達の責務であると考えていると言っておりましたが、現在何の進展もなく、町民の意識からも消えていっているように思います。先日の提案理由の中で、新たに美波町の「田井遺跡保存・活用検討協議会」が発足されたと聞きました。そこで、旧由岐町で検討されたことを踏まえ、今後の進展について説明してください。よろしく願いいたします。

議 長
企画調整課長

海司企画調整課長。

北山議員さんの1番めのアナログ放送が終了するというので、町としての取り組み、機器は使えるのかということと、6月議会での調査の委託料のその後の進展ということに対してお答え申し上げます。

議員ご指摘の通り2011年7月のテレビ放送デジタル化の完全移行後は今の設備、今のままであればテレビは視聴できなくなります。その対応策といたしましては、一つには、各戸対応といたしまして各家にそれぞれデジタル対応機器、地上デジタルチューナーであるとか、またレコーダー等を設置することによって対応できます。そしてもう一つは、ケーブルテレビ事業による方法がございます。

どちらの方法につきましても、現在使用している機器が全く使えなくなるということはありません。が、財政的な問題。また、方式によっては四国放送とNHKだけしか視聴できないという懸念もございます。今後、早急に先ほどの川尻議員さんの質問にもございましたが、「美波町地域情報化基本計画」を策定し、事業実施を図っていきたいと考えております。

また、地上デジタル放送の、どういうふうな放送内容になるかということですが、地上デジタル放送の特長といたしましては、高画質

高音質。それからゴーストの無いきれいな画面。それからデータ放送、文字が出てくるような放送。それから、例えばクイズ番組等で双方向のやり取りができる。それから、今はやりの携帯電話向けのワンセグサービス。そこに送れるというふうな、そういうふうなのが、デジタル放送の特長と言われております。

次に、次のご質問でございますが、「地域情報化基盤整備基本調査委託業務」ということをご理解してよろしいのでしょうか。これも先ほどの川尻議員さんの質問にお答えしました通り、6月議会でご承認いただきましてから少し時間がかかっておりますけれども、11月27日に指名業者4社によるプレゼンテーションを行いまして、12月7日にその選定業者と契約を締結いたしました。

業務内容につきましては、インフラ整備にかかる事業規模及び内容の調査。それから町民アンケートなどによる分析調査。それから先ほどの「美波町地域情報化基本計画」の策定などを行うこととしております。以上でございます。

議 長
教 育 長

谷崎教育長。

田井遺跡について、お答えさせていただきます。

田井遺跡については、平成14年4月から6月に行いました一般国道日和佐道路関連埋蔵文化財発掘調査により、縄文時代中期初頭の5千年前とも6千年前とも言われておりますが、遺跡が発見されたことによります。遺物はイコウ・石器・土器など、当時の生活が推測される貴重な遺物が発掘されております。保存活用につきましては、徳島県教育委員会文化財課や県埋蔵文化センターのご指導をいただきながら、平成16年度6月に12名の委員による「田井遺跡保存活用検討委員会」を設立し、保存活用についての協議会の開催、県内外への視察、講演会など保存活用に向けた協議・研究をしており、また、広報活動も行っていました。現在、徳島県埋蔵文化財センターでは、今年度中には出土した遺物から遺跡の年代等調査作業が終わり、19年度中にはその調査報告書が刊行予定であることは、ご承知の通りでございます。

平成18年11月に、美波町田井遺跡保存・活用検討協議会が発足いたしました。旧町で種々検討してきたことを踏まえ、15名の委員により今後の事業計画について、協議・検討をしているところであります。その検討については、出土した遺物や写真パネルを展示できるスペースの設置・遺跡周辺の整備・案内板の設置・パンフレットの作成・町民にもっと遺跡のことを知ってもらえるようPRをしてまいりたいと思っております。広報等で活動内容をお知らせしていく等であります。18年度中には徳島県埋蔵文化財センター職員の方を、講師におこしいただきまして、勾玉づくり等のイベントの計画。また、「わかりやすい田井遺跡」の講演会等を計画しております。幸い県の埋蔵文化財センターには、由岐中学

校出身の若い研究員もおります。そういう先輩に来ていただいて、子どもたちにいろいろとこう話をさせていただくっていうのもいいことじゃないかなと思っております。

今後は専門家等にアドバイスを受けながら、美波町の貴重な遺産として発見されたものを中心に、保存活用できるよう検討をしていきたいと考えております。今後のご指導をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長
1 6 番 議 員

北山議員。

自席より再問をさせていただきます。

第1点めのデジタル放送について。5年後については、チューナーをつける、あるいはケーブルテレビなど、そういうことを利用して、既存のテレビも使えるんだというような答弁がありました。そこらを、今後は町民の不安を解消するべく、周知について、また考えていっていただきたいと思います。

それと、提案理由の中に12月5日に4社からのプレゼンテーションを実施したとありますが、どの会社に決まったのか。

また、「美波町地域情報化基本計画」は、今年度末までに策定するということですが、大まかで結構ですが、美波町としては、どのような内容にしようと考えているのかお聞かせをいただきたいと思います。

また、牟岐町・海陽町と同時進行の取り組みで、今後は海部郡3町での共同計画を視野に入れた実現可能性計画を策定するとありますが、5年以内で実現するための進行計画をお聞かせください。

また、各町の基本計画を持ち寄り、3町で実現可能な計画にしていくつもりなのか。そこらのところをお聞かせ願いたいと思います。

次、2点めの田井遺跡について。今、教育長よりいろいろと「田井遺跡保存・活用検討委員会」の開催と検討内容、あるいは今後の取り組みについて縷々説明がございました。高規格道路日和佐道が、来年春5月より一部供用開始する中で、遺跡現場の構築物については、写真の展示などをするスペースを考えているというような答弁がありましたが、具体的にどのようにするような計画になっているのか。わかりましたら、お聞かせを願いたいと思います。以上答弁よろしくお願いいたします。

議 長
企画調整課長

海司広企画調整課長。

まず、最初の5年後のデジタル化に向けた町民への不安の解消として、周知をして欲しいということでございますが、今議会に実は補正予算で計上をお願いしております事業の中に、そういうデジタル化に向けた住民説明の費用を、実は計上しておりますので、来年1月、2月ぐらいになるとと思いますが、住民説明会を開催したいと考えております。

それから基本調査の業者名でございます。広島県、県外、はい。プレゼンに参加しました4社でございますが、県内ではNTT西日本、それから株式会社エスティネットですね、それから県外の広島県ですがダック

ケーブル株式会社、それから香川県の株式会社アイティーシーというふうな4社がプレゼンに参加いたしまして、最終的にダックケーブル株式会社と契約いたしました。

それから、3町の共同でするんかということでございますけれども、これも先ほどの川尻議員さんへのご答弁の中で、今現在その調査業務につきましても、3町足並みを揃えてということで進行しております。また、実施計画、実施設計につきましても、補助金等も町単独でやるよりも広域でやったほうが、採択なりやすいということと。それから、それだけではないんですけれども、海部郡全体ひとつとして事業をしていきたいと考えております。

議
町

長 藤井町長。

長 もう少し。3町で足並みを揃えて取り組んでいるという、わたくし所信申し上げました。今あの3町、実は形式はですね、実は3町はお金を持ち合って、美波町の方がスタッフも揃とるから、海陽町におきましても、美波町においてもお宅の方がスタッフが揃とるから、お宅の方で事務的な研究プロジェクト進めてくれんかと。プロジェクトもできとるようだと。まあこういうようなことでして。

実は今課長の答弁で大筋いいんですが、問題はですね、そのどういえばいいんかな、要するに設備を作りますね、平たく言うたら放送の。設備を作って、その構築した主体は行政が中心になるのか。運営ですね、今後いろいろ運営していくときに、構築は国の総務省の交付金3分の1と、今県庁の県単補助が危ぶまれとんですが、県の6分の1。つまり国の交付金を、分母を変えて言うならば、6分の2が国の交付金を受けます。もう一つは、県がIT基盤促進のために補助金を6分の1。しめて6分の3。つまり平たく言うと半分あります。あとの半分は、その我々が合併特例債使うでありますとか、あるいは過疎債使うでありますとか、その他の起債を仰いで行うこと。まず、その設備作るのに。

ところが、今3町が足並みをそろえとんですが、どっかの一町にお互いの80万80万80万を日和佐に頼むから一括してやってくれよという形式にしないでですね、それぞれが夏ごろでございました。海部は情報の音痴的な、もうまさに情報のチベットになるが、どうだろうっていうようなことを、むしろ逆にわたしの方から申し上げて、牟岐におかれても、海陽町におかれても、その方向が無いのであれば、実は単独でも、阿南と連携の中ででも考えようと思うんじゃない、ざっくばらんな協議をいたしましたところ。で、わたしのところはそこでとりあえず夏の時点で、80万は単独で、どの程度の、3,612世帯でした、当時。今は何ぼ、まあ大体3,600ですね。で、それを前提として、いわゆる鉄塔、あるいはケーブル長。ケーブルを延ばしていく延長、それからもう一つケーブルでもう一つ末端で、まあ大体1軒ずつできませんから、

集落単位でどの程度のとか。まあその基礎的な構築するのにお金が何ぼかかるかという積算になるのを、80万で思ってたんです。それだったら美波町で3,600ならば、牟岐はやや低い。海陽町はやや高いけど。お互いにそれじゃあ80万ずつぐらい予算計上しとこうかなあということで、これは9月議会でそれぞれやったところで。

さて、今回プロポーザルで4社を契約したのは、実はそれぞれが双方向で。プレゼンテーションやったときに、実は80万だけで、海部郡の11,000をするんじゃない、契約上はこうするけれど、実際は仕組みは、ひとつ海部全体としての11,000というようなスケールメリットを考えて、それくらいを、小さければ高いですね。大きく集まればスケールメリットが出ますからということ念頭にしながら。歩調はそろえるんですが、それぞれが、こう予算は計上しておるということでございまして。

さて、今の課長からご報告しました、選定された第1のサービスあるいは施行能力、積算において実績においてということ、助役以下のメンバーで適正な判断をして業者を決めた。その業者は、ですから240万で思ってるわけです。まず、そこを申し上げる。

さて、3町が足並みを揃えて2011問題に備えるということでございますが、実はじゃあ自治体が主体に、方式が4つございます。つまり、そういう借金をいや公金を受け、起債を起こしてできたとして、事業費は今わかりませんから、この年度末にならんとわからんけども。自治体モデル、つまり役場が中心になるのか。通信事業者と連携してやるのが一つ。まあ例えば、四国島内でも相当そういう系統である電気事業関連会社がありますよね。例えばそういうんと連絡するとか。3番め、これ例示で、あくまで例示でありますよ。自治体がまず。2番めは、放送事業者との連携を持つ。3番めは、もう一つは放送だけでなく通信事業者、双方向いうことをにらんでですね、にらんで。つまりテレビ映りよってですね、NHKの番組見よって、欄外でちょっと別のことこのことで別のこと、まあわかりますかね。ま、そういう放送と通信と両方ということになるんならば、そういう事業者との連携するのが、3つめのパターン。

最後に第3セクター。役場も銭出すけども、管内における会社とか、あるいは漁業生産事業者とか。商売に、卸小売やってる方とか。そういう民間との第二次セクター。1の行政セクター、第1セクターと行政と民間やる方式3つあります。そこで3町の思惑はできたら事業系。つまり事業所がたくさんあるところは、会社にも出資あおいでというんがあるんですけども、当海部はですね、特に美波町には法人事業税を払ってる会社やいうんはひい、ふうぐらいでございまして、あるいは牟岐町も然りであります。海陽町においては、若干上2つに比べまして事業系あり

ますけれども、こういう情報系にですね、お金を出す企業あるかと。要するに我々の過疎の町村においては、いわゆる情報基盤というのは道路と一緒に、つながってはじめて意味があるんだと。ほやけども、ほれにわしらも金出すわという産業が育ってません。つまり、行政の方が主役になって、そういうネット構築する必要があると。しかし、それは3つともですね、これはどうするかとは決まっておられません。

ですから、年度末に大体3町、まあ別々の、お金の勘定は別々にやるんだけど、11,000世帯をやったらどうかなと。それを240万でするんだけども、そのときに今後どうするかと。つまり、19年度に実施設計いや基本設計やって、20年にかけて実施設計やります。で、その段階でお互いに足並みそろえて銭を80万ずつ出したんだけど、わしはもう第3セクター、我が町は第3セクターいやじゃとか、いや単独でやりたいとか、そこらについてはまだ歩調はできておりません。

いずれにしても大事なことは、年度末にあがるこの今プロポーザルで決まった企業が提案してまいりましたら、おおよその事業、これくらいかかると。で、どうすると。そして、いよいよじゃあみんなが、3町が行政ばかりの3つの行政が一つになってするか。あるいは3つが一緒になって会社を一緒に入れるか。あるいは双方向もにらんで事業系と組むかと。こういうことは、実は決まっておられませんので、足並みをそろえてというのは、同一方向でこのままほっとけないという意識から脱却したところでございますので、その点充分ご理解賜りたいと思います。また、先生のおっしゃる、住民にね、心配しとることについてはもう当然やります。実は、どれくらいかかるかというんは、かねがね大体今までの勉強の過程で、個人的というか組織的というかやったんでは、実施設計は大体3,000世帯規模だったら、3ヶ月程度で実施できるようでございます。施行は6ヶ月ぐらいでできるようでございますので、先ほど海司課長からご答弁申し上げました20年及び21年にかけて基本設計及び実施設計、それはできると思います。問題はどのような形態で運営するかと。で、以上でございます。

それから、まずはっきりしとすることは、テレビはね、もう映るんですよ。映像も映る。もうチューナーを変えたら。で、それはもう国がやりよることやけど。勝手に、わしは古いテレビが見えんようになりますからね。それチューナー買うんやったら、ただでくれんだろうかと。こういうご議論は確かに国民的にあります。しかしそれは世の中が進歩して行って、そして自分も耳の穴が大きくなり、そして目も開くという国民としてこれはもう当然チューナーの、今大分値下がりがあろうございまして、まずは、既存のおいとるテレビは捨てるんでなくて、チューナーを取り替えたらいい。おそらく年末が来ますと、まあ37インチでもいけると。まあ、お金のある人はこの際液晶でですね、37インチ30万ぐらいし

よりもすけど、おそらく暮れから正月にかけては10万台だと言われております。そういうようなことで、とりあえず古いテレビにつきましては捨てないで、チューナーをかうと。

ただ、チューナー転換しても見えないものがあります。BSとか。わたしもプロではないんですが、何とか言うんですね。もうひとつは、今のテレビの他にBSの他にCSね。BSとCSについては、もう一つレコーダー的なものがある。それもたいそうなものではございません。それ据えたらいけます。これは日本の国民的な課題で。政府は勝手に進めといてね、この機械あかんぜってゴミに捨てるっていう、まあそういうご批判もありますが、問題は今もうすでにスタートしておりますが、結局県庁所在地とその周辺都市しかなくて、このデジタル化に向かってやってきた。それがケーブルにするか、こうするかということでございますので。くどくなりましたけども、決して決まらずとつくくではないと。方式はどうなるかわからない。もういっぺん3町も議会で諮るでしょうし、そういう過程をごく年度末に上がりましたら、19年度に入ったらすぐ、そういう協議をしなきゃならない。

最後に、美波町の責任者として感ずることは、高速道路は大事だ大事だと言っております。目に見えるやつが大事。実はこれからの社会は目に見えないそういうネットをしとかんと、これは取り返しのつかない、後日の将来の発展に、過疎であってもこっから発信できて、ヤフーの2次消費者になるんでなしに。いろいろ研究なされた人は、ここから発信するというようなツールを持つということでもありますので、ぜひ先生方の議員各位におかれましては、もう海部がこれ以上いろんな面で列後に立てない。

県下で、ちなみに申し上げときます。つるぎ町と東みよし町と海部3町だけであります。実は大きい問題がございまして、県単補助金につきまして、6分の1が実は財政厳しい県におかれては、すでに既発の合併済みで合併特例債を活用して、ケーブルテレビ等々那賀町のようにやっていると。けどこれからは、ひょっとしたら危ぶまれている点もございまして。また、そのときには知事にも陳情も申し上げて、町村会といえども、ごく少数のグループになってしまっているという現況に鑑みて、非常に苦境に立たされているところでございまして。

したがって、構築の財源としては、国の6分の2はいいのですが、県の6分の1が危ぶまれているところでございまして、ITについての県の単独補助金は議会でもお力添えを、たいへん恐縮なんですけど、もう申し上げたい。これはどうしてもやる。時間的には間に合うかということは、間に合うつもりであります。以上でございまして。どうぞよろしく願いいたします。

議

長 谷崎教育長。

教 育 長 展示するスペースについてのご質問でございますが、今後につきましては、細やかな話し合いはまだ充分になされておりません。そういうことで、具体的には早急に検討協議会を開催して、話し合っていこうと思っております。

議 長 北山議員。

1 6 番 議員 第1問めについては、町長よりすごい詳しい説明を受けました。中で少しまだ理解、わたしのせいで理解ができないところについて、ちょっとお伺いしたいと思うんですけど。お金は80万各町が出すと。そのかわりすることは一つで240万っていうことは、業者も同じやつをやるということでいいんですかね。

それと運営について。4方式あって、そこらについては全然まだ決まってない。もし、そこらが決裂するっていうことは無いんでしょうか。そこ等のところを、もう一度答弁願えますか。

それと、あの2問めの田井遺跡について。教育長から、充分まだ検討できていない。そのことについては、今後早急に検討するというような答弁がございました。旧の由岐町でもいろいろと質問をすれば、いろいろ今後の検討課題とかそういうふうな答弁は返ってくるんですけども、現実何も進展していないというような形で、現在までできていたような気がします。この対応のスピードの遅い原因については、わたしは教育委員会の対応のまずさにあるのではないかとそのように思っています。

今後は、教育委員会と「美波町田井遺跡保存・活用委員会」が連携するとともに、教育委員会が真剣に対応をしてもらいたいと思います。特に今おいでる教育委員長さんについては、田井遺跡が発見されてから今日までの経緯や、その重要性などを一番理解されていると思いますので、今後の指導力を期待をいたしまして、今後見守っていきたいと思います。

議 長 藤井町長。

町 長 2点についてお尋ねがございました。

各町80万ずつっていうのはっていうんで。実は予算の組み立てがですね、それぞれが単独でやっておるっていう形式がございまして。ほんとは、どっか振り込んでぱっとしたら一番良かったんですが。それはプレゼンテーションの時に、支払いはですから240万分の80美波町殿、280万円の債権に関する80万牟岐町殿、とこういうようなことになってございまして、それは一つのことを役務を契約するわけですが、支払いは3つに分かれるよとこういう形でございまして、ちょうどその節を組み換えたら負担金で計上しておるようございまして。

美波町の場合は、自分でやるっていうような格好でしてありましたものですから。で、委託となれば、それは美波町に委託するという委託にはならんわけで。美波町はその電子系じゃ事業系じゃありませんもんだから。そういうこともございまして、それぞれをプロポーザル。その事務

的な、どこを中心になるかにつきましても、いろいろ協議したんですが、下2町につきましては、美波町の方がどうもプロジェクトまで作ってえらい進んどうようなけん、のってくれへんかとかいうことで。プレゼンテーションも委員はうちの委員を中心にしておりますが、両町でもあと情報の開示が無かった、こんなことは聞いとらんということがあってはならないものですから、ワーキングの選定の中には、傍聴させてオープンにやっているところでございます。

次に、方式についてでございますが、やっぱりですね、やっぱり将来は医療福祉健康防災等々あるいは産業の発信とかいろいろなことになってきますと、この過疎の地帯ですから、やっぱり行政が中心にならざるを得んどうなと考えております。しかし、それだって平たく言ったらですね、放送局やったり、役場で水道もやり、建設もやったりなんやったら、なかなか俄かには、ほういう情報機器を操作し、ネットの中でソフトを組むというような人材ありませんので、現実の問題としては、費用負担については、行政が中心にならざるを得ないと考えます。

方式はこれも一つ方法がございまして、3町が共同で補助金交付金を受けて起債を受けてやるんだけど、この施設をですね、通信系の人に、平たく言うたら指定管理制度的なやつですね。運営費については出すけども、おまえ頼むわというやり方があると思います。そうしてもこの情報系の組み立ての一般の形として、スタートの時の時点の世帯数で決まってしまうと、うちは増える可能性、減ることはあっても増えることはないもんだから。そうすると、最初契約した通りでずっと歩まれたら困るもんですから、そこはある程度、指定管理にするとか。

こういうことばがあるんですね。「IRU」何の略かわかりませんが、通信系すっぽりとお願ひするという方式。要するに平たく言うたら、施設をこっさえて、通信系に何もかもソフトができる人にリースすると。その代わり我々が行政情報を流す場合には、番組を下ろして、その番組をどのように住民に伝えていくかと。こういうような方式もあろうかと思ひます。

したがいまして、ご質問は、方式決まってその段階で、3つがばらばらになる可能性はあるか言ひますが、その組み合わせだったらノーとは無いので、牟岐町におかれても産業系が育っておるわけじゃありませんし、海陽町もまあとにかく。そのときは、事務局でいい方法を。海部郡っていうのはよう似た傾向を持っとるから、それで共通することで、まあ事務的には進めてくれたと。それに我々も言うわけじゃないと。こういうことになっておりますので、3町の段階が方式を巡って脱落することは、まずは無いと確信をいたしております。以上でございます。

あ、それからもう一つ、遺跡の話ですが、実は教育委員会の遺産についてはすることは、教育サイドの中でやるんですが、町にとっても今ご存

知のように、当町にとっては公共事業によって出てきた、全国的に稀なる歴史深い遺品という意味におきまして、それを観光スポットなり、人がやってくる町のスポットに利用という意味においては、町としてもこれは、ここを聞き流すわけにはいきませんので、補足させていただきます。その中でちょっと思いますことは、検討されて非常に熱心だと。ついでに周辺のところも掘ってみようかというようなご意見があるようでございます。しかし、あそこが出たからここも出そうだっていうようなことになってきますと、莫大なものがあるだろうと。

それが一つと、もう一つ今この際発見されてるやつは、県庁の埋文センターで分析しておるんですが、実はあれを本物を向こうに置かないで、本物をここへ置くとなれば、学芸員の設置を義務付けられる指導を受けてるように聞いております。学芸員を置くっていいますとなかなかたいそうな、なかなか県でもですね、公共施設で学芸員置いてませんので。その2点について、教育サイドで考えられることなんですが、ぜひ学芸員置けとなりますと、人件費の問題があって、一般職の初任給ぐらいではとても雇えない職種でありますので。できれば現事業によって発掘されたやつを中心として、できれば、まあ地域でそこらを管理して、そして本物は埋文にするか、そしてその写し、つまりレプリカをここでやるかとか。いずれにしても、これは財政負担を伴うもんですから、たいへん一生懸命ご議論があって。美波町にとっても、観光スポット交流スポットになるんだからって言われたけど、ちょっと、中身ちょっと聞きいってありましたら、その点がね。

これからも掘らんかという部分もご意見がある。これは、なかなか文化財はですね、ちょっとしにくい、まあ今後そういうこと、財政が不如意であることにつき、学芸員を置くということについては、いかがかなあと。まあ夕べも深夜まで、教育委員会と打ち合わせたところでありますが、これとても議員の先生方とまたご意見を聞いた上でですね、判断したいですが。

わたくしは学芸員をっていうことになったら、予算をわたしの方でやらなきゃなりませんので、人件費をなかなか国でも言われてるように、もうその学芸員の資格をっていうのは、なかなか相当な教育年限を経て、経験の豊かな者をおかなきゃいかんと。そういうようなこともありますことをひとつ申し添えさせていただきます。これ意思めいたことというお話にならるので、今後ともその点はいいいんだけど、財政負担のあり、専門職の採用っていうのはなかなか難しいなあと。

それからまあついでに、あの付近は昔からあるんだろうけども、やはりもう一つ他も掘ってみるかということにつきましては、これは全く新しい問題でございますので、今回出てきた遺品に関連して、この際広げて掘ろうというのは、まああのいかがかなあと。これもまた議員各位、あ

るいは町民各位のご意見によってご議論をしていきたいと。2点ちょっと気になる、気になってございますということだけ、この場では申し上げたいと存じます。よろしくご理解を賜りたいと思います。

議 長

北山議員。

16番議員

はい。もう質問ではないんですが、第1点めについては、美波町が他の2町よりも、はるかに進んでいるというような答弁がありましたので、最良の方式、品物になるように誠意、努力をしていっていただきたいと思います。それで一般質問を終わります。

議

長

北山議員の質問を終わります。

7番議員

続きまして、7番 戎野議員を指名いたします。戎野議員。

川尻議員の質問、さらにそれに答えての漁業集落排水については、町長の答弁が非常に詳しくされましたので、その部分についてはできる限り省いていきたいと思います。

まず、行財政の健全化を進めるに当たっての、今後の団塊の世代の退職による税収の減少、高齢化による公共サービスの増大、既存インフラの維持管理コストの増大などを要因とした地方財政の悪化が予想されております。将来展望を見据えた「美波町集中改革プラン策定」に基づいて、財政改革の推進に取り組もうとする5項目の町長提案が、冒頭なされておりましたが、町長提案の中の「歳出全般にわたる徹底した見直しを図る」ということをもとに、町長が言われましたような「選択と集中の視点に立って重点的に対応できる簡素で効率的な行政の実現に努める」というならば、例えば社会福祉協議会をはじめ森林組合等に対しても、検討5項目に沿って、事務作業の再編・整理・廃止・統合など、そしてまた第3セクターの見直し、補助金を含めてのですね、具体的に進めていっていただきたいと思います。

では、この行財政の健全化ということで、将来の大きな財政負担につながる事が明らかな「公共下水道の進め方について」財政運営を考慮した適切かつ長期的な視点に立った事業の実施、地域ごとに最適な処理方式の選択と組み合わせ、委託の推進や、事業の広域、共同化、使用料及び受益者負担金の一層の適正化等により、経営基盤の強化と住民にわかりやすい上下水道料金の料金算定ルール等についての、十分な情報公開を行うことが必要ではないかということで、質問をいたしたいと思ます。

もちろんわたしの質問のこの視点は、まず一つは利用者の負担をできる限り軽くし、住環境等自然環境を守っていくということ。

2点めに、社会情勢の変動に対応して将来町財政を圧迫しない。つまり行政サービスの低下等、しわ寄せとならないような取り組みをしていこうという視点での質問でございます。

すでに公表されておりますように、厚生労働省国立社会保障・人口問題

研究所の「日本の市区町村別、将来推計人口」これ15年に出されておりましたが。これによりますと、2030年いわゆる今から24年後です。24年後には、まあいわゆる旧日和佐地区が3,608人、旧由岐地区で1,714人というほどの推計人口。美波町合わせて5,322人という、合併時に8,589人おりましたが、それが約61%になる。4割方減ってしまうという。今日人口減社会におけるですね、生活排水処理の基本というものは、集合処理ではなくいわゆる個別処理であり、人口密度が高く個別処理が難しく、かつ将来においても人口減少が予測されないような地域のみを、本来は集合処理区域とするなど、将来の不確実性を踏まえた施策を行う必要があるということが広く指摘されております。

この人口減少を踏まえて、第1期の認可日和佐残地区の整備が、今後7年間の期間をかけて、平成24年度完了へ向けて取り組まれようとしております。その後、3年間をかけて引き続き弁財天地区、さらに5年をかけての港側地区いわゆる平成32年度完了を目途にしておりますが。そして、さらに飛び地区として4年間をかけて、最終平成36年度完了ということが、昨年ですね、産業建設委員会の提出説明資料として、建設課の方で「公共下水道事業変更認可説明資料」に書かれて、説明をわたしも受けました。このままの計画に沿って、最終まで毎年1億円を上まわる下水道事業特別会計を積み重ねながら、18年をかけてこの計画が進められる見通しがあるというのか。まず、ベストであるという根拠を示していただきたいと思います。つまり、高齢化と居住人口予測に基づく受益者負担による使用料回収率をどの程度見込んでいるのか、お聞きをしたいと思います。

税負担の公平感からも、今後合併浄化槽を含めての事業経費比較を行うなど整備の見直しはを、全く行う予定は無いのか。合併浄化槽を中心とする周辺部の近郊税負担という公平感から図るべきではないかということをお尋ねしたいと思います。

町はその資料説明の中でも、事業継続の必要性についての理由として、認可地区については浄化槽設置への補助金が出ないとか、また設置スペースのない世帯が多いとか。さらに、終末処理場の規模は最低限、今1系列のみの設置であるが、建物としては2系列分の建物が完成しており、供用開始区域のみの使用では、投資効果が得られないとか述べておられました。

では、先行投資した額のうち人口減少により未回収となる額は、誰が一体これから負担していくのか。自治体が負担するとなると、財政が悪化し福祉などの行政サービスが低下する。住民が負担するとなると、下水道使用料金の高騰や、いずれの場合も人口減少にさらに拍車がかかり、ますます町の財政が悪化するというマイナスのスパイラルに陥り、最終

的に財政破綻を来す恐れがあるという、そういう懸念はないかということをお尋ねしたいと思います。

また、これらの公共下水道におきましては、地震に非常に弱い管渠部分の問題点があるかと思えます。過去の地震における生活排水処理施設の被害状況を見ましても、例えば阪神淡路大震災1995年に起きたこの震災では、下水道は特に管渠部分に甚大な被害を生じたため、完全に麻痺したのに対し、復旧までに結局下水道は4年2ヵ月の期間と、575億円の事業費がかかったと言われておりますが、浄化槽では宅地内配管及び本体に部分的に破損が認められたが、いずれも被害が軽微で、その修復は容易であったとの報告があります。即ち小型浄化槽の破損率は0.3%という実態でありました。

町長の提案に「志和岐漁業集落排水事業は終末処理施設の設計委託業務で、町の厳しい財政状況を考え、ランニングコストの少しでも安い終末処理施設を設計すべく、慎重に検討を行っている」との説明があり、これから農業集落排水や、漁業集落排水事業が予定されていくとは思われますが、各事業の経費回収状況等の比較を踏まえ、空き地利用を含めたその地域に合ったですね、ベストな選択を図り、住民説明いわゆる情報公開を進め、わかりやすい汚水処理原価に基づく受益者負担を、今後求めていこうとするのかを併せてお聞きしたいと思います。

すなわち、この処理原価は平たく言えば公共下水道から農業集落排水、浄化槽の順に独立採算の原則が適要されているのにも関わらず、家庭使用料は高くなるという傾向がありますが、この差額分いわゆる公共下水道に対する一般会計から、水道事業会計に繰り入れられており、年々増加していくばかりではないかと思われます。

そこで、下水道特別会計への繰出金の今後の見通しと、下水道事業に伴う下水道債、過疎債を含めた最終的な償還合計起債額等、漁業集落排水と公共下水道で、どの程度残されていくのか。すでにもう第一期分の認可区域では、事業費27億3,880万のうち、起債は10億730万円。一般財源が1億4,292万円の実質町負担分は5億4,584万円と、その説明の中でも行われておりました。

これから次の世代への負担を残さないためにも、他の事業との併用選択の可能な「浄化槽市町村整備推進事業」いわゆる市町村設置型の合併浄化槽を、さらにもっと推進するなど事業規模や処理システムの変更を含めて、計画の見直しを行い、今こそ地域特性に合った効果的で、かつ合理的な汚水処理施設の選択を図るべきでないかと思えますので、ご答弁をよろしくお願いを申し上げます。

議長 鈴木建設課長。

建設課長 まずはじめに、戎野議員のご質問の主旨の「利用者の負担をできるだけ少なくしていく」との考え、全くその通りで、わたし達担当者も計画時

より一貫した考え方でございます。

それでは、行政行財政健全化について公共下水道事業の進め方のうち、上から順次お答えいたしていきます。

まず、日和佐地区公共下水道事業(第1期認可区域)の事業の継続性について。居住人口及び税収の減収などを見据え、合併浄化槽を含めての事業比較を行うなど、整備計画の見直しが必要でないのかについてであります。初めての方もおられますので、まず、現在までの進捗状況についてご説明申し上げます。昨年3月末に第1期認可区域40ヘクタールのうち、日和佐川以南の25ヘクタール、比率では6割余りが処理可能となっております。処理可能人口は936人、361世帯、管渠延長8,316メートルであります。供用1年目の接続率は人口で52%、2年目の今月末接続率は70%、来年3月末接続率は、約4分の3の74%と予定しております。

整備計画の見直しについては、今年3月までとなっております公共下水道事業第1期計画変更時に、今後の整備方針について見直しを行っております。この見直しに際しては、昨年12月22日の産業建設委員会でもご審議いただき、承認され、県へ申請し承認されております。見直しの内容については、新しく区域を拡大するのではなく、第1期計画の残事業について、期間を平成18年から平成24年度まで7年延伸しております。事業費は管渠4億2,000万円、処理場4分の1の増設分でございますが、1億7,140万円、合計では5億9,140万円としております。残りしました4割の役場側15ヘクタールの区域については、予定して、期待している方も多くいる状況でございます。

すでに、認可区域は合併浄化槽の補助が受けられなく、また、合併浄化槽の設置ができない家も多くございますし、下水道法の告示をした行政の責任がございます。

下水道事業の今後の方向性につきましては、費用対効果、施工性、経営等を含め、また、区域については、5ブロックに分割し、それぞれ面積、処理人口、管渠延長、事業費を算定し、地形及び施工性等の検討を行いまして、その施工順序を決めております。その時にも、ご質問にある、合併浄化槽も含めた検討を行いました。第1期残地区については、町管理の公共施設が役場をはじめとして、約10箇所ございます。浄化槽の耐用年数が近づいていることで、合併浄化槽を設置した場合にかかる建設費用、合計約8,800万円でございます。浄化槽の維持管理費、合計で年350万円が下水道にすることにより、町の費用の負担軽減につながることを考えております。

また、第1期計画の残事業について、下水道でなく、合併浄化槽に変更しては、とのことについてでございますが、下水道であれば、すでに処理場が稼動しておりますので、管渠だけ整備すればよいところを、合併

浄化槽に変更した場合は、1軒1軒の屋敷が狭く家が建て込んでいて、物理的に個別の合併浄化槽を設置できない家が多い地域であり、複数の家を対象にした大型合併浄化槽を所々空地等に設置し、管渠を各家からつなぐという方式が考えられますが、管渠は両方とも必要でございます。大型合併浄化槽という処理場を何箇所も設置するという余分な分、費用も高くつくと考えております。

費用の比較でございますが、建設費及び維持管理費は、下水道が1,253万円、1年間。大型合併浄化槽は2,853万円、1年間でございます。このように下水道事業については、7年ごとの認可期間の延伸時に見直しを行っております。また、平成10年度より再評価制度も導入されており、10年を経過した時点で、継続中の事業等については進捗率、施設の供用状況、費用効果分析、コスト縮減方策、代替案の検討等について再評価を行うこととなっております。この再評価については、早ければ来年度に実施することも考えており、最終的には徳島県公共事業評価委員会による審議を受けることとなっております。

次に、の志和岐に予定しております漁業集落排水事業において、受益者負担、汚水処理原価など住民説明(情報公開)はどのように進め、またできているのか。これについてでございますが。それと、また浄化槽市町村整備推進事業との総経費比較において得失はベストなのか、についてお答えいたします。

旧由岐町で計画していました使用料では、維持管理費が賄えないということになってきましたので、状況を漁協及び町内会の役員さんに説明いたしまして、志和岐全体の住民説明会を実施して、ご理解ご協力をお願いいたしましたところ、取りやめが1、新規加入者1の差し引き0の、加入率は93%の予定であります。現時点では、維持管理費が年800万ぐらい必要でございますが、それを何とかと慎重に検討しているところでございまして。使用料収入は1世帯当り1年で3万円から5.4万円、戸数127戸といたしまして、そのうち1人世帯が43戸、2人世帯が50戸、3人世帯が18戸、4人以上が16戸、比率では1人世帯が約34%、1人2人の世帯合わせて約73%であります。使用料収入は500万円を想定しております。

汚水処理原価についてでございますが、起債償還金が完了している平成55年度で1立方メートル当たり209円、使用料単価が209円であり、使用料回収率が100%となっております。これは、生活排水処理事業における比較でも、低い原価になっております。

次に、浄化槽市町村整備推進事業との比較についてであります。志和岐は、1軒1軒の屋敷が狭く家が建て込んでいて、物理的に個別の合併浄化槽を設置できない家が多い地域でございます。市町村整備型の個別排水処理施設整備事業については、現実的には整備できません。ただ、徳

島県污水適正処理構想策定時、平成14年度から平成18年度でございますが、そのときに現実的な問題を考慮せず、作業マニュアルにより集合処理区域の判定を行いました。結果、1年当たり費用は、集合処理が1,642万円、個別処理が現実問題ではできんのですが、個別処理をす
るとしてマニュアル上の話でございますが、個別処理が2,124万円、個別の合併浄化槽で整備するより、集合処理で整備する方が有利という結果になりました。

現実的に整備する方法を考えてみましたらですね、今の一番、集排が一番いいと思いますが、小規模集合排水処理施設整備事業でですね、複数の家、まあ2軒から20軒を対象に複数の家を考えてですね、一つの集合体を。これを対象にした大型合併浄化槽を所々空地に設置し、管渠を各家からつなぐという方式が考えられますが、管渠は両方とも必要であり、大型合併浄化槽という処理場を何箇所、この場合は今回の場合は志和岐地区は家屋の数が200軒余りございますので、一番大きい20軒をす
るとして複数の家を対象とするとして、10箇所大型合併浄化槽が必要となってくるということでございますが。そういうふうな余分な費用も高くと考えております。この設置場所が、例えば今のところ思いつく所が、まあ3箇所は可能かなあというところでございますが、その大きな広い場所ですね。10箇所となればなかなか確保できるのかというような問題もござい
ます。

それと、最後のことでございますが、一般会計からの下水道事業会計への繰出金の今後の増大の見通しはどうか。また、現在の関係する下水道債の残高と償還期限を見据えて、対応をどのように取っていくのか。これについても順にお答えいたします。一般会計からの繰出金については、償還金が据置期間を済んでくるので、今後増加する予定であります。昨年の変更認可時の試算では、全ての区域を整備した場合、起債償還金を含めた収支が黒字化になるのは平成31年度で、資本費の回収がすべて完了するのが平成49年度となっております。

下水道事業で課題となる経営面については、汚泥の発生が極端に少ない処理方式でもあることによりまして、平成18年度では使用料収入によって維持管理費をほぼ賄うことができることとなり、平成19年度には100%を超え、その後は資本の回収、つまり地方債の償還にも充てることができると考えられます。現在までの起債残高は、過疎債が4億8,100万円、下水道債が5億4,410万円、合計10億2,510万円でございます。起債償還金については、多いときで1億円を超えるときがござい
ますが、交付税措置があるため実質は約4割の4,000万円の償還となります。

下水道事業では、収入となるのは使用料が大半を占めるため、早期の接続の推進を図ることが重要であります。また、処理場の建設が終わって

おり、管渠整備の早期完成に向け、コスト縮減等により財政負担の軽減を図り事業を進める必要がございます。

汚水処理原価については、全体計画流入量が100%になる平成48年度で1立方メートル当たり84.5円。維持管理費が26.6円、資本費が57.9円、合計84.5円であります。使用料単価が131.5円であり、使用料回収率が155%を超えます。これは、生活排水処理事業におけるすべての比較でも、低い原価になっております。終わります。

議長 戎野議員。

7番議員 自席から失礼させて、再問していきたいと思えます。

今あの縷々申されましたが、例えば1立方メートル当たり84.5円で、まあ汚水の処理原価ができると言われておりましたが、この平成16年度の地方公営企業年鑑によりますと、いわゆる人口が5,000人未満の所で23.2%の処理原価がかかると。もちろん大きな密集地帯である政令都市等はですね、その単価がいわゆる98%ぐらいまでしていくんですが、先ほど言われましたように、155%という根拠がどうしてできてくるのかということ。この企業年鑑を見ましても、公共下水道はまあ徳島市のような場合はですね、原価が1立方メートルですね、150円、最大で493円。平均で、最大っていうのはこれ吉野川市なんですが、493円。平均とっても公共下水道では、321円1立方メートル当たりかかると。

そして、まあ農業集落排水については、181円から1,583円と、最小から最大まであるんですが、平均608円。回収率でも24.3%ということは、まあ100円いった費用で、実際は使用料では24円しか賄いきれないと。あとは公的資金で一般会計からも含めて、やっていかざるを得ない。もちろん漁業集落についてもばらつきがありますが、728円から1,728円で。実際のところ平均しましたら1,228円ぐらいを県下では払っていると。その回収率は10.8%というふうになっておりました、まあ合併浄化槽とかそういう浄化槽では、いわゆる原価が82円、そして回収率は258%というふうに、この公営企業年鑑では、わたしは見る限りではそういうふうに理解するんですが。この点については、こっちの方がちょっと間違っていると。まあ日和佐の方は特殊な、日和佐地区については特殊な事情で、そういうものが充分やっつけられるんだというふうに、今後のこの飛び地区までのこのいわゆる平成49年度、これから31年にかけてですね、こういうことができるのか。人口が5,300人余りとなる現状において、その費用がそういう使用料収益を含めて、そういうふうな計算がどういうふうにしたのか、ちょっと根拠を示していただきたいと。

議長 鈴木建設課長。

建設課長 今、戎野議員さんがおっしゃられることはようわかります。大体全国の例からすれば、徳島県とか全国の例からすれば、戎野さんをご質問されるおっしゃる疑問に思われる通りと思います。この日和佐の処理方式につきましてはですね、計画当初から、いかにコストを安くするというのを頭にございましてですね、汚泥の発生が極端に少ないという前から言よう方式なんです、それによっても5分の1ぐらいの維持管理費になるんですね。それがもうすごく大きく利いてきます。

それと、そのさっきも、先ほど言われよう数字的な裏付けですね。今言われる、その平成48年度ですね、全体計画の流入量が100%のなった時ですね。その時の汚水処理原価、それが84.5円といったその内訳ですね。それと、その使用料の回収率。これにつきましてはですね、分子と分母がございましてですね、まあ分子と分子というか、維持管理費プラス資本費の合計が汚水処理原価になってございます。で、その汚水処理原価というのは、汚水処理費割る年間有収水量ということになってございましてですね、その分数を出したらですね、84.5円。1立方メートル当たり原価が84.5円となります。この使用料の回収率についてはですね、これも使用料収入割ることの汚水処理費、それで155という数字が出てきます。よろしいでしょうか。

議
町

長 藤井町長。

長 わたくしから、わたしももう齢を重ねてるからまあ、あれなんです。公営企業年鑑で言うのは、これ決算数字でございましてね。例えば徳島市なんか、南昭和町の御座舟入江に流してるのがご存知と思いますが、昔アオテンでやってあって、あれも処理方式で御座舟入江が泡がわくってというようなことがございまして。あの周辺は今センチュリーホテルとかいろいろありますが、あの周辺南昭和町、住宅街は、あそこの悪臭がいっぱいあると。いろいろ先進、徳島市でさえも、処理施設場最終の処理場につきましてはたいへん、まあそのときの下水汚水処理技術っていうのも低廉であったんですが、そういう失敗があつて。

その後、国の国土交通省、今国土交通当時建設省の下水道センターという技術陣をあすこ支所を置いてですね、この方式ではだめだということになって、やってきたことはご存知と思います。実はまあそういう経過もあります。だから企業年鑑と比較してというのはありますが、いろいろ工夫して最新の技術を持って行ってやって。

もうひとつ公営企業は、今鈴木課長から答弁しよるのを言いますと、いわゆる営業収支というんと、資本収支というんがあるんですね。公営企業の場合、管理部門の経費っていうのは、実は営業費用、営業費用ですね。要するに料金の収入で。その賄っていくっていうんがまあある。ところがもう一つ。資本収支っていうやつは起債を発行して。下水場処理施設を作ったり。資本費を作ったり。それは資本収支。資本的に投下し

たお金を戻すお金は。資本収支では戻せないので。借金戻すために借金はできない。だから資本収支の、資本的収入という借金を戻すのは、元利償還するのは営業、料金で収入で賄うという原則なんですね。

で、まああのそういうことになっておりますので、まあ例えば志和岐との比較なんか。志和岐の場合は、起債収入は入れてないんですね。むしろ管理費用をもうそのままいくという関係になつとる、そういう差があることと。それから今のあの積算根拠はっていうのは、わたしも実は責任者として、この場に臨まさせていただきおりに、旧日和佐における下水道については、たいへんまあ住民が町名とか下水とか、それについておかしとか、説明ができてない。まあそういうことで、この場に臨むおりに、もう徹底的な議論をさせていただきました。そして将来にわたる収支も。その結果、これは18年度は7年間延ばさないかと。で、次に拡張すなど。一期のもう厚生労働省に認可された中で、早く資本投下した分を回収するべく直結をせいということに。

この件につきましては、旧の議会でもずいぶんご議論いただきましたし、また、町民のご意見もたくさんあったと思いますね。今なおですね、下水道処理区域でも、なかなか引っ張ってくれんわ、そうかといって合併浄化槽を据えても困ると。中にはわしはもうひけへんぞという方おるかもしれないませんが、しかし、それは都市計画決定したらですね、その中でわしは合併浄化槽と言えないと。義務性が帯びるんで。つまり、こういう全体みんなが揃って、そして環境を良くしようっていうことはですね、これはもう、どの道あの、だからいったんいくと拘束性がありますから。義務性がございますから。都市計画の場合には、聴聞をしているいろいろご意見を聞いて。

なおですね、これそれじゃ、いったんそういう屁理屈を言って、まあ屁理屈としてこれをやって、ずーっと続けるんかになりましては、実は事業評価制度というんがございまして。これ、作るんも町の税金だけでやってないわけですね、公営企業って。ご存知のように何にも無い所で国が、だから国民的に水域を守ろう、あるいは環境をよくしよう、国民の生活レベルを上げようということで、国の税金を補助金という名でやっておると。そしてまた県もつないで。自分達は少々のことばはやっておると。こういうことになって、こういうことにつきましては、確かに住民お一人お一人の意見を聞かなきゃいかんのだけど、みんなでそろって環境をよくするっていうことについては、ぜひひとつ総論的にご理解願いたいことが1点と。

それじゃ、かかったら最後、もう一般会計から繰り出し、何が何でもやるかっていうことについては、さっきも言いましたように、最高でピーク1億円です。しかし、1億円全部税金で、全部町税から放り込むかといひますと、交付税措置がございまして、その4割ぐらい4,000

万、ピーク。最大ピークで。まあそういうこと。それも先ほど課長がお答えしましたように、一定の期間が来ましたら100%になりますので、料金。だから、1期工事の認可された分については、いろいろご議論ありました。わたくしも期間を延ばしました。だから、この役場周辺とこの付近と。あとは、先ほども前段別の先生にもお答えしましたように、これからは適地適地に応じたですね、住民のご意見を聞いてやっていくと。

しかし、合併浄化槽でやっても出口する所は、農村の田んぼにやるところへ放り込まれたり、あるいは漁師しよるところへ放り込まれたり、あるいはそのアオノリが栄えたような川へ放り込んだり。そういうことが、例え出口でですね、合併浄化槽でやって20ppmいうても、集まってくると、やっぱり嫌悪的になってきて、環境へ。まあ早い話がこれだけ環境環境って言いながら、天神の下にあったところには、もうアオノリもできなくなった。どっからでも温度が上がって、魚が小魚が上らんようになった。いろいろ言われておりますので、個別の議論はあると思いますが、わたしはとにかく責任者でございますので、合意をひとつ全体とする時には、ご理解をいただくことと。文句がある時は、決定する前に、充分議論するということが必要だと思います。

それから事業評価委員会には、年度末明けて来年もあると思いますんで、その時の国の事業評価委員会にかかることでございますので、ただ今自負しておりますことは、臨んだおりに、これは改革やろうと思ってわたしは臨んで収支を、いたらぬ頭を精一杯使ってですね、そしてまあ先生方に7年延ばそうと。1期工事はやってしまおうと、こういうことでございますので。

あとですね、一般会計からの漫然とした繰り出しやいうことは起こらんつもりで、今運営しておりますけれども。その都度ですね、財政に赤ランプが点いたり、事態が、今ご答弁縷縷申し上げてることの係数、指標について、事実と異なることがありましたら、いつでもご報告して伝えてもらう。しかし、それは無いと確信しておりますので、わたしの答弁は総論的になりましたけれども、ぜひ。

ひとつだけ言えるのは、この日和佐のやっとなる処理施設については、割り合い新技術を工夫して、まあ、担当課長のことばをそのまま丸写しするんでないんですが、割り合い評価を受けてるところであります。一つはいわゆる沈殿汚泥が、スラジですね、これが非常に無いという新方式でございます。なお、これに勝るまた技術もいろいろ汚水処理技術の進歩があるというんで、これはひとつ志和岐は、一生懸命待つとるから、そこらにひとつできんかというようなことで検討しております。ご理解をぜひ賜ってですね。ご心配していただいとんは、やはり先生が、もうこの財政難のおりに、もうかかってしまった仕事をですね、コストを費

用対効果を無視して進むのかという総論的なお尋ねと思います。それについては、財政集中プランに基づいて、ご存知のように一生懸命取り組んでいきますので、これはどうぞひとつ、まあ第1期工事の認可区域の部分についてはやってしまうと。74%まで、来年の春にはなりますのでね。早くひとつ連結していただいて100%の加入率接続率にしていただいて、そのためにひとつご指導をお願いをしたいと。今後につきましては、どういうところをやるかというのは、適地適切な規模・技術・方式を採用していきたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

議長
7番議員

長 戒野議員。

町長のご答弁で、わたしも、もちろん集落排水にしても公共下水道にしても、それでやって環境がよくなるということは大賛成でありますので。ただ、このままずっとこの平成49年度まで、これから31年。実質かかるんはですね、もう少し少ないんですけど。その間においてどんどん進めていく場合のアセスメントというか、その再評価をもうちょっとしていかなければ、この財政難のおりに大変なことにならないかということで、この事業評価制度に対しては非常に期待をしていきたいと思えます。

さらに、あの先ほど申されました単価等については、やっぱり見解というか、わたしが総務省のホームページで調べておきました2006年のその試算発表されておるものを見てですね、公共下水道の人口1万人未満では1立方メートル当たり512円ということで、政府も発表しておりますので、非常に大きな差があるんだなあという懸念がいたしております。やはり、あとうこれから厳しいおりということで、事業の再評価を常に住民の意見を求めて、していただきたいということで質問を終わらせていただきます。以上です。

議長
建設課長

長 鈴木建設課長。

戒野さん、あとう先ほどのですね、総務省のホームページですね。その数字というのは、それは正しいと思いますし、あの今いっこも数字、入っとう各数字というのは、みんな正しいと思いますよ。これ日和佐の公共下水道だけを取ってした数字ですよ。そういうことです。みんな正しいんです。

議長

長 戒野議員、それでよろしいか。戒野議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議事運営の都合上、小休いたします。3時10分から再開いたします。よろしく願いいたします。

(時に午後14時50分)

(時に午後 15 時 11 分)

- 議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより議案審議に入ります。
報告第 3 号 株式会社道の駅日和佐の事業報告を議題といたします。当
局の説明を求めます。栗林産業振興課長。
- 産業振興課長 (報告第 3 号の説明をする)
- 議 長 栗林産業振興課長の説明が終わりましたので、これより質疑を行います
が、駅長も来ておりますので、小休して質疑をしたいと思います。小休
いたします。

(時に午後 15 時 22 分)

(時に午後 15 時 29 分)

- 議 長 それでは再開いたします。
報告第 3 号 株式会社道の駅日和佐の事業報告について質疑がないよう
でございますので、事業報告を原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認いたしました。
続いて日程第 4 議案第 68 号 徳島県後期高齢者医療広域連合の設立
について議題といたします。当局の説明を求めます。影治総務課長。
- 総務課長 (議案第 68 号の説明をする)
- 議 長 それでは、説明が終わりましたので質疑を行います。
質疑ございませんか。江本議員。
- 2 番 議 員 これ新規に後期高齢者医療ということなんですが、今現在、高齢者、老
人保健の場合ですね、約 10 億円近くの予算がかかっておりますけど、
これこの中から高齢者っていう別枠でできてくると思うんですね。
だから、どれぐらい、今現在美波町で後期高齢者に該当する 75 歳以上
の人と、現在老人保健の該当者の割合っていうもんはわかりますかね。
それで、この中から現在、現時点でどれぐらいの割合、一般高齢者の会
計、なんですね予算額がどれぐらいの割合で分担されるもんか。そのこ
ところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。
- 議 長 今の質問どなたが。田川住民福祉課長。
- 住民福祉課長 今度新しく変わります後期高齢者につきましては、美波町で該当します
75 歳以上の人口につきましては、11 月末現在の人口でございますけ
ども、1,722 名となっております。それに対しまして、前期高齢者

ですけども、65歳から74歳の者ですけども、この者の人口は1,508名と11月30日現在の人口となっております。

2 番 議 員
住民福祉課長

老人保健の今現在。

70歳以上の人口につきましては。お待ちくださいませ。すみません。お待たせしました、すみません。老人医療の需給対象者数は、11月末現在で1,868名となっております。1,868名です。11月30日現在でございます。

2 番 議 員

これ老人保健のまあ特別会計で14億の予定なにになっとんやけど、これ多分散されると思うんよな。後期と前期で。これどれぐらいの、これ人口割合、単純に人口割合で区分されるもんか。そこんところはどうか。

住民福祉課長

今の段階ではちょっとその割合、ただに人口按分でその14億からの割合でなるかというのと、ちょっと今のところ資料を持ち合わせてはないんですけれども、まああの厚生労働省の試算ですけれども、不確定要素があるんですけれども、全国平均でまあ保険料がお一人6,200円ぐらいだろうというようなまあ試算が出ておるようなわけですけども。これでまあどのぐらいの額、後期高齢どれぐらいなんかは、今のところではちょっと資料を持ち合わせてはおりませんので。

議 長

江本議員。

2 番 議 員

え、ほんならこれはほなけん、後期前期老人保健という形でも、ようけ変わらんと思うんやけんど。まあこの中で、介護保険ていうもんは、やっぱり別個で。今まで通り、介護保険は介護保険でっていうことで理解してもよろしいんでしょうね。

議 長

田川住民福祉課長。

住民福祉課長

はい。江本議員お見込みの通りで、介護保険とはまあ別の制度ということでございます。

2 番 議 員

はい、わかりました。

議 長

次に、戎野議員。

7 番 議 員

額はわからないということで、まあ聞こうと思ったんですが。

そしたらですね、この町が保険料の実額をまあ徴収していく、ああ納付していくということで、個人のほの負担額と、その徴収方法はどういうふうになっているのか。その周知を含めて、まあなされると思うんですが、その点をお聞きしたいと思います。

議 長

田川住民福祉課長。

住民福祉課長

後期高齢に、この制度になりますと、まあ市町村の事務につきましては、通知書の発送、それから徴収事務ということになってまいります。

7 番 議 員

だからその方法を。

住民福祉課長

それと徴収方法なんですけれども、これは介護保険同様、年金の方から特別徴収、天引きということになります。それで、まああの介護保険料

と後期高齢の保険料が年金の2分の1越えた場合は、特別徴収はしないと。普通徴収でいくというようなかっこうになっております。

議 長 他に質疑ございませんか。ありませんか。
ないようですので、徳島県後期高齢者医療広域連合会の設立について原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました
日程第4 議案第69号 平成18年度美波町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。当局の説明を求めます。影治総務課長。

議 長 (議案第69号の説明をする)

議 長 以上で総務課長の説明が終わりましたので、質疑を行います。久保議員。

5 番 議 員 14ページの企画費ですか、いや諸費の中で損害賠償請求事件に係る鑑定費用と30万円が出ておりますが、これはどの鑑定費用なんですか。

議 長 影治総務課長。

議 長 この費用につきましては、由岐の田井地区に住宅造成されました所で、1件損害賠償事件が起こされておりますけれども、係争中でありまして、その分につきましては、裁判所の方から専門家に鑑定を依頼するという事で、被告原告双方から30万円を支払ってほしいというようなこと、ありましたので、その費用でございます。

5 番 議 員 ほしたらほれは、今回がはじめてなんですか。こういうような、今まであったんですか。

町 長 これはあの例の定住促進のために、広く由岐町が造成した、あの山切った所でございますね。で、今までにはそういう案件はあったんですが、今実は、居住者とは旧由岐町においていろいろやってたんですが、で、まあ損害賠償1,000万ぐらいの訴額、訴訟物は1,000万ぐらいと聞いております。で、それは原・被告それぞれ因果関係をです、主張し合ってきた係争事件がございまして。
今回裁判長の指揮によって、原告・被告どちらも寄らないという高知大学の工学部のいわゆるその浮動沈下等について見識を有する、裁判長が訴訟指揮としてその者を指定して、その鑑定に要する経費をです、今総務課長がお答えしましたように、原告30万、被告側30万ということで、今回初めてと思いますね。裁判上の請求について。これまでのいわゆる訴訟の被告となった旧由岐町においての訴訟費用については、旧由岐町においてやったんだろうと思いますが、この鑑定料っていうのは今回初めてだと。以上でございます。

議 長 久保議員。

5 番 議 員 そしたらこれはなんですか、これからずっと、まああの鑑定費用をいろ

- いろいろかるまで、鑑定費用は要るんですか。あとあと。
- 町 長 係争中の行政事件訴訟、ああ民事かな、でありますのであります、裁判長が訴訟指揮として、証人に鑑定するのは、そう再三あるようには、通常一般の例としてはないと思います。以上でございます。
- 議 長 久保議員。
- 5 番 議 員 ほかでもないんじゃけんど、まあほれはひとつおいといて。この小学校、24ページの学校給食費で、まああの今テレビとか新聞でも、いろいろよその自治体でも、義務教育の給食費を払いよらんような父兄がたくさん出てきてるわね。今大きな社会問題になっております。まあほれもこないだもテレビ見よったら、高級の外車乗るような人でも子どもの給食費を払わんというように出てきておるんですが。この美波町に対しては、ほういうようなことはないんですか。
- 議 長 丸岡教育次長。
- 教 育 次 長 お答えをさせていただきます。学校給食で給食費を支払いが滞っておるっていうんは、美波町管内で1件報告を受けております。
- 議 長 久保議員。
- 5 番 議 員 この1件おられるということは、親御さんの方にも請求しよんですか。どんなんですか。何年もたまっとんですか。これまでにほういうことなかったんですか。その子以外にでも。
- 議 長 丸岡教育次長。
- 教 育 次 長 はい、お答えをさせていただきます。
まず、ほったらかしにしとうかどうかということですが、当然学校側から担任を通じて、支払いを喚起をしております。
過去においては旧日和佐町の分しか把握はしておりませんが、やはり例年数件の給食費の支払いができないという状況がありまして、例えば学校側からそういったもう直接なかなか話にならなかつたら、民生委員さんを通じて、例えば要保護・準要保護の方での申請をしていただくとか、できる限り与えられた範囲内で対応はしてきたように記憶をいたしております。以上です。
- 議 長 久保議員。
- 5 番 議 員 まああの食べたもんは、本人が払うというんが原則だと思います。今日も昼ちょっとあの会計の方に足運びまして、議会の方も9月議会済んで町内の施設を由岐と日和佐と2日間にわたってまあ視察したんです。そしてまた、議会も上板の方で議員研修がありまして、研修に参加しました。そして、その時にはまあなんでもええわということで、食事をとったんですが。美波町の視察の時には由岐で幕の内弁当と、それと日和佐での視察の時には日和佐ではうみがめ荘で食事をしました。また、議会研修の時には徳島の食堂でまあ食事をとりました。
そういうことで今までは議会は事務局の方が払っておったようであり

ます。それもあのまあ出納室の方から支払しておったと聞いておりましたんで、そういうことがないんかな、あるんかな、ないんかなと思ったら、先日局長の方から、あれは会計の方から出せれんというて回答が来たんで。これどないしようかな、わたしがまあ立て替えとんじゃということ。これ食べたもんは払うんが当り前じゃと。わたしが今言うたように、子どもの給食費もこれは食べたもんは払うんが当り前じゃと。これがほんとなんですよね。

けれども、今まで日和佐町はまあ議会の研修とか視察とかいうもんは、公費の方で払っていただいております。そういう説明がいつも無かったんです、今まで。議会に対して、我々に。由岐の方は貯金から引いて、食糧費は引っきよったと言われております。日和佐の方は今までそれがなかったんです。今日もいろいろこう議長にも話もするし、まあ議員の詰所でも話をしたんですが、まあ出さんでもええんでないかという人もおります。また出せという人もおります。これ食べたもんが出さなんだら。局長に払えというんはわたしはちょっと不公平だと思います。ほういうことで、まあのできるんだったら学校の給食費でも払っていただきたいと思っております。まあ、小休ではなかったんやけど。そういう点もよう考えといてもらわなんだら。我々やってただでは食べれんもんな、これはっきり言うて。

議 長
教 育 次 長

丸岡教育次長。

久保議員のおっしゃることはその通りでございます。それぞれ家庭環境とか、いろんな問題もありますが、現場の教師とも充分連絡を取りましてそういった給食費の未払いがならないようにできる限り努力をしていきたいと思っております。以上です。

議 長
5 番 議 員

他に。

ちょっと小休してよ。今のこと、ちょっと聞いていただきたいと思えます。

議 長

はい。久保議員から小休の要望がありますが、小休。

はい、ということで小休はいたしません。またの機会にお願いいたします。

5 番 議 員
議 長

わたしの考えはね、局長にね、払わすということは間違うとうと思えます。

ほれは次のときに議員が寄ったときに議論いたしませんか。

5 番 議 員

やっぱり皆に聞いてもろたら、いちばんわかると思うんよな。一人一人が、やあやあやいやいや言うたって。お前一人が悪者になるでえ。ほうでなしに。まあ、道がそれてしもうて大概すまんけど。

議 長
6 番 議 員

続いて、一般会計予算、補正予算についての質疑を行います。影山議員。22ページ、関連して23ページになるうかと思うんですが、各教育費について質問します。各項職員手当等、時間外勤務手当がそれぞれの各項カットされておるようですが、どういう理由でしょうか。ご説明お願

- いします。
- 議 長 丸岡教育次長。影治総務課長。
- 総務課長 長 ご説明いたします。この時間外勤務手当の分ですけれども、臨時にかかる分でございます。賃金の方に、まあいうたら賃金から出す方が相応しいということがありまして、その減額した分を賃金につんでおるといようなかたちにさしてもらっています。ですから、まああの時間外勤務手当だけをもう切ってしもうたというんではありません。
- 議 長 影山議員。
- 6番議員 賃金から減額ということで。
- 総務課長 賃金から払わさせていただくというのが、正当だということがわかりましたので、時間外勤務手当の方は、まあ職員手当てという費目から出すようになっただけですけれども、これを改めて賃金の方から出すということで。本人にわたる額が、まあ減額するとかいうのではございません。
- 議 長 影山議員。
- 6番議員 同じく同様のことかと思うんですが、23ページの教育費、時間外勤務手当、社会教育総務費ですが、1万6千円のこれはプラスということですね。同じ意味ですか。23ページです。1万6千円です。時間外勤務手当。
- 議 長 影治総務課長。
- 総務課長 長 はい。この分につきましては、あの一般職員に係る分で追加ということでございます。
- 議 長 他に。北山議員。
- 16番議員 17ページの海部総合センターって、これは牟岐町のどこの分なんですか。お答えをいただきたいと思います。
- それと、18ページの温湯消毒機導入補助金。これはどこに補助をするのか。お聞かせ願いたいと思います。
- それと、20ページ、県防災ヘリコプター運行連絡協議会負担金。この防災ヘリコプターについては、どこまで対応してもらえるのか。
- また、出勤要請の仕方については、どこに行き行って出勤要請を、どこにしたらいいかをお聞かせ願いたいと思います。
- それと、21ページのスクールバス運行委託料が、これが減額になってるのはどういう理由なのか。
- この4点ですか。お聞かせを願いたいと思います。
- 議 長 田川住民福祉課長。
- 住民福祉課長 17ページの人権啓発費の海部総合センターの170万の負担金でございますけれども、お見込みの通り、牟岐町にございまして郡内3町が負担して運営いたしております。場所につきましては、牟岐町の清水、あの国道沿いのふくまつのパンの裏にございまして、老朽化のために雨漏

りしてありまして、これの防水修繕をするものでございます。以上でございます。

1 6 番 議 員 2 議 長
すみません。小休願えますか。場所がちょっとわからんのでね、もうちょっとわかりやすく言うてもらえますか。
小休いたします。

(時に午後4時32分)

(時に午後4時33分)

議 長 再開いたします。あと栗林産業振興課長。
産業振興課長 18ページの温湯消毒機の導入補助金でございますが、これはあの「JAかいふ」がですね、現在育苗センターを運営してございます。その中でですね、水稻の苗を育苗する段階でですね、いわゆる農薬等の消毒で種子消毒等をいたしてございましたが、種子消毒等の方法にですね、農薬等を使わない方法をですね、今後用いてですね、周辺環境保全にですね、寄与しようというような事業、趣旨からですね、導入をいたすものでございます。場所はですね、国道の北河内の国道の傍に育苗センターご存知で、はい。

議 長 寺内消防防災課長。
消防防災課長 県防災ヘリコプターの運行ですけれども、出勤につきましては、火災に対しますものと、災害に対しますものでございます。それと出勤要請ですが、海部消防組合の消防長が知事に向かって出す場合と、町長が知事に出す場合とがでございます。

議 長 丸岡教育次長。
教 育 次 長 わたしの方からは、21ページの教育費の事務局費の委託料、スクールバスの運行委託料の減額89万7千円についてご説明をさせていただきます。町長諸般の報告でも申し上げましたようにスクールバスの運行につきましては、10月末に入札を実施して委託業者を決定したところですが、日和佐由岐管内で1路線だけがですね、再入札の結果、落札者がいなくて、協議をしたんですが、辞退をされました。そういったことで1路線分の委託料を減額いたしまして、次のページの23ページの中学校費の賃金でパート賃金52万8千円でございますが、日和佐中学校のバスの分が落札者がいなかったんで、その分をパートの賃金で11月から3月まで88日でございますが、その分の賃金で対応したということでございます。以上です。

議 長 北山議員
1 6 番 議 員 はい。県の防災ヘリコプターのことについてもう1点。これは美波町内で、どこらに降りれるようなかたちになっているのか。

各全域広い中で何箇所ぐらい降りれるのか。わかればお聞かせ願いたいと思います。

議 長
消防防災課長

寺内消防防災課長。

日和佐の方では、旧日和佐高校、グラウンドです。それと日和佐中学校グラウンド。

町 長

まああの、これまでの間の旧日和佐町では水産高等学校でございますとか、今ですとこの前も実験をしたんですが、訓練をしたんですが、消防組合主催においてわたしどもも立ち会うんですが、旧日和佐高等学校の跡地。で、必ずしも指定してなくても、町長が呼ぶときは例えば由岐の場合はですね、あれはあの平均勾配度が2.5度の、カーブでだったら行けますので。直線が直径が50メートルくらい。円形ですね。円形の直径。それくらいですから。そのときに、指定してなくてもですね、例えば由岐の中学校のグラウンド、木岐とか、それはできると思います。で、必ずしも指定要請するときには、やっぱりそのときの気象とか。そのときの気象、ヘリの運行する県の方も承知しておるんですが。しかし、旧由岐町の山火事のとときにこんなところ行っても都合がいいかと。まあそこは、適時適切に判断すると。

今まで着陸した経緯については、今課長が答弁したんとわたしが言った経緯がございます。今後とも要請箇所として、今後例えばですね、高規格道路がやがてできますけども、あの付近でもなんか適地をととか、そういうことは今後模索して行って、臨機応変に地形の変わるんと状況を合わせてですね、予め心持ちここいらということを作っとく必要があると思います。必ずしも指定地とかいうんではありません。緊急事態のときは広いビルの上でもやるっていう場合もありますので。ちなみに言いますと、直径大体50メートルくらいのところだったら、気象条件さえ安定しておればできると。こういうようなことでございます。ご理解を賜りたいと思います。

議 長
16番議員

北山議員。

ヘリコプターについては、まあ今の町長の答弁で大体理解はできるんですけども、やっぱり美波町はかなりこう広い範囲の面積がありますんで、これから指定しとらんでも、どこでもまあ行ける所があれば、降りれるというような話がありますけども、やっぱり日頃から、どこだったら行けるとかというようなことも、常時考えていっておいてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長
7番議員

戎野議員。

21ページの緊急津波対策事業費の避難タワーのことで、予算財源等ですね、地域住民並びに漁協への配慮いただいて、非常にありがたいんですが。住民説明会の時にも少し意見が出ておりまして、隣の第3分団の消防団の詰所というか、車庫として隣の機械修理工場を、うま

く有効利用活用できないかというふうな話も出ておりました。
このお金の問題と関連するんですけど、更地として県へ返さなければいけないと承って聞いておりますので、非常に難しいかと思いますが、そういった可能な場合はですね、有機的な地域防災の拠点としてうまく使えないかどうか。そこらを合わせて、この設計、また調査に向けて考慮できるか、お聞きしたいと思います。

議 長
消防防災課長

寺内消防防災課長。
既存の漁業機関修理工場を3分団の車庫に使えないかというような内容でございますけども、その機関工場といいますのは、まあ昭和50年築でありまして、まず耐震の設計ができていない建物であろうと考えております。それとそこは、今もまあ避難タワーができるというような津波の浸水域でありますので、その救急の消防車等を置くには、まあ相応しい場所ではないと、わたくしの方では考えております。以上のような理由で、できましたら津波避難のないような場所に、新たに3分団の車庫を構えるほうがいいのではないかと考えております。また、あの3分団の分団の意向というのでも聞いてみなければならないとも考えておりますし、その辺のコンセンサスとりながら検討した方がよいと考えております。

議 長
15番議員

他に質疑ございませんか。坂口議員。
ちょっとひっかかる、おんなじ質問になるんですけど、この避難タワーはどこに建つんですか。

議 長
消防防災課長

寺内消防防災課長。
日和佐地区の日和佐浦というところで、今町名で言いますと、戎町というところ。場所は日和佐川沿いの「てこ屋」やいうお好み焼きやさんご存知でしょうか。ちょっと表現悪いかわかりませんが。そのちょっと海よりの方です。そこにあの県有地がございます、そこを予定してございます。

15番議員
消防防災課長

県有地。
はい。

15番議員
議 長

何もない、ただの広い県有地ですか。
寺内消防防災課長。

消防防災課長

今現在は、過去に使っておりました漁協の製氷の、今倉庫になっておりますが、建物と、それと今の機関修理工場が建っております。

15番議員
議 長

その撤去はどうするんですか。
寺内消防防災課長。

消防防災課長

この撤去をし、更地にした上で建設にかかろうと考えております。

15番議員
消防防災課長

撤去費用はどこ出るん。
撤去費用はこの予算の方で組まさせていただいております。

15番議員

ようわからんのやけど。どこに。

- 消防防災課長 工事請負費の中に入っております。
- 1 5 番 議 員 工事請負費っていうのは、そのタワーの工事請負費ではないわけや。撤去費用が3千万も要るわけ。
- 消防防災課長 も、込みです。内訳につきましては、解体工事費と本体工事費、基礎工事費と周辺整備費というような内容で、この工事請負費を組ませていただいております。
- 1 5 番 議 員 ていうことは、この12月補正で調査委託料を調査して、で、これほの前にもうそれと同時に設計委託料もして、ほんで撤去費用も工事請負費にはめて、建物を建てるっていう予算付けなんかな。12月補正予算でしょ。
- 議 長 寺内消防防災課長。
- 1 5 番 議 員 どうしても今年中にやってまうっていう考え方がい。
- 消防防災課長 ま、そのような考えで今、予算補正させていただいて執行しようとしております。考えております。
- 1 5 番 議 員 それであればさ、県の土地であって、町の土地でもないわけでしょ。その撤去費用を町が持つわけだろう。まず、県ときちっと話できた上で、撤去費用を予算化するんが当然と違うんで。工事請負費に入れるやいうんは、おかしいない。町長どうで。
- 議 長 藤井町長。
- 町 長 お尋ねでございますので、わたくしから。実は県有地っていうのは、古くからあそこ県有地でございますして、その県有地を借りて、漁業協同組合が、まあ先ほどご説明をしました氷砕く、製氷機とそれと機関工場をやってきておりました。で、おっしゃる通り暇があれば、その撤去費用をだれが持つかと。漁業協同組合、あなたが借りてるんだから土地は。上物どけなはれと。ほんで、どいた後をあなたの申請で県に返還するときには更地にして戻さなきゃいけません。県が漁協に貸したときは、更地で貸してあると。しかし、漁業振興という公益上があって、昔氷と機関を作ったっていう経過がございます。
- で、そこでおっしゃる通り撤去して撤去費用はこれも工事ですね、撤去工事請負費になるだろうと思うんです。ほんでまああの、実は、これは本来新年度で早々やればいいんですが、実は、美波町が団体表彰として旧由岐町の自主防災とかたいへん熱心なこともあってですね、県のほうからですね、19年度以降は非常に牟岐町はもう今日もテレビとかなんかでやってましたように、出羽島にとか。で、19年度以降になると目白押しになってきておると。ほんでできたらね、ほんで撤去する費用と設計、まあ要するに設計っていうのはボーリングだけなんですよ。あの底が。
- 1 5 番 議 員 そうじゃなしにね。
- 町 長 ええ。

1 5 番 議 員 6月から9月までの3ヶ月の間に急に煮え沸いてきた。
町 長 ええそうです。急に沸いたんですよ。ええ。9月、10月に表彰受けに行って県危機管理局が。

1 5 番 議 員 そやからそれを聞っきょうわけで。
町 長 この前わし言うたと思いますが。
議 長 小休いたします。

(時に午後4時47分)

(時に午後4時50分)

議 長 再開いたします。再開するにあたって5時がもうやがて来ましたので、時間延長をしたいと思いますが、皆さん方の同意を求めます。時間延長よろしいか。いやまだ、総務課長なり執行部と相談して再開。小休の意見がありますので、小休させていただきます。

(時に午後4時51分)

(時に午後4時53分)

議 長 それでは再開いたします。時間の都合で5時を過ぎるような気配がいたしますので、時間延長をしたいと思いますが異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議ないようですので、時間延長。この今質疑中でありますので、この18年度美波町一般会計補正予算を済ましてもらいたいと思います。異議ないようですので、時間延長さしていただいて質疑を行います。質疑ございませんか。丸龍議員。

1 1 番 議 員 15ページの一般コミュニティ助成事業補助金の内訳を教えてください。251万5千円。これはどういうふうになっているのかお示しをいただきたいと思います。

議 長 海司企画調整課長。
企画調整課長 この一般コミュニティ事業の内訳というか、交流事業における備品購入費でございますが、項目がかなりあります。音響施設、それからカヌー等でございますが、一つずつ言いましょうか。

1 1 番 議 員 ちょっとどういうふうな。
企画調整課長 あ、場所ですか。伊座利地区の交流事業に関するコミュニティ事業の助成でございます。総額がこのご指摘の251万4,960円、うち歳入の

方で250万円の助成、歳入の方で組んでおります。先ほど申しました通り、地域住民との都市交流の備品関係でございます。すべて備品、その交流事業に関する音響設備であるとか、その先ほど申しましたカヌーとかの備品購入費でございます。

1 1 番 議 員
企画調整課長

もうちょっと、ちょっと内訳。欲しいな。

内訳ですか。はい。ポータブルアンプ、これ音響ですね、それからこれが33万6,000円。それからスピーカーが2機で23万4,000円等で、音響設備に係る分が77万4,800円。それからプロジェクター関係でございますが、これが28万7,600円。カヌー等のまああの設備備品関係が93万2,810円でございます。

1 1 番 議 員

課長、ほんならほれって、まあコミュニティってまあ地域住民との必要性のほういうふうな。また県、町内、町外、県外ほういうふうなまあどういうふうな。ほんだけ実際要るんかいな。どんなん。ほのまあ利用、利用というか、ほんだけのんてほんまに必要なんかなと。ほこのところどうだろ。

企画調整課長

あのご存知のように伊座利地区におきましてはあの地区住民一体となってそういうふうなコミュニティ事業を行っておるところでございますが、今回のこの申請につきましても、まああの若者の定住や全国からのイターンの方などの人口が増加しておりますので、そういう継続的なコミュニティ、コミュニティづくりのためのまあ備品購入ということで申請をして、まあ採択なったところでございます。

議 長

丸龍議員。

1 1 番 議 員

ちょっとまあ課長はつきり、ちょっと答弁もわかりにくいんやけど。まあ実際ほんだけのほんまに必要性、利用者数があるのかなというふうなわたし自身ちょっと感じるところでございますが。まあまあ補助金等でほういうふうな事業なさるっていうのはほら大いに結構なんです。やはりですね、まあそこのところで、もうちょっとはつきりお示しをいただけたら、ほんとはありがたかったですが、はい、わかりました。

議 長

よろしいか。ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんか。質疑がないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。

日程第4 議案第69号の 平成18年度美波町一般会計補正予算(第2号)を原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。

ちょうど5時となりましたので、本日はこれで終了して、明日3時より再開したいと思っておりますが、異議ございませんか。

わたしの予定としては、これあと議案第70号から以下は2時間ぐらいで済むと思いますんですが、それから2時間、3時から2時間で5時にしまったら、議員のみなさん方の時間の都合がいいと思ひまして、お諮りいたします。異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。で、明日3時より開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。それでは今日は終了いたします。

(時に午後5時1分)

12月22日(金)

(時に午後2時58分)

議 長 昨日は定刻ぎりぎりまでご審議ありがとうございました。
昨日に続いて、会議を開きますが、只今の出席議員は13名でございます。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 議案第70号 平成18年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。当局の説明を求めます。山路税務保険課長。

税務保険課長 (議案第70号の説明をする)

議 長 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑ございませんか。

ないようでございますので質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第70号 平成18年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。

ありがとうございました。

議案第71号 平成18年度美波町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。当局の説明を求めます。田川住民福祉課長。

住民福祉課長 (議案第71号の説明をする)

議 長 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑ございませんか。ございませんか。

質疑がないようでございますので質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第71号 平成18年度美波町老人保健特別会計補正予算(第2号)を原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。

日程第7 議案第72号 平成18年度美波町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。岡本うみがめ荘支配人。

国民宿舎うみがめ荘支配人
議 長

(議案第72号の説明をする)

説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑がないようでございますので質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第72号 平成18年度美波町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)を原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。

日程第8 議案第73号 平成18年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。今津水道課長。

水 道 課 長
議 長

(議案第73号の説明をする)

説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑ございませんか。ございませんか。

質疑がないようでございますので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、平成18年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。

日程第9 議案第74号 平成18年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。鈴木建設課長。

建 設 課 長
議 長

(議案第74号の説明をする)

説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑がないようでございますので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。

日程第9 議案第74号 平成18年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。

日程第10 議案第75号 平成18年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。鈴木建設課長。

建設課長 (議案第75号の説明をする)

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。

質疑ございませんか。北山議員。

16番議員 16番 北山。今耐震設計の委託に変えたというような説明がありましたが、契約について、今回の提案理由の説明の中にもプロポーザル方式というのが、なんか2件ほどですか、美波町地域情報化基本計画、美波町総合計画策定業務に使われたというような説明がありましたが、今回はその方式を使われるのかどうか。

プロポーザル方式っていうのは、これちょっと教えていただいたんですけど、複数のものから対象となる施設に対する発想・解決方法などの提案及び設計者の経歴・作風・能力等に関する資料の提出を求め、最適な設計者を選定する方式ということで、このことについてはまあいいと思うんですけど。この総合計画、総合計画の契約のときの説明に、指名審査会で10業者を指名し、選定委員6名による第1次の審査を経て、4業者に、プロポーザル方式による第1位の交渉権者を決めたというような説明がありました。

指名審査会っていうのは、どういう方が入っとんかっていうのを聞いてみますと、本庁の課長全員と由岐支所の濱支所長、この方で作られておる会だということを知りました。

次に、第1次審査をした選定委員さん、選定委員さんはどういう方かとお伺いしますと、助役・収入役・総務課長・建設課長・企画調整課長・濱支所長の6名であると。そしてプロポーザル方式による最終1位を決めたのも、選定委員さんが決めたというようなことを知りました。すべて職員の内部で決めていったような格好になるように思います。

今あのいろんな新聞紙上ですか、で、談合問題いろいろ言われておって、透明性を上げていかなければならないとわたしは思うんですけど、そこらのあたりは今後どうするのか。ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

建設課長 これ、だれが答えたらよろしいんでしょうか。

議長 指名していただけますか。

16番議員 どんなんですか。町長どんなんですか。

議長 藤井町長。

町長 契約事項につきましては、まず物品の調達、それから典型的なのは工事請負契約、あるいは長期履行、年度を越えてやる契約がいろいろございます。例えば、コンピューターのソフト面。そういうようなのがございます。で、そこで今までのまず典型的な例だけを申し上げますと、工事

請負契約がいちばん典型なんですけど、これは指名をやるか、一般競争をやるか、こういうような方式で、まあ長いこと国も県もやってきたところなんです。

で、最近はその、この民間の、その指名にせよ一般競争にせよその役所側が自分の見識と計量数量を把握したことでやる。で、いわゆる量不足の社会資本も、あるいはその他においても量不足の、質を問うことはない。とにかく橋のないところへ橋をつける。堤防のないところへ堤防をつけると。つまり、量的に整備をすることによって、まあその工事請負契約ですから、公共財をやってくっていう時代から、最近になりまして非常に、それはまあ一方的といったら悪いんですが、役所はまあいろんな情報と技術も持ってですね、一定の見識に基づいて、ひとつの設計をつくって、それで指名したり、そして一般広く募集をして競争させてきたのが、今日まででございます。

でも、ご質問の議員におかれては、すでに充分承知した上でのご質問としますので、あまりこさい省略しますが。最近是非常に、その近代の特に土木技術、あるいはその他電子あるいはメカ、非常に進んでございまして、むしろ民間におけるその技術っていうことを活用することによって、よってですね、そして公共が発注する場合の基準にしたらいいと。で、通常の場合でございますと、あ、そういうものができたのかと。今までだったらコンパネなんか、例えば内地材を切ってますね、釘で打ってこうしとった物を使いよったと。まあこの建物でもいっぱいあります。しかし、合成材が出てきたと。で、それはじゃあ使うか使わんかっていうのは、設計基準でよし耐用度がいけるなど、こういうように組み込んでいって、していったと。そういうところは、こう目に見えてわかるんですが。

もう一つは、コンクリートのいわゆる耐久度につきましても、ご存知のようにひとつの、まあ比率であればいいと。石灰と粘土となんぼで。ところがそれもですね、強度というものを求めるようになって。ところが、強度求めてもそれが実は経年によってどのくらい劣化するかと。そういうことは、その国・県・市町村、国は非常にその研究所も持っているある。そういうことも役所が。そうするとコンクリートでもアルカリ度がどうだとか、p hとかほんなん見て、うんよっしゃとか言うて。これも最近の話でございます。で、いちいちそれじゃコンクリートといっても、J I Sで許可を取ったものでなければならなかったんは、ごく最近。それを皆こう基準にこっさえて、それを組み立てて発注するにしようたんですが、待てよと。

ま、そういうことでなくて、もう民間の、役所がしたいのはここへ橋をつけると。耐久度のいいものを作りたい。あなたならどういうふうにしますかと。こういうようなことを技術と経験と施行能力を提案させる。

それを審査して、そして役所が、発注にあたって充分容易すべきをむしろ提案させると。こういうことで競争させてやる方法もいいんじゃないかというんが、まあ提案、プロポーザルなんです。まあプロ、カタカナはわたしもカタカナはよう使いよったけどこの頃好かんのですが、まあ要するに提案をしてですね、そしてプロポーザル、要するにプロポーズですね。まあそういう形式をやるということ。で、まあそういうことでやってきてることでございます。

特に最近はまだ量から質へ、質からまたアメニティへと。こういうふうになってきたもんですから、同じコストでも耐久度が強くなって、ほっとするような橋とか、なんか触ってみたくなるような欄干を作ってみる、まあいろいろもう省略します。そのように、従前は官主導でやっておりました設計っていうやつをむしろ提案を求めると。広く進歩技術された民間の、そして競争させて、そして税金を使って作るんですから、競争させて、そしてそれによって、また競争させていいものを安い経費でいいものをと。こういうような傾向になってきておるのは、もうご多聞にもれずご承知だと思います。

さて、まあ今日は水道のお話でございますんですが、その過日議決になった中に2つあったと。その選定委員について、実は外部性がないというお話があると思うんですが、これはまあ一考を要することではあるんですが、発注者は何しろ美波町長でございますんでね。で、それを外部性って言った場合に、美波町民の外部性。まあ例えば、設計業界とか、建築士協会とかいう、その誰にも属さんと。ここで知り得たことはどこへも言えへんわと。こういうような民間がおればですね、いちばんまあそういうのが、いちばんまあ外部性。

まあさりとて、役所の中で6人7人がやりよるから、これは談合、まあまあ要するに話し合いで誰かがなんか。まあこれはこういかなかなあやいうて声かけるとこう思います、それはもうこういう時節ですから、当町において試みとして、すでにやってる6人8人のグループは、わたしもとくとそういう横の連絡を取り合うて、これに行こうやいうことはさせないように、まあしておることでございますし、それは確信をしとるところでございます。

で、ただ透明性は、そうは言っても役所の中の発注側の審査員だから、やっぱり意思が一つのものになってしまうんじゃないかという懸念は、町民から見た場合にね、北山先生だけがそんなこと思うんでなくて。町民にも誰が見てもああ、ということにするには、外部委員。で、外部委員の場合には、なかなか難しゅうございますが、そのまあ例えばもう学問的、まあ例えば高専の先生であるとか、そのプロポーザルで、構築物だったら、まあ構築物をやりよる先生あたりにやってもらおうかなとか。まあ、そういうような方法も取ってることはあります。

ただしちょっと私事で恐縮なのですが、わたしは県庁にコンピューターを導入する時に、実はその提案制度をやったんですが。それはもうまずですね、一切委員になる人も事前に言わないし、委員同士が何も言わない。ただ、当场寄ってもらって、そのシャッポになったんですが、当场、その当日になって採点方式を申し上げるとい、そしてやったとか、まあそういう方法もあります。

あっちこっち申し上げましたが、プロポーザルにつきましては、そのワーキングと、今度は助役を中心としたんは二重構造にしておりますけども。一応来たやつを今度は採点入れてですね、そこらきちっとこう横並びのないように点数を入れてですね、点数の項目はまあいろいろ、また聞いていただいてお答えで。

そういうふうな外部性、透明性というのは、外部から入れるということは一つの意向だと思います。しかし、小さいこの小さいエリアの中でですね、その守秘義務を帯びてですね、こういうん来たけどこんなだったわって言われるとですね、ほんでわしの感心したんわ、あすこは良かったわって言うたら、今度はプロポーザル別の方がね、わたし実は、と、こういうふうになりますんで。同時にその場で同じように時間と資料とあれを与えて、対等の立場でやらしておりますが。その情報が外部性で透明性はいいいんだけど、じゃあ役人以外の人には絶対神様みたいな人がおるかということについては、また考えなければならぬだろうと思います。透明性のために外部やっておるけど、あれは町長の好きな人が来たわと。こういうことでも困りますので。

そこらまで含めてですね、今後検討して、ただあの由岐におかれましては、日和佐におかれましては、おそらくわたくしは思うんは、そういう契約事案について今、新聞紙上で賑わしてるようなことはなかってきたし、今後もしないと。今もしてないというふうに、わたくしは確信してんですが。なお町民の皆さん方がですね、あれぐらいのことについて、高いもんをしてるじゃないかと、高い買いもんをしてるという、役に立たんと。まあほういうようなご議論との対応においてもですね。

もうひとつは、常々思うんですが、競争の原理とそれから競争をなるべく公平にして、町民の税金をなるべく安くするっていうことと、地域経済をどうするかっていう問題もひとつ考えとかなきゃならないだろうと思っております。なにしろ競争に勝てるというのは、やはりたくさん牌がいっぱいあるところで、お互いにやるときはいいんですが、牌のないところでは技術も伸びてませんし、産業も伸びてない。そのときに安いもんを買おうとするとやっぱりたとえば電気製品買うとしたら、この付近で買うより徳島で買うより、東京で買う、東京でも秋葉原行ったらもう3分の1で買える。まあそういうふうな平たいことばで申し上げましたが、経済を地域経済を守りながら、税金を払ってる皆さんの立場

に立って、地域経済も完了させながらという設定の中ですね、今後透明度を高めてひとつやっていかなければならないと。

端的に言うと、今回この水道のこれについてはどうするかについては、建設課長の方からお答えさせていただきますが。これは今説明しましたようにやっとなるやつがですね、地震の話が出てきて非常に下水管理につきましても、水道のライフラインにつきましても耐震は言われております。水道管は最近のようにフレキシブルとってこう地震が揺ってもいけると。古い時代から今日までやってきておるんで、なかなかそれも取り替えていかなければならないことだと考えております。当提案しておりますことにつきましては、鈴木課長から。

長々申し上げましたけども、ぜひまあ透明度で。なおその議決済みになりました総合計画等につきましては、これはわたくしも、ただ判子つくでなしに、誰々がどうやって、誰がどうやって手に入れとうっちゅうんきちっと見て、それも評価した人を評価する立場でやっておりますが、一応極めて厳正適正にやっているっていうことを、わたくしから。まあ信用していただけたらいいんですけど、あの確認を取って決裁しておるところでございます。総合計画についてはまだこれからの問題がございます。交渉権。以上でございます。

長々申し上げましたが、提案をさして、民間の技術を買うと。今後の発注にあたっては、まあいろいろなこと言われておりますが、わたくしは地域の経済と調和のある中で、経営の契約経営についての透明度を高め、競争性を高め、税金を払った側に立って、注視していきたいと

。わたしは今回ここに臨む、この場所に臨ましてもらうときも、それを見える行政にしようということでもありますので。なお至らん点も有ったらですね、ぜひ途中で、ひとつ議員各位のご指導を賜りたいと思っております。長くなりましたが、答弁にさせていただきます。

議長 小休いたします。

(時に午後 15 時 51 分)

(時に午後 15 時 52 分)

議長 再開いたします。鈴木建設課長。

建設課長 はい。お答えいたします。今まで平成 16 年度からですね、旧の日和佐町の建設課におきまして、3 件のプロポーザル方式の入札を採用しました。プロポーザル方式といいますのは、金額だけでなくですね、提案内容、まあ金額を含めた提案内容を重視するということでございます。金額が高かっても採用されるという可能性がございます。

それに対してですね、今回の委託契約の方法ということでございますが

議 長 北山議員。 ですね、指名競争入札を考えております。それにつきましては、今回は
16番議員 今あの課長から今回の分は指名競争入札で、過去に3件プロポーザル方
式は採用されたという話がございました。地方公共団体の契約について
は、まずあの一般競争入札っていうのが基本であると。原則であるとい
うことはこれは皆さんも周知の通りと思うんですけど。
わたくし、あの町長に、今までが、美波町がどうのこうのっていうん
ではないんです。これから今後の話で透明性いろいろ、他の所で問題が起
きていますんで、町民もいろいろ心配されておると思います。そこ
で、今後どうしていくんか。まあ町長は今後できるだけ透明性を上げる
ために、また考えていくんだというような説明がありましたので、まあ
それをわたしはご期待をして終わりたいと思いますが、まあそういうこ
とで終わります。

議 長 他に質疑ございませんか。ございませんか。
質疑がないようでございますので質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
日程第10 議案第75号 平成18年度美波町公共下水道事業特別会
計補正予算(第2号)を原案通り決するにご異議ございませんか。ござい
ませんね。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。
日程第11 議案第76号 平成18年度美波町水道事業会計補正予算
(第1号)を議題といたします。
当局的説明を求めます。今津水道課長。
水道課長 (議案第76号の説明をする)
議 長 説明が終わりましたので質疑を行います。
質疑ございませんか。
質疑がないようでございますので質疑を打ち切ります。お諮りいたしま
す。
日程第11 議案第76号 平成18年度美波町水道事業会計補正予算
(第1号)を原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。

日和佐病院事務長
議 長

日程第 1 2 議案第 7 7 号 平成 1 8 年度美波町病院事業会計補正予算
(第 2 号)を議題といたします。当局の説明を求めます。古字病院事務長。
(議案第 7 7 号の説明をする)
説明が終わりましたが、議事の都合で小休いたします。1 5 分間の小休
をいたします。

(時に午後 4 時 2 分)

(時に午後 4 時 1 8 分)

議

長 それでは再開いたします。平成 1 8 年度美波町病院事業会計補正予算(第
2 号)の説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。
質疑ございませんか。ございませんか。
質疑がないようでございますので質疑を打ち切ります。お諮りいたしま
す。
日程第 1 2 議案第 7 7 号 平成 1 8 年度 1 8 年度美波町病院事業会
計補正予算(第 2 号)を原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決いたしました。
日程第 1 3 議案第 7 8 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求
めることについて 議題といたします。当局の説明を求めます。影治総
務課長。

総務課長
議 長

(議案第 7 8 号の説明をする)
説明が終わりましたので質疑を行います。
質疑ございませんか。
質疑がないようでございますので質疑を打ち切ります。お諮りいたしま
す。
日程第 1 3 議案第 7 8 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求
めることについて原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案通り決定いたしました。
小休いたします。

(時に午後 4 時 1 9 分)

(時に午後4時20分)

- 議長 小休に引き続き、再開いたします。
- 2番議員 日程第14 意見書(案)第4号 全国森林環境税の創設を求める意見書について議題といたします。提出者の説明を求めます。江本議員。
- 2番議員 2番 江本。意見書(案)全国森林環境税の創設を求める意見書 朗読を以って説明させていただきます。皆様のご賛同をよろしく願いたいと思います。
- 意見書(案)美波町議会議長 新矢公宏殿 提出者 美波町議会議員 江本 昇 賛成者 美波町議会 坂口 進議員 意見書を賛成者とともに連署して提出いたします。
- 全国森林環境税の創設を求める意見書(案)近年、森林のもつ地球環境保護、国土の保全・水質源の涵養・自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心及び期待は大きくなってきている。
- また、地球温暖化防止にかかる京都議定書目標達成計画では、我が国に課せられたCO²削減目標6%のうち、3.8%を森林の吸収により確保することが期待されているところである。
- しかしながら、これまで森林を守り育ててきた林業は、木材価格の低迷や後継者不足など林業関係者のみでは森林の保育・管理を行っていくことが極めて困難な状況となり、必要な手入れをされることなく放置される森林が急増している。
- そのため、森林と共に暮らし、森林を熟知する行政としての市町村が立ち上がらなければならないが、森林を守っていくべき山村地域の市町村は、過疎化・少子高齢化に悩み、加えて今日の危機的な財政状況から今後とも継続的に森林を守る役割を担うのは困難である。
- このような状況において将来にわたって国民の貴重な財産としての森林を維持していくためには、山村地域の住民や自治体のみならず都市部や海辺の地域の住民や自治体も一緒になって「森林・山村を育て、水や空気を守っていく」という国民的な認識と森林を次世代へ引き継いでいくという気運を高めていくことが重要である。ついては、森林のもつ公益的機能に対する新税として「全国森林環境税」を創設し、森林を有する山村地域の市町村が、その維持・育成のための財源を確保できるようにすることを強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
- 平成18年12月22日 徳島県美波町議会
提出先 内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・農林水産大臣・環境大臣・衆議院議長・参議院議長
- 以上でございます。よろしく申し上げます。
- 議長 説明が終わりましたので質疑を行います。
- 5番議員 質疑ございませんか。久保議員。
- 5番議員 この森林税はこの前から議論されておると思いますが、どんなんです。これは所有者が、山林の所有者が払うもんか、それとも国民全員が払う

もんか。それとも維持していくんであったら、町とか県とか自治体が維持していく。そのあたりどないなるんですか、これは。どのような目的で、これ税金を集めようとしとんですか。それとも、山持った人が出すんか。それとも、国民が全部が出すんか。そのあたりを。

議 長 藤井町長。小休いたします。

(時に午後4時29分)

(時に午後4時32分)

議 長 それでは再開いたします。

全国森林環境税の創設を求める意見書について 質疑を行います。質疑ございませんか。他に質疑ございませんか。

質疑がないようでございますので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。

日程第14 意見書(案)第4号 全国森林環境税の創設を求める意見書について原案通り決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案を原案通り可決いたしました。

日程第15 常任委員会の閉会中の継続調査申出書について 議題といたします。各委員会より閉会中の継続調査申出書が提出されております。これから、それぞれ読み上げますのでご審査をお願いしたいと思います。議長宛に総務産業建設常任委員会、江本委員長より閉会中の継続調査申出書が出されております。本委員会は所管事項のうち次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので会議規則第73条の規定により申し入れます。

1. 行財政改革の推進について
2. 南海地震対策の推進について
3. 商工業の振興及び雇用対策について
4. 観光振興対策について
5. 農業水産業の振興対策について
6. 道路網、下水道及び港湾施設の整備について

文教厚生常任委員会、北山委員長より閉会中の継続調査申出書が出されております。本委員会は所管事項のうち次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので会議規則第73条の規定により申し入れます。

1. 福祉対策の推進について

- 2．保健医療対策の推進について
- 3．環境汚染の対策について
- 4．教育施設及び環境の対策について

それぞれ申出の件について、これを許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本案は申出の通り閉会中の継続調査をすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次回定例会の会期日程等について議会運営委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。次回定例会の会期等は議会運営委員会に付託されました。お諮りいたします。本定例会に、付議されました案件全て終了いたしました。

以上で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会は、本日で閉会することに決しました。これを持ちまして平成18年美波町議会第3回定例会を閉会いたします。長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

(時に午後16時37分)